

檜原市

第1期こども計画



令和7年3月
檜原市

ごあいさつ

日頃より、市政へのご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

わが国においては、子どもや若者、保護者を取り巻く社会環境の変化や複雑化する支援ニーズを受け、令和5年4月より「こども基本法」が施行され、「こどもまんなか社会」の実現に向けて様々な取り組みが進められているところです。



本市では、平成27年3月に「橿原市子ども・子育て支援事業計画」、令和2年3月に「橿原市第2期子ども・子育て支援事業計画」を策定し、乳幼児期の教育・保育や、地域子ども・子育て支援事業の充実を図るなど、「子育てしやすいまち日本一」を目指してさまざまな取り組みを進めてまいりました。

今回策定しました「橿原市第1期こども計画」は、これまで進めてきた教育・保育の量と質の確保に加え、子どもの貧困問題や若者に関する課題への取り組みなどを幅広く網羅した計画となっております。今後は新たな「こどもの笑顔と未来をはぐくむまち かしはら」という基本理念のもと、「自尊感情の醸成と主体性の育成」「平等な機会の提供」「生涯を通じた出会い・成長の支援」「子育て世帯と共に支え合うまちの実現」を重点施策として掲げ、「こどもまんなか社会」の実現に向け、市民の皆様をはじめ、関係団体や関係機関の皆様との協働により取り組みを進めてまいります。

本計画に基づいた取り組みを進める中で、橿原市の未来を担うすべての子どもや若者が育った橿原市に誇りをもち、また子育てを行うすべての方が「子育てするなら橿原市」を実感していただけるまちになるよう、さまざまな課題に全力でチャレンジしてまいります。

本計画の策定にあたり、アンケート調査にご協力いただいた皆様、お子様からの意見聴取にご協力いただいた学校関係の皆様、ならびに貴重なご意見・ご提案をいただきました「橿原市こども・子育て会議」の委員の皆様をはじめ、関係者の皆様に厚く御礼を申し上げます。

引き続き計画の推進に向けて、皆様のご理解とご協力を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

令和7年3月

橿原市長 亀田 忠彦

目 次

第1章 こどもをとりまく社会情勢	1
(1) 社会的な背景	2
(2) こどもまんなか社会の実現に関する制度の概要	2
(3) 子ども・子育て支援法の改正	4
第2章 こども計画の概要	5
(1) こども計画策定の背景	6
(2) 計画の期間	6
(3) 計画の構成	7
(4) 計画の対象	8
(5) 計画の策定体制	9
第3章 檀原市の現状と課題	11
(1) 本市の現状	12
(2) これまでの取り組みの評価と課題	18
(3) 新たに実施したアンケート調査結果からみえる傾向と課題	24
第4章 大切にしたい考え方と方向性	27
(1) 基本理念	28
(2) 基本目標	29
(3) 施策体系	30
(4) 重点施策	31
(5) 各施策の方向性と該当する取り組み	35
(6) 成育医療等基本方針に基づく計画における施策・事業の評価指標について	46
第5章 教育・保育と地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制	49
(1) 教育・保育の提供区域	50
(2) 推計児童数について	51
(3) 量の見込みの算出について	51
(4) 乳幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制	52
(5) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の量の見込みと提供体制	58
(6) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制	59
第6章 計画の推進に向けて	77
(1) 推進体制の充実	78
(2) 計画の点検・評価	78
資料編	79

第 1 章

こどもをとりまく社会情勢

（１）社会的な背景

現在のわが国は人口減少が急速に進んでおり、合計特殊出生率の低下などによる少子化の進行を要因として挙げることができます。

このような傾向は全国的にみられ、少子化の抑制・解消が地方自治体における喫緊の課題となっている一方、実際に子育てに携わる方々は、子どもを育てることについて様々な不安を抱えていることも明らかになっています。

これまでも、待機児童問題や虐待問題などが社会的に注目されてきましたが、近年は子どもの貧困やヤングケアラーなどの新たな課題も顕在化してきており、複雑化・多様化する子育て支援へのニーズに応えていくことが、行政をはじめとした公的機関の課題となっています。

以上のような社会情勢のもと、令和５年４月１日より、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な基本法である「こども基本法」が施行され、また、その実施を担う行政機関として「こども家庭庁」が発足しました。

加えて、こども施策に関する基本的な方針、重要事項を定めた「こども大綱」が令和５年１２月２２日に閣議決定され、その中で、常に子どもや若者の視点に立ち、子どもや若者の最善の利益を第一に考える「こどもまんなか社会」の実現を目指して施策を進めていくことが示されました。

（２）こどもまんなか社会の実現に関する制度の概要

①こども基本法

令和４年６月に成立し、令和５年４月に施行されたこども基本法は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、すべてのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども施策を総合的に推進することを目的としています。同法は、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定めています。

【基本理念】

- 1 すべてのこどもが大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと
- 2 すべてのこどもが大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること
- 3 すべてのこどもが、年齢や成長の程度に合わせて、自分に直接関係することに意見を言えたり、さまざまな活動に参加できること
- 4 すべてのこどもの意見が年齢や成長の程度に合わせて、大事にされ、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること
- 5 子育てをしている家庭のサポートが十分に行われることで、家庭で育つのが難しいこどもに家庭と同じような環境が用意されること
- 6 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること

②こども大綱

こども基本法に基づき、幅広いこども施策に関する今後5年程度を見据えた中長期の基本的な方針や重要事項を一元的に定めたものであり、こども施策を総合的に推進するための基本的方針等を定めています。

【基本的方針】

- ① こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ② こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③ こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④ 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤ 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろう）の打破に取り組む
- ⑥ 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

こどもまんなか社会について

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、「**身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会**」。

③こどもの居場所づくりに関する指針

「地域のつながりの希薄化」や「不登校など、複雑かつ複合化したこどもを取り巻く環境の厳しさ」、「価値観の多様化」等、子どもたちを取り巻く環境・課題が日々変化している中で、子どもたちにとっても「自分の居場所」があることは幸せな状態（ウェルビーイング）で成長するために必要な要素となっています。

実際、各地域における「居場所づくり」に関する取り組みをさらに推進していくため、子どもの権利を基盤とした居場所づくりについて国の考え方が示されています。

【理念】

- 全てのこどもが、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、様々な学びや、社会で生き抜く力を得るための糧となる多様な体験活動や外遊びの機会に接することができ、自己肯定感や自己有用感を高め、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で成長し、こどもが本来持っている主体性や創造力を十分に発揮して社会で活躍していけるよう、「こどもまんなか」の居場所づくりを実現する

【こどもの居場所づくりにおける4つの基本的な視点】

- | | | | |
|------|----------------------|--------|-------------------|
| ・ふやす | ～多様なこどもの居場所がつけられる～ | ・つなぐ | ～こどもが居場所につながる～ |
| ・みがく | ～こどもにとって、より良い居場所となる～ | ・ふりかえる | ～こどもの居場所づくりを検証する～ |

【各視点に共通する事項】

- ① こどもの声を聴き、こどもの視点に立ち、こどもとともにつくる居場所
- ② こどもの権利の擁護
- ③ 官民の連携・協働

④子どもの権利

「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」は子どもも「ひとりの人間として人権（権利）をもっている、権利の主体」であるという考え方を国際的に保障するために定められた条約です。子どもを権利の主体ととらえ、大人と同様にひとりの人間として持つ様々な権利を認めると同時に、成長過程にあって保護や配慮が必要な子どもならではの権利も定めています。また、子どもを育てる責任はまず親にあり、国がそれを支援することも書かれています。

【基本理念】

- 1 すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。
- 2 子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。
- 3 すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。
- 4 子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

【子どもの権利条約の4つの原則】

- 差別の禁止（差別のないこと）
 - 子どもの最善の利益（子どもにとって最もよいこと）
 - 生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）
 - 子どもの意見の尊重（子どもが意味のある参加ができること）
- （日本ユニセフ協会ホームページより抜粋）

（３）子ども・子育て支援法の改正

令和6年6月に子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が成立しました。この改正法により、こども未来戦略の「加速化プラン」に盛り込まれた「ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化」、「全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充」、「共働き・共育での推進」等の施策が推進され、これらの給付等を支える財政基盤として子ども・子育て支援金制度等が創設されることとなりました。（改正の全体像は113ページ資料編「（４）子ども・子育て支援法の改正概要」に掲載しています。）

「こども未来戦略」について

令和5年12月に策定された、国のこども・子育て政策の方向性を定めた戦略で、「若者・子育て世代の所得を増やす」「社会全体の構造や意識を変える」「すべてのこどもと子育て世帯をライフステージに応じて切れ目なく支援していく」という3つの基本理念のもと、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てできる社会、こどもたちが笑顔で暮らせる社会の実現を目指すこととしています。

第 2 章

こども計画の概要

こどもまんなか社会の実現に向けて

(1) こども計画策定の背景

橿原市（以下、「本市」といいます。）では、誰にとっても子育てしやすいまちであるために、これまでも様々な取り組みを進めてきました。令和2年3月には、本市におけるこども施策の方向性や教育・保育サービスの提供体制について記した「橿原市第2期子ども・子育て支援事業計画」（以下、「前回計画」といいます。）を策定し、「子育てロマンのまち かしはら」という基本理念のもとで、計画的にこども施策を推進してきたところです。

このたび、前回計画が令和6年度をもって最終年度を迎えるにあたり、新しい時代の流れや国の施策へ対応することと、「誰一人取り残さない」というSDGsの目的を実現するために、「子どもの貧困対策推進計画」や「子ども・若者計画」を内包した、「こどもまんなか社会」を実現するための本市における方針である「橿原市こども計画」（以下、「本計画」といいます。）を、計画の当事者である子どもや若者、子育てをしている保護者・養育者の意見も踏まえながら策定しました。

(2) 計画の期間

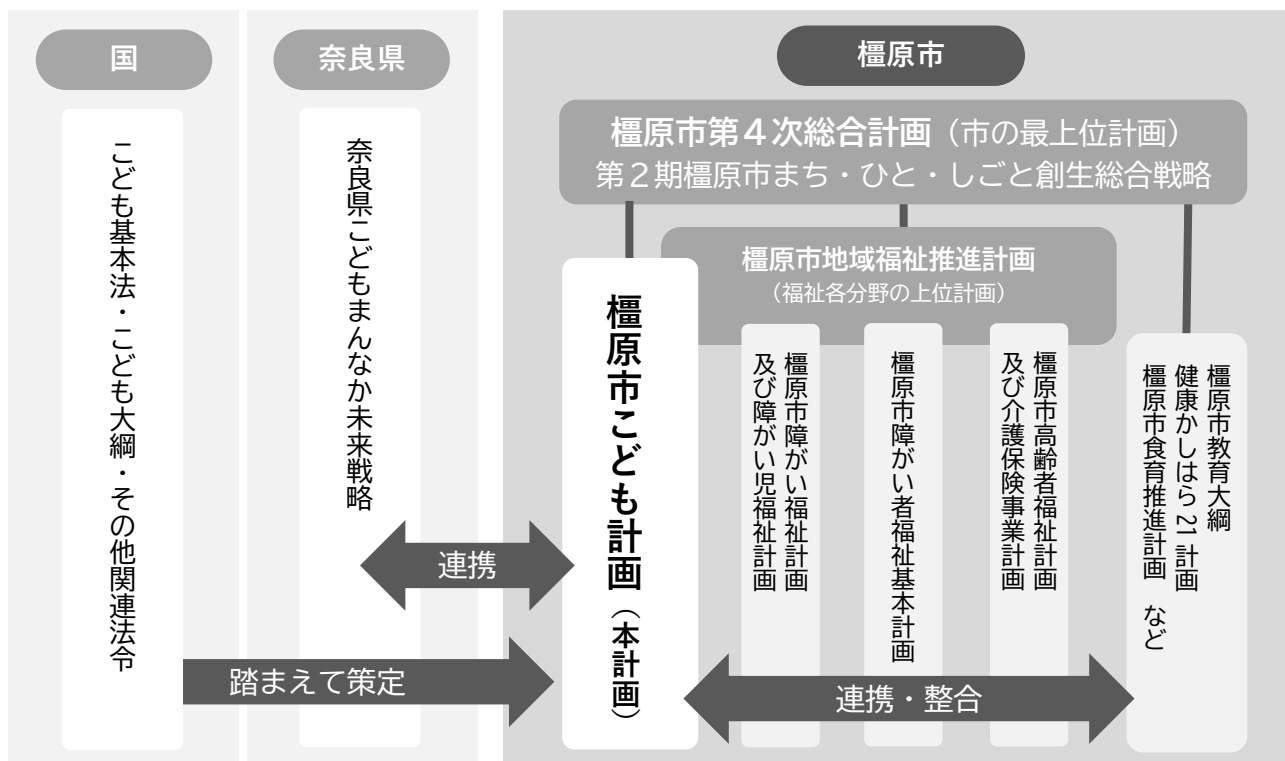
本計画の基本となる「こども大綱」が5年程度で見直しを行うことを受け、本計画の期間も令和7年度から令和11年度の5年間とします。

令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
橿原市第2期 子ども・子育て支援事業計画 (前回計画)			橿原市こども計画（本計画）				

(3) 計画の構成

本計画は、本市のまちづくり全般の方向性を定める「橿原市第4次総合計画」及び少子化対策に関する取り組みの方向性を定める「第2期橿原市まち・ひと・しごと創生総合戦略」をはじめ、こども施策に関連する分野の方向性を定めた各種計画と整合性を図りながら進めていくものです。

▼他分野との関係性のイメージ



こども計画が包含する内容

子ども・子育て支援事業計画 (根拠法：子ども・子育て支援法 (H24.8))

教育・保育サービスのニーズ予測に基づく、将来のサービス提供体制確保の方策を定める計画

次世代育成支援行動計画 (根拠法：次世代育成支援対策推進法 (時限立法 H15.7～R17.3))

子育て支援や仕事と家庭の両立など、安心して子育てができる環境整備に向けた取り組みを定める計画

成育医療等基本方針に基づく計画 (根拠法：成育基本法 (H30.12) に基づく「成育医療等基本方針」が該当)

出生から、新生児期、乳幼児期、学童期、思春期の各段階を経て、おとなになるまでの一連の成長の過程や、その保護者、妊産婦に対して、必要な支援を切れ目なく提供する体制を確保するための計画

子どもの貧困対策推進計画 (根拠法：こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律 (R6.9.25))

家庭の状況によらず、すべての子どもが平等に進学・発育できるよう、多分野が連携して子どもの未来を保証する計画

子ども・若者計画 (根拠法：子ども・若者育成支援推進法 (H21.7))

すべての子どもや若者の健やかな成長と自立を目指し、子ども・若者育成支援施策を総合的・体系的に推進することを目的にした計画

（４）計画の対象

本計画は、子どもや若者、子育てをしている保護者や子育て支援に関わる関係機関・団体等を広く対象とします。

若者の対象年齢については、いわゆる「ポスト青年期」を含めた 40 歳未満程度としますが、下記の「こども基本法」「こども大綱」の考え方を踏まえ、施策や事業によっては明確に年齢で区分せず、必要なサポートが途切れないようにするものとしします。

なお、本計画では、基本的に 18 歳までの方を「子ども」、19 歳から 39 歳までの方を「若者」と記載し、子ども・子育て支援事業計画の根拠法における定義内容との整合性を図っています。

また、本計画は「こども基本法」や「こども大綱」に基づき策定しているため、本計画の対象者である 39 歳までの子どもや若者本人の総称として「こども」と表現しています。

▼本計画の根拠法などにおける「子ども」と「こども」の定義（各法令等からの抜粋）

子ども・子育て支援法

➡「子ども」とは、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者

こども基本法

➡「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう

こども大綱

➡こども基本法において「こども」とは「心身の発達の過程にある者をいう。」とされている。これは、18 歳や 20 歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう、こどもや若者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるように支えていくことを示したものであり、こどもが、若者となり、大人として円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指している※

※「乳幼児期」（義務教育年齢に達するまで）、「学童期」（小学生年代）、「思春期」（中学生年代からおおむね 18 歳まで）、「青年期」（おおむね 18 歳以降からおおむね 30 歳未満。施策によってはポスト青年期の者も対象とする。）とで分けて示す。なお、「若者」については、法令上の定義はないが、ここでは思春期及び青年期の者とし、「こども」と「若者」は重なり合う部分があるが青年期の全体が含まれることを明確にする場合には、分かりやすく示すという観点から、法令の規定を示す場合を除き、特に「若者」の語を用いることとする。

(5) 計画の策定体制

① アンケート調査

教育・保育サービスに対するニーズや、本市のこども施策に対する思いをうかがうため、以下のアンケート調査を実施しました。

※★のついている調査に関しては、本計画策定にあたり、新たに実施した調査

ア. 檀原市の子ども・子育てに関するアンケート調査

- ・ 調査対象：①市内在住の就学前児童保護者
②市内在住の就学児童保護者
- ・ 調査時期：令和5年11月8日～11月30日
- ・ 調査方法：オンライン上での回答フォームを通じた本人回答方式
- ・ 回収状況：①就学前児童保護者…1,131件（回収率：40.4%）
②就学児童保護者…1,614件（27.7%）

イ. 小学5・6年生対象アンケート調査 ★

- ・ 調査対象：市内小学校の児童（5・6年生）
- ・ 調査時期：令和5年11月8日～11月30日
- ・ 調査方法：オンライン上での回答フォームを通じた本人回答方式
- ・ 回収状況：1,461件（回収率：71.5%）

ウ. 子どもの生活実態調査 ★

- ・ 調査対象：市内在住の小学5年生・中学2年生の児童生徒及びその保護者
- ・ 調査時期：令和6年7月1日～7月19日
- ・ 調査方法：紙面調査票の郵送配布・郵送回収による本人回答方式
- ・ 回収状況：673件（回収率：47.9%）
※児童生徒と保護者を合わせて「1件」として計算

エ. 子ども・若者の生活や意識に関するアンケート調査 ★

- ・ 調査対象：①市内在住の中学1・3年生及び高校生相当年齢（15～17歳）の方
②市内在住の18～39歳（若者世代）の方
- ・ 調査時期：令和6年7月1日～7月19日
- ・ 調査方法：紙面調査票の郵送配布・郵送回収による本人回答方式
- ・ 回収状況：①中学生・高校生相当年齢：671件（回収率：39.9%）
②18～39歳：407件（回収率：30.8%）

②庁内での検討会議の開催

本計画の策定において、本市としての意思決定を行う協議体として、庁内関係部署の役職者等で構成される「檀原市第1期こども計画策定にかかるワーキンググループ」「檀原市第1期こども計画策定にかかる庁内検討委員会」を開催しました。

③外部有識者等による「檀原市こども・子育て会議」の開催

本計画は、従来の「子ども・子育て支援事業計画」に「子どもの貧困対策推進計画」や「子ども・若者計画」を内包しています。計画が網羅する分野や年代が拡大されたことを踏まえ、子どもの権利や貧困状況等に関する有識者、子どもの権利や貧困状況等に関する知見を有する外部団体を委員として追加しました。さらに、子育て当事者に加え、子どもや若者本人の意見を反映するために、市民公募で選出された15～29歳のこども・若者委員も追加した20名の委員により「檀原市こども・子育て会議」を開催し、計画内容についてご審議いただきました。

④パブリックコメントの実施

本計画の策定にあたり、意見聴取のために市内公共施設や市ホームページにおいて計画案を公表し、市民等の意向を広く反映させることを目的とするパブリックコメントを実施しました。

また、本計画の主な対象となる子どもや若者からの意見を聴取するため、小・中学生、18歳未満の高校生相当年齢の方のご意見をオンラインも活用しながら、広く意見を募りました。

第 3 章

橿原市の現状と課題

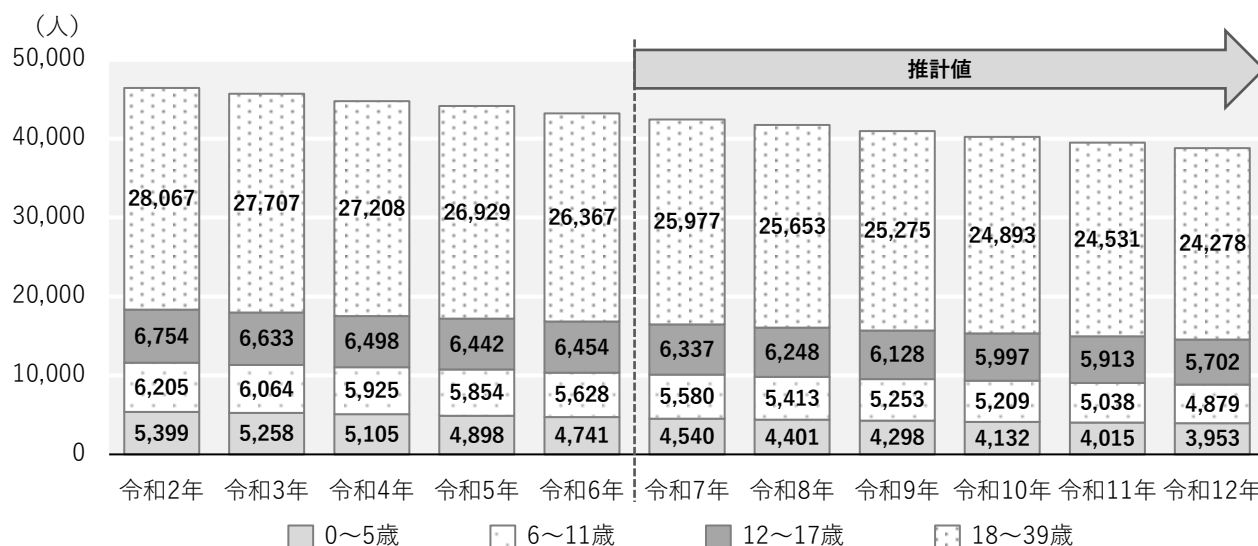
(1) 本市の現状

ここでは、本市の現状を示す基本的な統計データを掲載しています。そのほかの関連する統計データについては資料編（79 ページ以降）に掲載しています。

①子どもや若者の人口は減少傾向にあり、今後も続くことが予想されます。

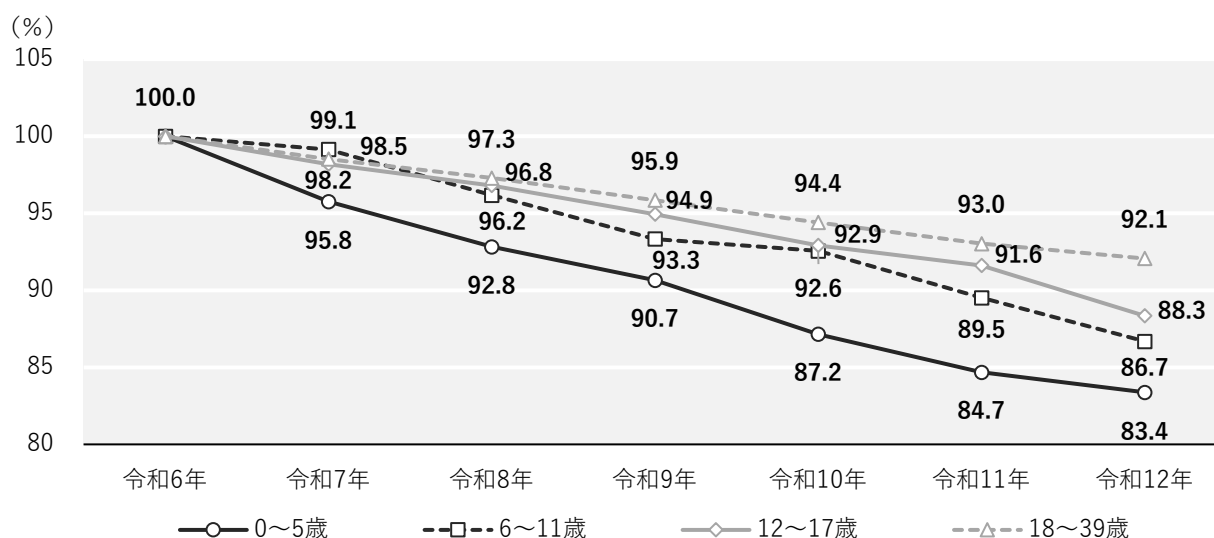
本市の子ども及び若者の人口は減少傾向が続いており、令和6年4月1日時点で18歳未満人口は16,823人、18～39歳人口は26,367人となっています。今後も減少が続く見込みで、各年代の増減率をみると、特に0～5歳人口が令和12年時点で83%程度まで減少する予測となっています。

[表1] 子どもや若者の人口の推移と将来推計



資料：橿原市「住民基本台帳人口」（各年4/1時点） 推計値はコーホート変化率法で算出しています。

[表2] 令和6年を基準とした子どもや若者の将来人口の増減率



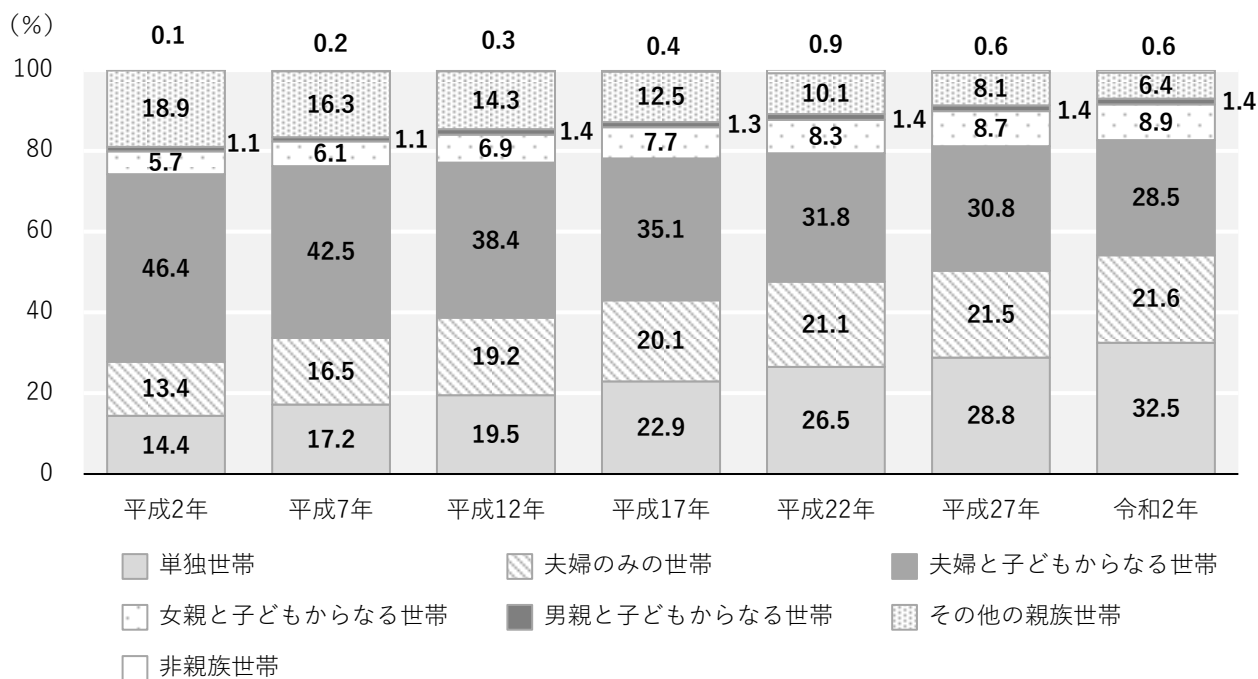
資料：橿原市「住民基本台帳人口」（各年4/1時点） 推計値はコーホート変化率法で算出しています。

②子どものいる世帯は少なくなっている一方、夫婦共働きの世帯は増加しています。

世帯類型をみると、近年は単独世帯及び夫婦のみ世帯の占める割合が上昇傾向にあり、特に単独世帯は令和2年時点で全体の約3割を占めていることがわかります。

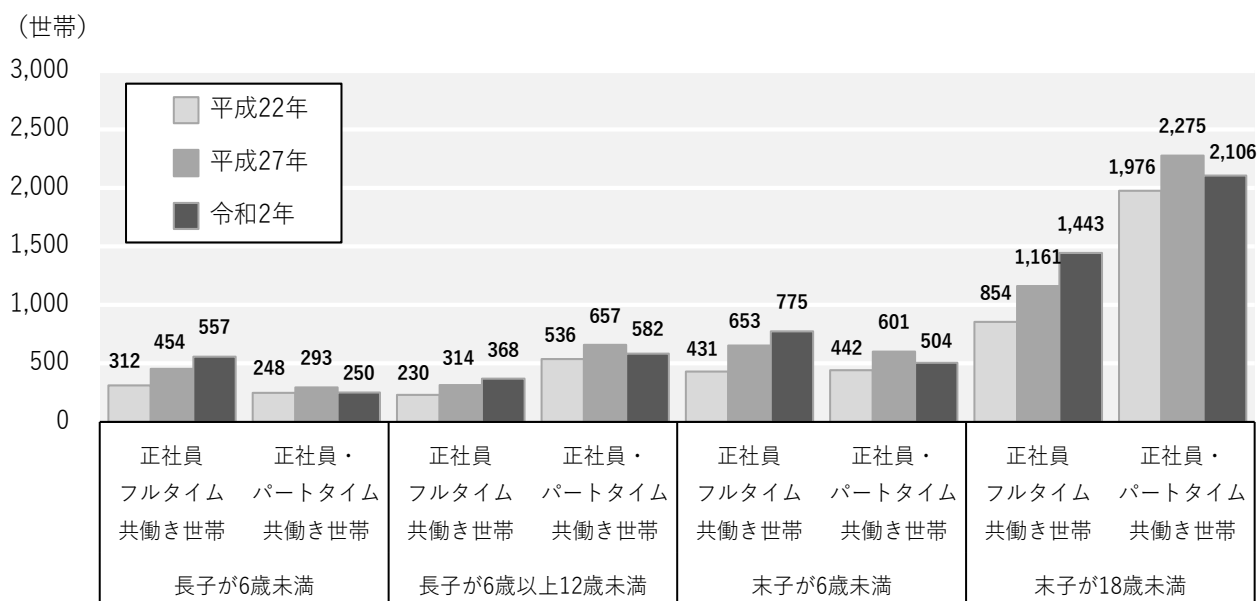
また、共働き世帯数は増加傾向にあり、夫婦ともにフルタイムで働いている世帯が継続して増加していることがわかります。

[表3] 世帯類型別割合の推移



資料：総務省「国勢調査」

[表4] 就労形態別でみた子どものいる共働き世帯数の推移



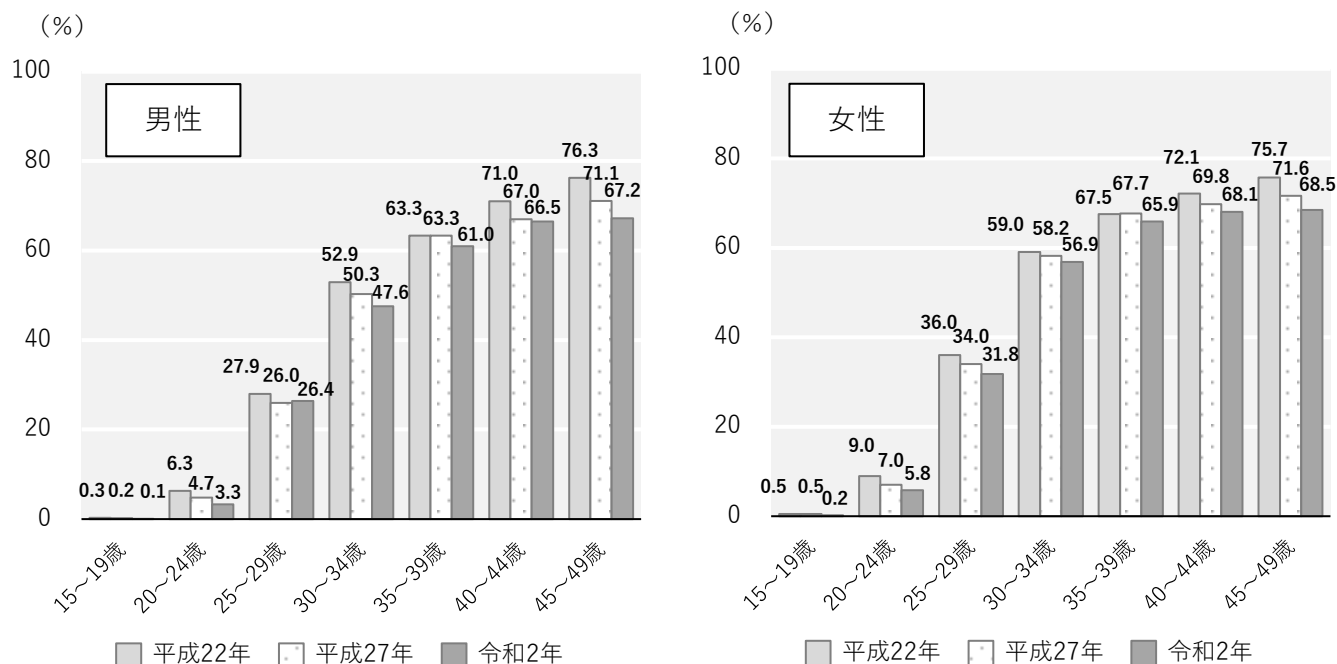
資料：総務省「国勢調査」

③配偶者のいる割合は低下傾向、配偶者のいる女性の出生率も低下傾向にあります。

有配偶率はここ 10 年で低下傾向にあり、男性・女性ともに、15～49 歳のすべての年齢層において有配偶率が低下しています。

15～49 歳女性の有配偶出生率も低下傾向で推移しており、ここ 10 年で4ポイント低下しています。これまでは一貫して奈良県平均より高く全国平均より低い水準となっていました。令和 2 年には全国平均に近い水準となっています。

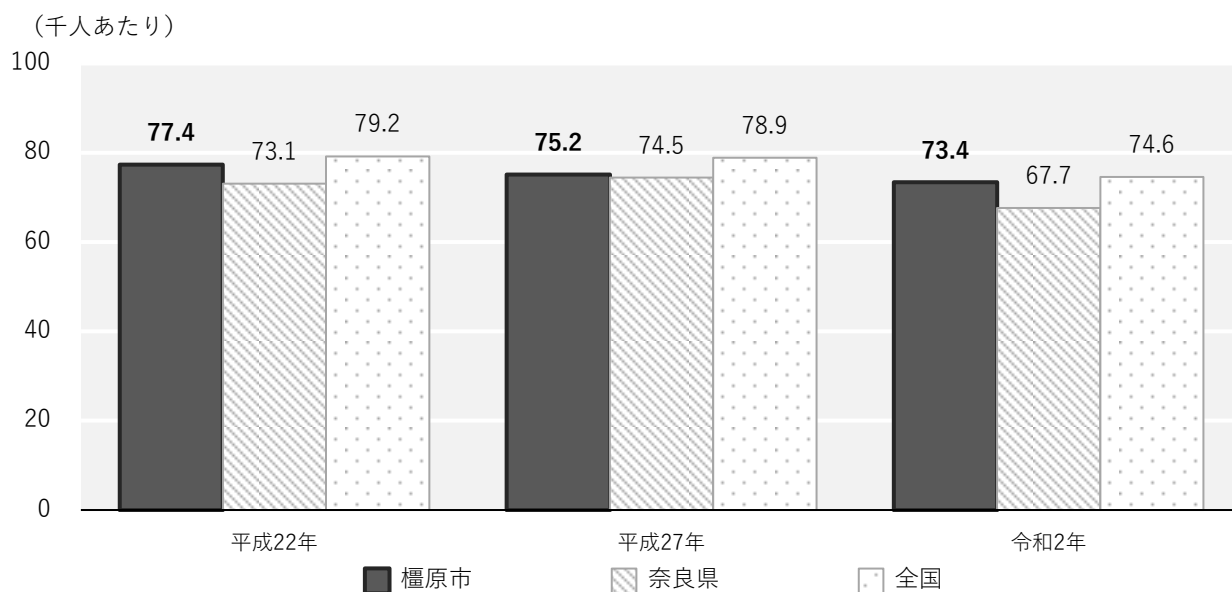
〔表5〕 男女別有配偶率（15～49 歳）の推移



資料：総務省「国勢調査」 ※有配偶率は「有配偶人口÷総人口」で算出しています。

※令和 2 年時点の日本の婚姻適齢は男性 18 歳、女性 16 歳となっています。

〔表6〕 15～49 歳有配偶出生率の推移と比較



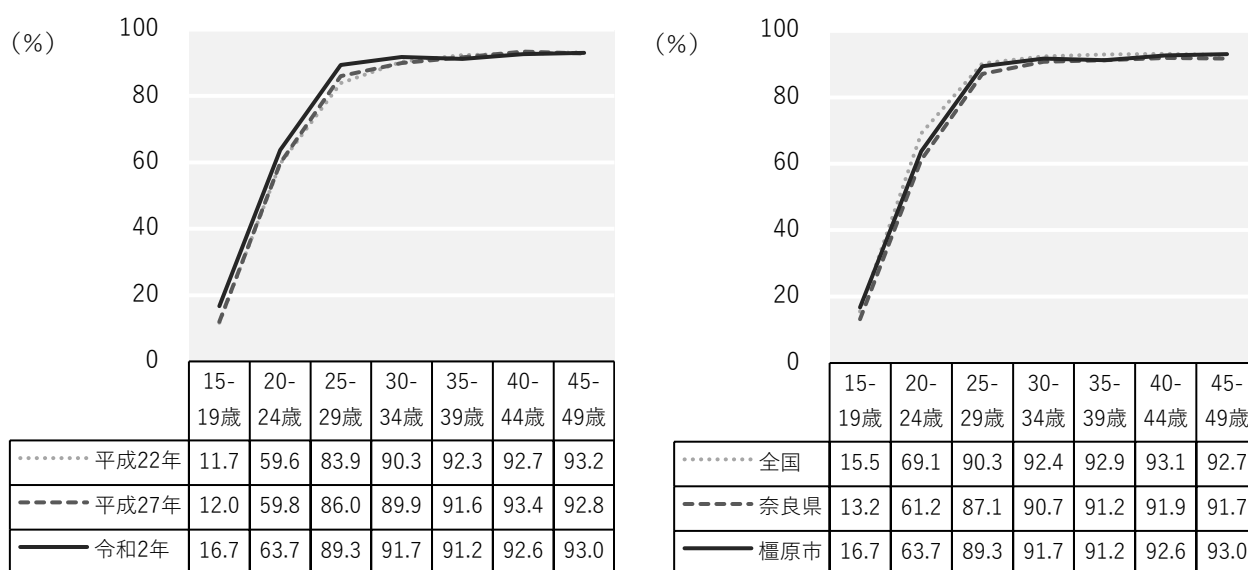
資料：総務省「国勢調査」、厚生労働省「人口動態調査」

④男性の就業率は変化なし、女性の就業率は上昇傾向にあります。

本市の男性の就業率（総人口に占める就業者数及び休業者数の割合）の推移をみると、15～19歳の就業率が上昇していることがわかります。全国や奈良県と比較しても、15～19歳の就業率が若干高いことが特徴となっています。

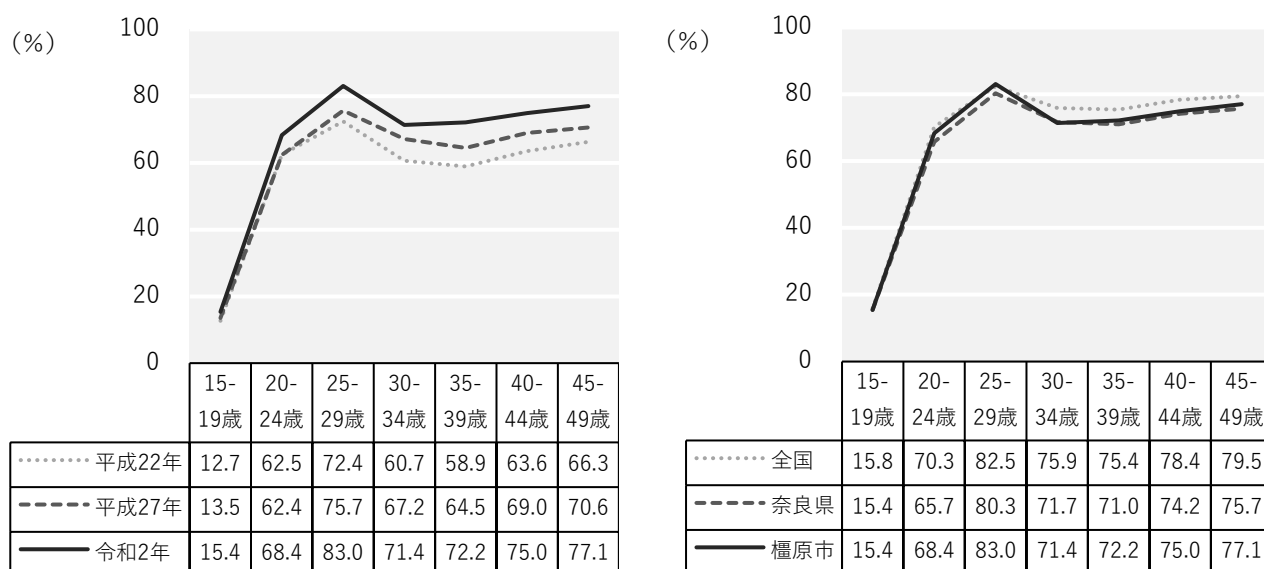
本市の女性の就業率の推移をみると、すべての年齢層において就業率が上昇していることがわかります。全国や奈良県と比較すると、全体として奈良県平均より若干高く、全国平均より若干低い状況となっています。

〔表7〕 男性の就業率の推移と令和2年実績の比較



資料：総務省「国勢調査」

〔表8〕 女性の就業率の推移と令和2年実績の比較



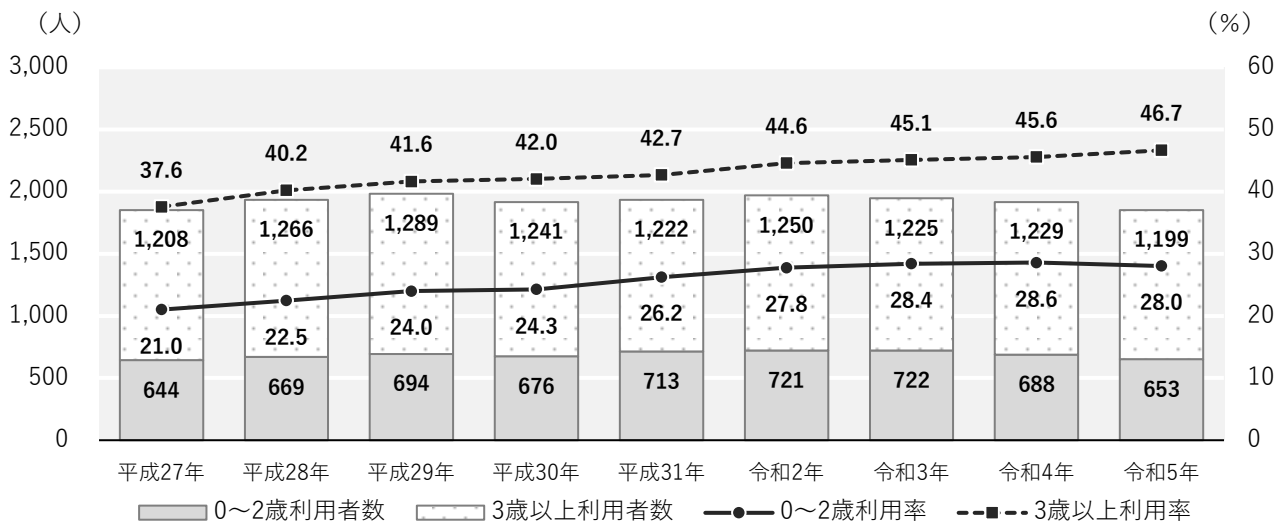
資料：総務省「国勢調査」

⑤保育所（園）の利用者は減少傾向にあるものの、利用率は高くなっています。

保育所（園）の利用者数は1,900人前後で推移しており、近年は人口減少に伴い利用者数が減少傾向にある一方で利用率は高く、依然として利用者数の多い施設となっています。

一方で、幼稚園の利用者数については一時的に増加はあったものの全体として減少傾向で推移しており、利用率も横ばいとなっています。

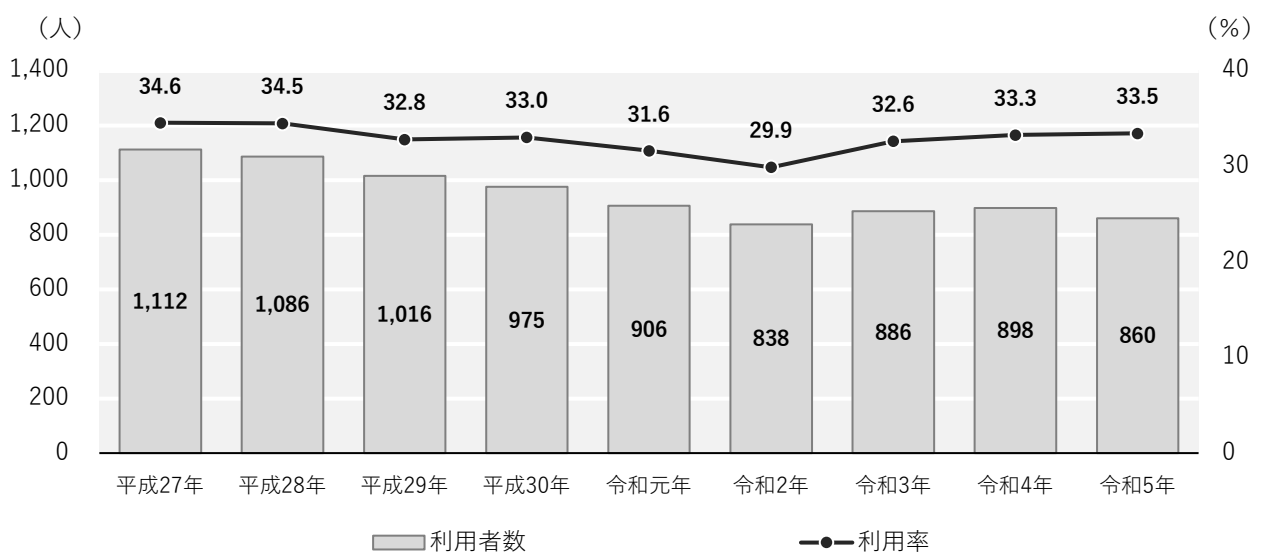
〔表9〕 保育所（園）の利用者数の推移



資料：檀原市こども未来課（各年 4/1 時点） ※入所児童数には、市外受託児を含めています。

※利用率は、「利用者数÷該当年齢の総人口」で算出しています。

〔表10〕 幼稚園の利用者数の推移

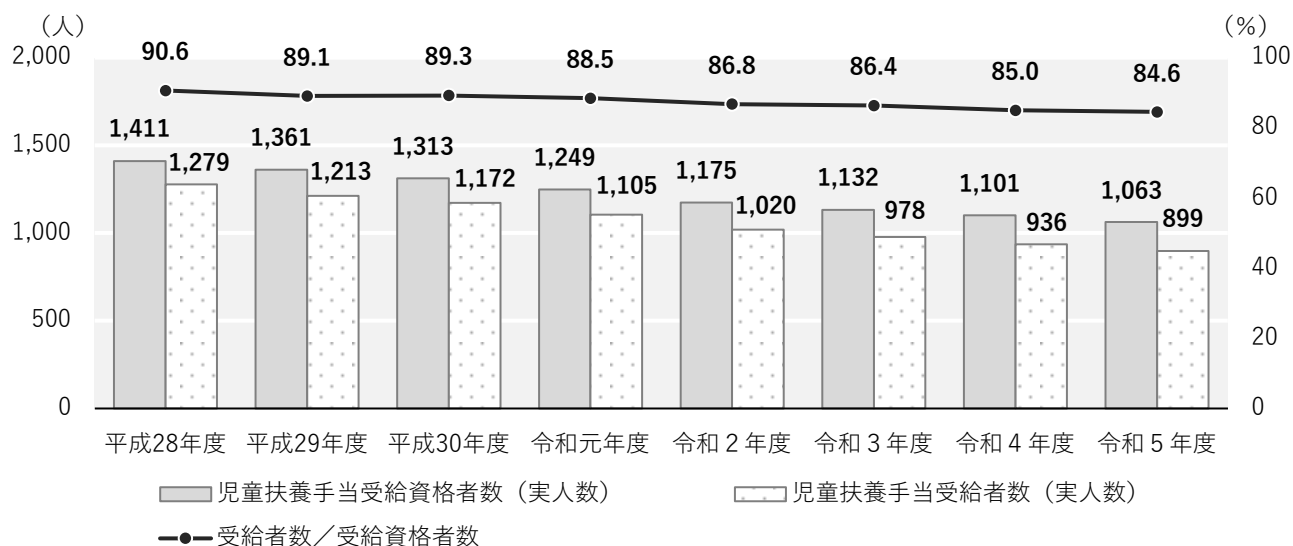


資料：文部科学省「学校基本調査」 ※利用率は、「利用者数÷該当年齢の総人口」で算出しています。

⑥児童扶養手当の受給者数は年々減少しています。

児童扶養手当の受給資格者数及び受給者数は減少傾向にあり、令和5年度時点で受給資格者数は1,063人、受給者数は899人となっています。なお、受給資格者数に占める受給者数の割合は、令和5年度時点で84.6%で、比率は年々低下傾向で推移しています。

[表11] 児童扶養手当の受給資格者数及び受給者数の推移

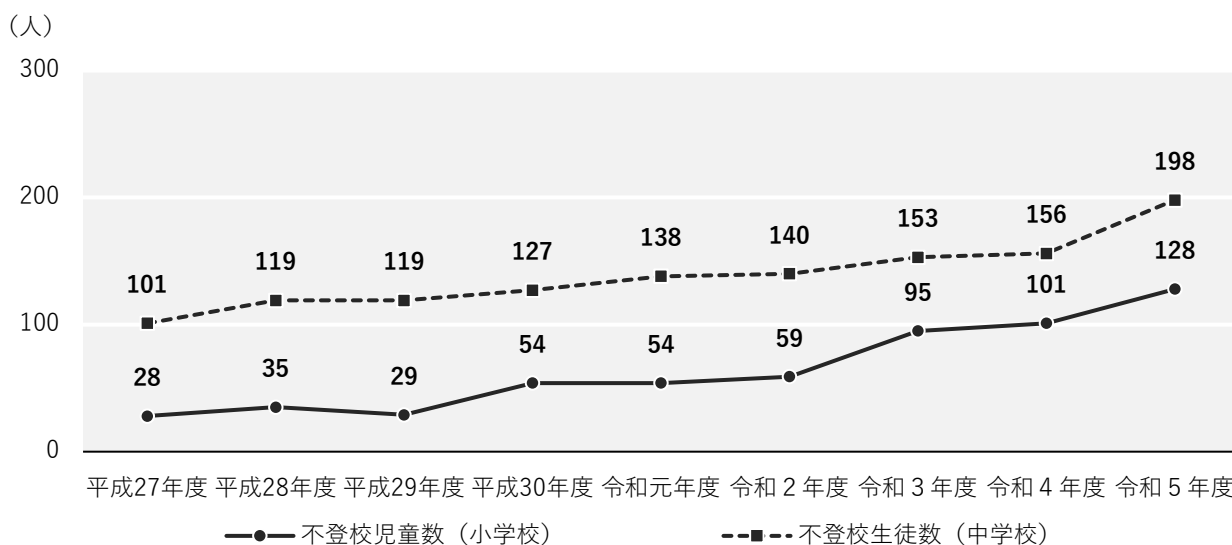


資料：橿原市こども未来課（各年度末時点）

⑦不登校状態にある子どもが年々増加しています。

不登校に該当すると考えられる児童・生徒数は増加傾向にあり、令和5年度時点で不登校児童数は128人、不登校生徒数は198人となっています。

[表12] 不登校児童数及び生徒数の推移



資料：橿原市学校教育課（各年度末時点）

(2) これまでの取り組みの評価と課題

前回計画に基づいて進めてきた取り組みについての評価結果や今後の課題について、関連するアンケート調査（9ページ「①アンケート調査」における調査種類アが該当）の結果も踏まえながら整理しました。（関連するアンケート調査結果は資料編（92ページ以降）に掲載）

基本目標1 質の高い教育・保育や子ども・子育て支援を提供する環境の充実

▼主な取り組み

【教育・保育における量と質の確保】

- 「檀原市保育所・幼稚園適正配置実施計画」に基づく教育・保育環境の整備を進めているほか、教育・保育の質の向上に向けた研修の実施や指導主事の配置などに取り組みました。
- 新型コロナウイルス感染拡大への対応で制限が必要な時期もありましたが、現在は幼稚園や保育所（園）、認定こども園に通う子どもと就学児童・生徒との交流を年に3～5回実施し、子どもの発達や学びの円滑な接続をサポートしました。
- 国の基準では表れない実質待機児童については年々増加傾向にあったため、その一因である保育士不足解消を目的として、保育士定着支援金等の補助金を創設し、保育士の確保を図りました。
- 特に待機児童の多い0～2歳児の保育の受け皿の確保を目的として、小規模保育事業所の誘致を行い、令和5年4月に2園が開園しました。

【多様な保育事業の提供】

- 保護者の負担の解消を図るための預かり保育や一時預かりのほか、多様化する保育ニーズに対応するための時間外保育事業、急病時のための病児保育事業や緊急時のための子育て短期支援事業など、多様な保育事業を提供しました。
- 一時預かりのWEB予約の導入など、デジタル化による利用者の利便性向上を図りました。

【放課後の子どもの居場所づくり】

- 放課後児童クラブのニーズが高いことをうけ、余裕教室を含む既存施設5箇所を、放課後児童クラブとして拡充しました。
- 人権教育の視点も含めながら、地域未来塾や放課後子ども教室などを通じた地域学習や体験活動の機会提供の促進を図りました。

▼関連するアンケート調査結果

引き続き教育・保育の質・量の確保が必要

- 保育所（園）等の施設やサービスについて、全体としては一定の満足度を感じていただいている一方、転園を検討したことがある方からの視点では、教育方針や保育者の信頼度について満足度が低い傾向がみられます。
- 特に低年齢児のための保育所（園）や認定こども園の利用希望が高くなっています。

放課後児童クラブのニーズが高まっている

- 就学後の放課後の過ごし方については、自宅で過ごさせたいという回答が最も高くなっている一方、低学年時点では放課後児童クラブ、高学年時点では習い事を希望する回答割合が高くなっています。なお、過去の調査と比較すると、低学年時点・高学年時点ともに放課後児童クラブの回答割合が上昇しています。

【課題】

これまでも、前回計画に基づいて教育・保育ニーズの高まりに対応してきました。子どもの人口減少が続く一方、共働き世帯は増加傾向にあり、今後もこの傾向が続くことが予想されることを踏まえると、就学前児童のための預かりの場に加え、放課後児童クラブも含めた受け皿の確保は引き続き進めていく必要があります。

国の待機児童の基準では表れない実質的な待機児童を正しく把握するための新しい基準を元に、これからも定期的に保育ニーズの把握を行っていくことが必要です。さらに教育・保育に携わる人材の不足が深刻になっていることも見据え、今後も人材確保・育成に注力していく必要があります。

基本目標２ すべての子どもが健やかに育つための親と子の健康づくりの推進

▼主な取り組み

【妊娠期からの切れ目ない支援の提供】

- 前回計画時より、利用者支援事業の基本型と母子保健型を連携して実施してきました。令和４年度に子ども家庭相談室が設置され、同室内に母子保健に関する窓口を設置することで、より密な連携体制が整いました。
- 令和６年４月より子ども家庭相談室と母子保健部門を一体化させたこども家庭課を新設し、「櫃原市こども家庭センター」の機能を持たせることで、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、一体的に相談支援を行う体制を整備しました。
- 母子健康手帳交付時における保健師・助産師による面談をはじめ、子育てサポート事業（旧ママヘルプサービス）や妊婦健康診査、妊産婦相談・訪問指導、乳幼児健康診査など、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を提供しました。
- 両親学級の開催や学校教育における思春期教育の推進、かかりつけ医づくりの推進や休日夜間応急診療所の体制整備など、子育て世帯にやさしい環境づくりに取り組みました。
- 地域とのつながりの希薄化などに伴い、産婦の不安や負担感の高まりへの支援強化として、産後ケア事業を開始しました。また、不妊治療実施者数の増加などに伴い多胎妊娠が増加傾向にあることを受け、多胎妊産婦への支援強化として、多胎妊婦への妊婦健康診査費用補助の拡充や多胎産婦への子育てサポート事業（旧ママヘルプサービス）の回数を１６回に増やし、相談以外の面でも支援を充実させました。

【相談支援体制の充実】

- 子育てに携わる方の不安の解消を図るため、子どもの発達や発育、食事や育児など、子育てに関する様々な悩みを、保健師や助産師、管理栄養士、心理相談員などの専門職の連携により相談できる体制の更なる充実に取り組みました。

▼関連するアンケート調査結果

妊娠・子育てへの不安は 年々高まっている

- 妊娠への不安があったと回答した割合は回答者全体の約5割で、過去調査より割合が上昇しています。
- 子育てに関する不安・負担感について、回答者全体の約4割が不安・負担感を感じていると回答しており、過去調査より割合が上昇しています。

夫婦で協力して子育てを する傾向が高まっている

- 子どもの父親・母親の協力で子育てをしていると回答した割合が、過去調査と比べ高くなっています。
- 妊娠期におけるパートナーからの支援に満足していると回答した割合も過去調査と比べて高くなっています。

家族・親族という 世帯単位での子育てを している方が増えている

- 不安や悩みの相談先としては、配偶者やパートナー、親族という意見が過去調査から継続して高くなっています。
- インターネットやSNSで情報入手する方が年々増加している一方で、公的な支援を必要とする意見も一定数みられますが、3歳児未満の保護者が市の運営実施する相談機関を利用する割合が低くなっています。

【課題】

令和6年に設置したこども家庭センターを中心とした、子どもに関するあらゆる悩みや不安を受け止められる体制を整備しました。アンケートでも、妊娠や子育てに対する不安の高まりや、家族・地域のつながりだけで子育てを進めていくことが難しくなりつつある傾向がうかがえることを受け、相談先の周知や関係組織・専門職等との連携強化を通じて、包括的に支援できる体制の強化を引き続き進めていく必要があります。

基本目標3 みんなで子育てを見守り、支え合う地域社会の構築

▼主な取り組み

【包括的な支援体制の強化】

- 令和5年度から、こども広場・子育て支援センターにも子育て支援員を配置して利用者支援事業（基本型）を実施しており、包括的な支援体制の充実を図りました。

【子育てと仕事の両立に向けた情報提供】

- 国や県、関係機関が発行する啓発パンフレットをふるさとハローワーク等の各所に配置したほか、働き方改革に伴う助成金等の制度内容を紹介した「檀原市事業者支援ガイドブック」の作成、次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん認定」・「プラチナくるみん認定」制度等の情報を市ホームページで掲載するなど、子育てと仕事の両立を応援する職場づくりの意識啓発を推進しました。

【児童虐待防止のための体制づくり】

- 保護や支援が必要な児童及びその家庭について、「檀原市要保護児童対策地域協議会」を活用し、各種会議を通じた関係機関等との情報共有、役割分担を行い、連携強化を図りました。
- 保育士OB等の訪問支援職員が養育支援の特に必要な家庭を訪問し、専門的相談支援を行っているほか、家庭児童相談員が日々電話や窓口、家庭訪問により相談に応じ、必要と判断した時には関係機関等との連携を行い、支援の充実に努めました。

▼関連するアンケート結果

地域の支援・公的な支援の双方を必要としている	子育てと仕事の両立支援を求める意見が増加	子育てにネガティブな感情を持つ保護者が増加
●回答者の半数程度が地域に支えられていると感じると回答している一方、回答割合は過去調査より低下しています。 ●支えてほしい地域の相手として、最も高いのは同じ世代の子どもを持つ保護者ですが、過去調査と比べると地域団体やNPOの人・市役所の職員といった公的・専門的支援の提供を求める回答割合が上昇しています。	●充実を図ってほしい子育て支援として、企業に対する職場環境改善の働きかけを求める回答が過去調査と比べて高くなっています。 ●仕事と子育ての両立に関して、自身や子どもの急病時の対応、子どもと接する時間の減少、急な残業や転勤があること、時短勤務を選択できないことが大変であると回答する方が多くなっています。	●子育てに困難を感じていると回答した割合や子育てに自信が持てないと回答した割合が、過去調査と比べ高くなっています。 ●子育てに関する不安・負担感を感じると回答した割合が、過去調査より高くなっています。不安や負担の内容は、子どもの教育やしつけが一番多くなっています。

【課題】

アンケートでは、子育て家庭に配慮した就労環境を求める意見が多くみられます。事業所への働きかけが重要となるため、庁内での商工部門や県の労働部門との連携を一層強めていくことが求められます。

また、保護者自身が子育てに関してネガティブな感情を抱えながら過ごしていることが見受けられます。ネガティブな感情を持ち続けることが、児童虐待につながる恐れもあるため、学校や関係機関との連携を通じて早期対応できる体制を強化していく必要があるほか、保護者のネガティブな感情を払拭するために、子育てにおいて最低限必要な子どもとの関わり方について大人たちに啓発をしていく必要もあります。

※前回計画の数値目標の達成状況については、110 ページ以降の資料編「(3) 檀原市第2期子ども・子育て支援事業計画の進捗状況」を参照してください。

（３）新たに実施したアンケート調査結果からみえる傾向と課題

前回計画策定時には「就学前児童保護者・就学児童保護者」を対象としたアンケート調査のみ実施していましたが、本計画の策定にあたり新たに「子ども本人や若者本人」を対象としたアンケート調査（９ページ「①アンケート調査」における調査種類Ⅰ～Ⅲが該当）も実施しました。評価検証の結果以外に、新たに実施した調査結果からみえてきた本市の課題を整理しました。（関連するアンケート調査結果は資料編（92 ページ以降）に掲載）

①子どもの主体性を尊重した関わりを浸透させる必要があります

（「小学５・６年生対象アンケート調査」結果より分析）

- 自尊心が低くなるにつれ、学校に通うことを楽しいと思えなくなる傾向や、将来についてのビジョンを描きにくくなる傾向がみられます。子どもが希望を持って日々を過ごすことができるよう、親子で楽しい時間を一緒に過ごすことや、必要な時には叱るなど、子どもが喜び、成長につながるような関わりを持つことが大切であると考えられます。
- 大人に心がけてほしいことについては、身体的・精神的な危害から子どもを守ることを重視する意見が多くみられますが、自尊心の視点から分析すると、自尊心が低くなるにつれ、他の子どもと比べないことや口出ししすぎないことの割合が高くなっています。子どもの自主性を考慮した関わり方が、子どもの自尊心や主体性に影響を与えている可能性があるため、子どもとの関わり方について、SNSなどを通じて保護者に周知していくことや、保護者をはじめ、子どもと関わる大人にも「子どもの権利」について周知を図っていくことが必要となります。

②すべての子どもが平等に機会を与えられるよう支援する必要があります

（「子どもの生活実態調査」結果より分析）

- 調査結果では、経済的に厳しい世帯の子どもは、学力や社会性、心身の発達などの様々な面において厳しい環境に置かれている傾向がみられました。特に、学習面では、塾など学習支援サービスの利用に加え、動物園や博物館などの利用、家族旅行などが含まれる文化的な活動の経験といった、利用・経験の有無が世帯の経済状況に左右されるような要素が子どもの学力保障に一定の役割を果たしている可能性がうかがえます。学歴と収入には相関があり、また、貧困状態は世代にわたって継続する可能性が高いこと（貧困の連鎖）も指摘されていることを踏まえると、連鎖を断ち切るための支援を提供することが強く求められます。
- 経済的な理由で医療機関への受診をためらうこと、虫歯の治療が進んでいないこと、保護者自身の心身の健康状態がよくないことなどが、経済的に厳しい世帯ではうかがえます。また、経済状況だけでなく、保護者自身の健康状態や教育・経験もまた子どもの発育に影響を与えている可能性が調査結果よりみられました。
- すべての子どもが学力や社会性、心身の健全な発育を保障されるためには、経済状況をはじめ、子どもが置かれる世帯環境に関わらず、教育や人とのつながり、保健医療など、子どもの成長

に不可欠な要素や機会に平等にアクセスできる環境を充実させていくことが必要であると考えられます。特に、学校外で子どもの学力を保証できるような機会の提供、経済状況によらず多様な経験ができる機会の提供、誰でも安心して気軽に利用できる居場所の提供、経済的支援制度の周知と浸透などを一層進めていく必要があると考えられます。また、保護者自身が余裕を持って子どもと向き合うことができるよう、保護者に寄り添った支援の提供、ワーク・ライフ・バランス推進に向けた啓発など、精神的・経済的負担を軽減できる支援も必要となります。

③若者の将来を保証できる支援を推進する必要があります

（「子ども・若者の生活や意識に関するアンケート調査」結果より分析）

- 自尊感情の高低は、特に子どもや若者の人間関係構築に関連していることが、本調査でも同様にうかがえます。良好な友人関係の構築、悩みや不安を抱えた際の相談相手の有無などにおいて、自尊感情が高い場合に肯定的な回答傾向がみられた一方、自尊感情が低い場合、友人関係を含む様々な人間関係を否定的にとらえる傾向や、悩みを抱えた場合、誰にも相談できずに抱え込んでしまう傾向がみられました。
- 将来に対する考え方についても、自尊感情が高いほど将来に希望を持ち、人間関係の構築や新しいこと・困難なことへの挑戦に意欲的な傾向がみられる一方、自尊感情が低い場合、個人の時間を大切にしたいと考える傾向がみられます。また、結婚観にも違いがみられ、自尊感情が高い場合、結婚したいという思いが強く、家族を持つことに喜びを感じる傾向がみられました。
- 本調査では、引きこもりの背景についても分析をしています。引きこもりに該当すると思われる回答者については、自尊感情が特に低くなっている傾向がみられますが、引きこもりになったきっかけとして、環境の変化、特に中学校への進学による変化からの不登校という背景がうかがえます。自分自身が我慢をすることが多かったという回答も多く、該当する方は、自身の尊厳や主体性を尊重されることが重要であると認識していることもうかがえます。
- 子どもや若者の未来を保証するための第一歩として、子どもや若者自身が将来に対して肯定的なビジョンを描くことができるよう、その主体性を尊重しながら、自尊感情を育んでいくことが必要になると考えます。そのためには、保護者をはじめ、子どもや若者と関わるすべての人が、子どもの尊厳や主体性を重んじる基本理念である子どもの権利について理解して行動するようになることが重要です。特に、子どもの権利についての周知啓発、保護者と子どもの関係づくりのサポート、いじめや虐待など子どもの権利を不当に侵害する行為の防止や早期対応に向けた体制の強化、子ども一人ひとりの特性に応じた支援体制の充実などが必要となってきます。

第4章

大切にしたい考え方と方向性

こどもの笑顔と未来をはぐくむまち かしはら

(1) 基本理念

本市では、これまで、子ども・子育て支援の基本的な考え方として「子育てロマンのまち かしはら」を基本理念に掲げ、子どもを安心して産み育て、子どもも保護者とともに成長し、未来に夢や希望が持てるまちの実現に向けて取り組んできました。

しかし、子どもや子育て家庭、そして次代を担う若者を取り巻く環境は、ますます複雑化・多様化しています。今後は、子どもや若者の視点に立ち、子どもや若者にとって最善の利益を第一に考えるとともに、どのような立場や境遇であろうとも、子どもや若者、子育て世帯の権利が守られ、そして、子どもや若者が夢や希望を持ちながら、社会で活躍できるよう成長を支える「こどもまんなか社会」の実現を目指し、総合的なこども施策を推進することが重要です。

こうした背景を踏まえ、本市では本計画2ページに記載しているこども基本法の考え方を踏まえた「こどもの笑顔と未来をはぐくむまち かしはら」を新たに本計画の基本理念として掲げ、子どもや若者の権利が保障され、希望する未来が実現できるとともに、新たな出会いやつながりを楽しみ、まち全体が一丸となって子どもや若者の未来をはぐくんでいくまちの実現を目指します。

(2) 基本目標

1

子どもや若者を支える取り組みの推進

施策
テーマ

- ①乳幼児期の支援 ②学童期・思春期の支援
- ③青年期の支援 ④特別な支援を必要とする子どもや若者への支援
- ⑤子どもの権利を守る取り組みの実施

子どもや若者の成長を包括的に支援するため、乳幼児期から学童期・思春期、青年期にかけて、各段階に応じた適切な支援を提供します。また、特別な支援を必要とする子どもや若者への支援も提供するとともに、子どもの権利を守る取り組みを徹底することで、すべての子どもが安心して成長できる環境を整えます。これらを通じて、子どもや若者が社会の一員として自分らしく生きる力を育み、未来に向けて希望を持てる社会を実現します。

2

家庭を支える取り組みの推進

施策
テーマ

- ①妊娠期・出産期の支援
- ②子育て期の支援
- ③要支援者への支援

家庭を包括的に支援し、安心して子育てができる環境を整えるため、妊娠期・出産期において、母子の健康と安心を確保するための切れ目ない支援体制を強化します。また、多様な子育て支援として、家庭の多様なニーズに対応し、地域や社会全体で子育てを支援する体制を整備します。さらに、経済的・社会的に困難を抱える家庭や個人に対して、適切なサポートを提供し、孤立を防ぐことを目指します。これらを通じて、家庭が抱える様々な課題に対応し、子どもや若者の健全な成長と家族の幸福を支える社会を実現します。

3

子どもや若者を支える地域・社会の構築

施策
テーマ

- ①安全で安心して暮らせる環境づくり
- ②地域における交流や活動の場の充実
- ③子育てを支えるネットワークや仕組みの強化

子どもや若者が安心して成長できる地域・社会を構築するため、子どもや子育て世帯にやさしい都市環境の整備を進めつつ、犯罪や災害に対する対策を強化し、住民が安心して暮らせる地域を目指します。また、世代を超えた交流の機会を増やし、地域コミュニティの絆を深めるとともに、行政や民間団体、地域住民が連携し、子育て家庭を包括的に支援する体制を整えます。これらを通じて、地域全体で子どもや若者の成長を支える社会を実現します。

(3) 施策体系

基本理念	基本目標	施策テーマ	取り組み項目	事業概要掲載
こどもの笑顔と未来をはぐくむまち かしはら	基本目標 1 子どもや 若者を支える 取り組みの 推進	①乳幼児期の支援	1. 教育・保育事業の充実	1-①- 1
		②学童期・ 思春期の支援	1. 学校環境の充実	1-②- 1
			2. 体験機会の提供	1-②- 2
			3. 社会で活躍できる人づくり	1-②- 3
			4. 子どもが自分らしく 過ごせる居場所の提供	1-②- 4
			5. 青少年の健全な育成を 支える環境の整備	1-②- 5
		③青年期の支援	1. 若者の未来を支える 支援の充実	1-③- 1
		④特別な支援を必 要とする子ども や若者への支援	1. 子どもや若者の発達に 関する支援の充実	1-④- 1
		⑤子どもの権利を 守る取り組みの 実施	1. 人権意識の普及啓発	1-⑤- 1
			2. 多様な性のあり方 についての意識啓発	1-⑤- 2
			3. いじめ・不登校対策の強化	1-⑤- 3
			4. 児童虐待への対応の強化	1-⑤- 4
			5. 子どもや若者自身が意見を 表明する機会の提供	1-⑤- 5
	基本目標 2 家庭を支える 取り組みの 推進	①妊娠期・出産期 の支援	1. 妊娠・出産支援 2. 成育医療	2-①- 1 2-①- 2
		②子育て期の支援	1. 地域子育て支援 2. 経済的支援	2-②- 1 2-②- 2
		③要支援者への 支援	1. 子どもの貧困・ひとり親	2-③- 1
	基本目標 3 子どもや 若者を支える 地域・社会の 構築	①安全で安心して 暮らせる 環境づくり	1. 都市環境 2. 安全対策	3-①- 1 3-①- 2
		②地域における 交流や活動の 場の充実	1. 交流・活動の促進	3-②- 1
		③子育てを支える ネットワークや 仕組みの強化	1. ネットワーク・連携 2. 推進体制の強化	3-③- 1 3-③- 2

（４）重点施策

本市で様々な取り組みを進める上で、今回実施した各種アンケート調査結果や前回計画の評価等から浮かび上がり、今後特に対応が必要と思われる課題を「重点施策」として掲げ、重点的に取り組みます。

重点施策１：自尊感情の醸成と主体性の育成 子どもや若者の主体性を尊重する環境づくり

「こどもまんなか社会」（３ページ参照）においても示されているように、子どもや若者の視点に立ち、子どもや若者にとって最善の利益を第一に考え、当事者の意見を政策に反映する社会の実現に向けて取り組みを進めていくことが重要となっています。子どもや若者が自分自身の思いや考えを自ら発信できるとともに、その思いや考えを受け止め、支えることが大切であるという考え方をすべての市民に広めていくことが求められます。

アンケート調査では、子ども自身の自尊感情が、子どもの将来に対する期待感に加え、人間関係の構築や学校生活の充実、授業理解の程度などに関連していることがうかがえました。また、自分自身の主体性や尊厳を守ってほしいという意見も多くみられました。

すべての子どもや若者が、自身の希望する将来を実現するためには、子ども自身が自己を肯定的にとらえられるよう、様々な側面からサポートしていく必要があると考えられます。また、子どもや若者の権利が不当に侵害されることのないよう、子どもや若者の支援に関係する様々な組織・団体と連携しながら見守り、対応していく必要があります。これらのことを踏まえ、本市では、子どもや若者の主体性を尊重する環境づくりに重点的に取り組んでいきます。

本市の現在の取り組み

- 市内の学校や教育・保育施設において、人権尊重の教育を実施
- 指導員やスクールカウンセラー等を配置し、いじめの予防・早期発見・早期対応体制を構築
- ヤングケアラーに関する情報発信 など

今後必要となる取り組みの例

- 「子どもの権利」（子どもの権利条約）について、より多くの人への周知啓発を実施する
- 子どもや若者がまちづくりに参画し、意見を表明できる機会を提供する
- 就学前から異なる学年・年代の人と交流したり、ともに活動できる機会を提供し、非認知能力向上を図る
- 保護者をはじめ、子どもや若者を支える方々に、子どもや若者の主体性を尊重した接し方について、各種教室や出前講座などの実施により、周知啓発の機会をつくる
- 子どもが自分自身の持つ権利について理解できるよう、就学前から年齢に応じた性教育や人権教育を推進する

重点施策2：平等な機会の提供

すべての子どもや若者の未来を 保証できる環境づくり

「持続可能な開発目標（SDGs）」では、「誰一人取り残さない」ことが基本理念として掲げられており、本市においても、生まれや育ち、性別や体の特徴などによって差別されたり、経験・体験する機会を奪われることなく、すべての子どもや若者が平等に教育や保育、福祉などを受けることができる社会の実現を目指していくことが大切であると考えています。

アンケート調査では、経済的に厳しい世帯の場合、学習支援サービスの利用、多様な文化的活動の経験、医療機関の受診などへのアクセスが難しいといった傾向がみられました。また、進学後の環境変化による不登校がきっかけで引きこもりになったと想定される子どもも、調査結果では少なからずみられました。

以上の傾向は、子ども自身の学力や社会性、心身の健全な発育など、将来に影響を与える可能性があることから、本市では、様々な機会に平等にアクセスできる環境の充実、子ども一人ひとりに寄り添ったきめ細やかなサポートの充実などに重点的に取り組んでいきます。

本市の現在の取り組み

- 18歳までの子どもを対象とした、子どもに係る医療費の窓口負担金の無償化
- 子どもの安心・安全な居場所づくり及び地域の大人との体験・交流の機会を提供
- 就学前から就学、小学校から中学校などの進学段階における園・学校間での連携
- 「ヤングケアラー相談窓口」の設置 など

今後必要となる取り組みの例

- 地域団体や民間企業などとの連携も検討しながら、多様な体験の機会を提供する
- 放課後に子どもが気軽に立ち寄り、友達と遊んだり、勉強ができるような居場所を提供する
- 複合的な課題を抱えている世帯を早期に発見し、社会復帰や社会参画も含めて伴走的な支援ができる体制を構築する
- 子どもや若者が気軽に相談ができるよう、相談体制の機能強化を図る
- 情報リテラシー教育の推進を図る

重点施策3：生涯を通じた出会い・成長の支援 新たな出会いや成長に喜びや楽しさを 実感できる環境づくり

「人生100年時代」と言われる今日においては、一人ひとりの価値観が尊重され、ライフスタイルの多様化も進んでいる一方、人と人の出会いやつながりを大切にし、自身の能力を地域や社会において活かしながら、人生を自分らしく過ごすことができるよう、「ウェルビーイング」の考え方に基づいた市民生活のサポートが重要となっています。

若者を対象としたアンケート調査では、将来は結婚したい・子どもを持ちたいと願う方、今後も個人の時間を大切にしたいと考える方など、様々な意見がみられました。また、中学生・高校生相当年齢の方を対象としたアンケート調査では、将来なりたい人間像として、自分らしく生きていることや仲間がたくさんいることなどが挙げられていました。

以上を踏まえ、本市としては、パートナーや子ども、共に活動する仲間など、新たな人との出会いに向けた支援や、将来の自己実現に向けた成長を支える機会の提供など、一人ひとりの価値観を大切にしつつ、つながることの喜び、成長することの楽しさなどをライフステージの様々な段階で実感できる環境づくりに重点的に取り組んでいきます。

本市の現在の取り組み

- こども家庭センターを中心とした、妊娠期からの切れ目ない支援の提供
- こども科学館や昆虫館、博物館など、地域資源を活用した学習・体験機会の提供
- 「婚活ルーム」を拠点とした、結婚に関する本人及び親への相談支援 など

今後必要となる取り組みの例

- キャリア選択が可能になるようなリカレント教育やリスキリングに適した環境を提供する
- 転職や再就職に関する支援の推進を図る
- 婚活やパートナーシップ制度、里親や養子縁組などを視野に入れた新たな出会いに関する支援体制を強化する
- 持続可能な開発のための教育（E S D）やS T E A M教育などを推進する

- ・リカレント教育…学校教育からいったん離れたあとも、それぞれのタイミングで学び直し、仕事で求められる能力を磨き続けていくこと。特に、個人が能動的に学ぶ場合を指す。
- ・リスキリング…現在の職業・職種とは異なる分野のスキル・知識を身につけること。特に、企業が従業者に対して学ぶ機会を提供する場合を指す。
- ・パートナーシップ制度…自治体が、同性同士のカップルを婚姻に相当する関係と認め証明書を発行し、様々なサービスや社会的配慮を受けやすくする制度のこと。
- ・E S D…Education for Sustainable Development（持続可能な開発のための教育）の略で、持続可能な社会を実現していくことを目指して行う学習や教育活動のこと。
- ・S T E A M教育…Science（科学）、Technology（技術）、Engineering（工学）、Arts（芸術・リベラルアーツ）、Mathematics（数学）の5つの領域を対象とした、理系や文系の枠を横断して学び、問題を見つける力や解決する力をはぐくむ学習のこと。

重点施策4：子育て世帯と共に支え合うまちの実現 すべての人が協働して子どもや若者の未来を 応援する環境づくり

子どもや若者の尊厳や主体性が尊重され、心身ともに健やかに発育するためには、保護者をはじめとした、子どもや若者を支える方々を含めた周辺環境も整えていくことが求められます。特に、地域や企業、学校、行政などの社会全体が、すべての子どもや若者の健やかな成長を実現するという目的を共有するとともに、子どもやその家族、若者への支援の重要性に対する関心と理解を深め、協働して子どもや若者支援に関わっていける環境づくりが重要となります。

アンケート調査において、親子の関わりという視点から分析を進めると、保護者自身が強いストレスを抱えている場合、子どもと接する精神的余裕を保つことができず、子ども自身の生活習慣や自尊感情にマイナスの影響を与えている可能性がみられました。特に、母親が時間外勤務等によってストレスを抱えている場合、上記の傾向が強くあらわれています。

上記の傾向の解消に向けて、良好なワーク・ライフ・バランスの実現をはじめ、いわゆる「ワンオペでの子育て」にならないよう、パートナーをはじめとした世帯内での意識づくり、地域ぐるみでの子育て支援の推進など、まち全体が一丸となって子育て世帯を支えられる環境づくりに重点的に取り組んでいきます。

本市の現在の取り組み

- ファミリー・サポート・センター事業など、地域の協力による子育て支援事業の実施
- 男女共同参画に関する周知啓発の実施
- こども広場や子育て支援センターにおける、子どもや保護者同士の交流機会の提供 など

今後必要となる取り組みの例

- ワーク・ライフ・バランスに関する周知啓発を強化する
- 良好なワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、企業への働きかけを強化する
- パートナー同士が協力して育児に携わることができるよう、意識醸成を図る
- 関係機関だけでなく、地域住民も含めた社会全体で子育てに取り組み、困っている子育て世帯を見かけたら、必要に応じて公的機関につなげられるような地域の見守り体制を強化する
- 保護者のストレス軽減につながるような相談支援体制や、子どもや保護者同士が交流できる機会を充実させる
- 様々な保育ニーズに対応できる保育環境を構築する

(5) 各施策の方向性と該当する取り組み

※「該当する取り組み」に記載している施策番号（No）は、114 ページ以降の資料編「(5) 関連事業の詳細」に掲載している事業の番号（No）に合致します。

基本目標1 子どもや若者を支える取り組みの推進

施策テーマ① 乳幼児期の支援

1	教育・保育事業の充実（1-①-1）		
	●就学前の子どもについて、市内の幼稚園や保育所（園）、認定こども園において教育・保育を適切に提供できる体制の充実を図ります。特に、希望する施設への就園が可能となるよう、市内施設の適正配置・整備を進めつつ、教育・保育環境の安全性の確保に努めます。 ●保育士や幼稚園教諭の確保や育成、働き方改革の推進、ICTを活用したサービス利用者・提供者双方の利便性向上にも取り組みます。		
	該当する取り組み	No 1	保育所（園）入退所事務及び保育所（園）情報の提供
		No 2	私立幼稚園・保育園への各種支援、病児保育事業、0～2歳児第2子以降の児童の保育料完全無償化
		No 3	多様な保育サービス、保育・教育の実施、安定した保育所（園）・幼稚園運営と適切な人員配置
		No 4	保育所・幼稚園施設の維持管理・環境改善・防犯対策の強化
		No 5	保育所・幼稚園の適正配置を実施
		No 6	教育施設の再配置と市立幼稚園の再編

施策テーマ② 学童期・思春期の支援

1	学校環境の充実（1-②-1）		
	●子どもへの平等な教育機会の提供に努め、子ども自身の主体的な学びを尊重した学習カリキュラムの充実を進めます。 ●子どもの心身の健全な発育、安全な学習環境の維持整備に努めるとともに、子どもと関わる教職員の資質向上に取り組みます。		
	該当する取り組み	No 7	学校給食を活用した食育の推進と地場産物の活用促進
		No 8～10	小中学校施設の適正管理、小中学校への予算の適正管理
		No 11	教育施設の再配置
		No 12	特色のある学校づくりへの支援、市指定研究会の実施、副読本の無償給与、水泳授業指導者の派遣、ICT支援員の派遣
		No 13	学校事務職員・用務員・非常勤講師・部活動指導員の配置
		No 14	小中学校における定期健康診断の実施、就学前健康診断の実施

2	体験機会の提供（１－②－２）	
	●様々な物事への関心の醸成、大人との多様な関わりにつながるような体験の機会について、市内の地域資源も活用しながら子どもや若者への提供を進めます。	
3	該当する 取り組み	No15 森林体験学習・木育教育の推進 No16 図書などに関する資料の提供 No17、18 スポーツを「する」「支える」活動の推進、生涯スポーツの場の創出、スポーツを「する」「支える」「応援する」機会の提供 No19 昆虫を中心とした自然体験の場の提供 No20、21 児童館における遊びの場の提供
		No22 A L T の派遣、職業体験の機会提供 No23 市民等の美術作品発表の場の提供 No24 こども科学館の運営 No25 文化財情報の発信等の企画・実施 No26 博物館における展示、体験学習の企画・実施 No27 今井地区に関する出前講座や社会科見学の受け入れ実施 No28 地域生涯学習推進員の任命、地域における生涯学習の推進、地域教室の開催、子ども教室の開催 No29 二十歳のつどいの開催及び実行委員会の運営
4	子どもが自分らしく過ごせる居場所の提供（１－②－４）	
	●子ども自身が有する権利が守られ、自分らしく過ごせるとともに、人間関係の形成や学習支援の場ともなりうるような、安心できる場所の提供に取り組みます。	
4	該当する 取り組み	No30 こども食堂などこどもの居場所づくりへの支援 No31 放課後児童クラブの充実、放課後児童クラブの運営補助 No32、33 児童館における日常の居場所の提供

・A L T…Assistant Language Teacher（外国語指導助手）の略で、学校の授業、特に英語の授業で補助教員（専門職補佐の教師）として勤務する外国籍者のこと。

5	青少年の健全な育成を支える環境の整備（１－②－５）		
	●学校等におけるセクシャルハラスメントやインターネット上でのトラブルなど、子どもや若者を取り巻く有害な環境への対策を通じて、心と体へ健全な発展を促し、豊かな人間性を育む環境づくりに取り組みます。		
	該当する 取り組み	No34	I C T支援員の派遣、スクールセクハラの啓発活動と相談体制の充実
		No35	青少年センターでの相談実施、青少年の健全育成に係る啓発
		No36	青少年の非行・犯罪被害等の防止と非行や犯罪に陥った子どもの立ち直りを地域で支えるボランティア組織に対する活動支援、地域社会からの孤立を防ぎ、つながりある地域づくりのため、地域見守り活動の推進

施策テーマ③ 青年期の支援

1	若者の未来を支える支援の充実（１－③－１）		
	●就労機会の提供や相談支援を通じて、若者の社会への参画を支援します。 ●結婚を希望する若者に対して、出会う機会の提供や相談支援を行います。		
	該当する 取り組み	No37	就労情報の提供、就労相談環境の整備、就労マッチング支援、労政関係法令の周知啓発
		No38	婚活サポーターとともに結婚相談を実施、イベントや縁結び制度の実施

施策テーマ④ 特別な支援を必要とする子どもや若者への支援

1	子どもや若者の発達に関する支援の充実（１－④－１）		
	●子どもや若者の発達段階に応じて、適切な支援を提供します。 ●障がいを持つ子どもや若者に対して、障害福祉サービスや障害児通所支援などを提供します。		
	該当する 取り組み	No39	子ども総合支援センターの維持管理・環境整備
		No40	子どもの成長段階に応じた総合的支援、就学前の発達相談・訪問支援、就学後の相談支援・訪問支援、適切な本人支援・きめ細かな家族支援
		No41	児童発達支援事業所「かしの木園」における発達支援、利用者への支援
		No42	障がい者医療費助成
		No43	障がい者支援に必要な自立支援給付と障害支援区分認定等の実施、精神障がい者の医療費助成、障がい児育成に必要な通所給付の支給決定等
		No44	障がい児（者）の状況や地域特性を考慮した事業の提供、インクルーシブな地域社会の推進

施策テーマ⑤ 子どもの権利を守る取り組みの実施

1	人権意識の普及啓発（１－⑤－１）	
	●子どもの権利をはじめ、様々な人権について子どもたちから学ぶことのできる機会の提供に努めます。 ●子どもだけでなく、保護者や若者、子どもや若者の支援に関わる方々に対しても、人権意識向上に向けた周知啓発を行います。	
	該当する取り組み	No45 「人権を考えるつどい」や啓発パネル展、街頭啓発の実施 No46 飛騨コミュニティセンターにおける人権啓発の実施 No47 大久保コミュニティセンターにおける人権啓発（展示）、地域への人権啓発の発信 No48 人権教育の推進と人権意識の向上
2	多様な性のあり方についての意識啓発（１－⑤－２）	
	●性のあり方に関わらず、誰もが平等に尊重され、社会で活躍できるという認識を子どもや若者が持つことができるよう、教育の機会を提供します。	
	該当する取り組み	No49 性の多様性を考える講演会の実施 No50 教職員に対する男女共同参画研修の充実、児童生徒に対する性の多様性に関する教育の推進
3	いじめ・不登校対策の強化（１－⑤－３）	
	●いじめの予防・早期発見・早期対応・撲滅に向け、教職員をはじめとした、子どもと関わる方々の資質の向上に努めます。 ●子どもの悩みに寄り添い、支えることのできる体制の充実に取り組みます。 ●子ども自身が悩みを抱えたときに、周囲の大人や友達にＳＯＳを伝えることができるよう、「いのちの授業」などを実施します。	
	該当する取り組み	No51 「いのちの授業」の実施 No52 児童生徒の相談体制の充実、いじめ等トラブルの早期発見、「虹のひろば」の設置・運営、不登校の児童生徒に対する支援、児童生徒指導強化活動の推進、「かしはら校外塾」（学習支援業務）の委託 No53 「相談窓口一覧表」による周知、自殺対策に関する各課取り組み

4	児童虐待への対応の強化（１－⑤－４）	
	●虐待の防止・早期発見・早期対応を行うために、職員の配置や庁内・関係機関同士の連携強化などの体制充実に取り組みます。 ●ヤングケアラーの問題について周知啓発を行うとともに、相談支援を実施します。	
	該当する 取り組み	No54 子どもや家庭の相談支援、児童虐待対応と支援のためのネットワーク構築、入院助産に係る経費の公費負担、ショートステイ・トワイライトステイ、養育支援訪問、こども家庭センターの運営・ヤングケアラー相談窓口、妊産婦・乳幼児に対する全件状況把握や情報提供・相談・こども家庭相談ダイヤルの運用 No55 ヤングケアラー実態調査の実施・分析、ヤングケアラーの周知啓発
5	子どもや若者自身が意見を表明する機会の提供（１－⑤－５）	
	●子どもや若者が市政の様々な機会において意見を表明できる機会づくりに取り組みます。	
	該当する 取り組み	No56 出前講座等の実施による若者の主権者意識の啓発 No57 「こども・若者委員」の委嘱、子どもや若者の意見を聴取する仕組みづくり

基本目標２ 家庭を支える取り組みの推進

施策テーマ① 妊娠期・出産期の支援

1	妊娠・出産支援（２－①－１）		
	●妊娠期を安心して過ごし、快適な出産を迎えるために、妊娠・出産における心身の健康を支援するとともに、安心して妊娠・出産ができる環境の整備を進めます。		
	該当する 取り組み	No58	こども家庭センターの運営、各種母子に関する健診・相談・教室・訪問など、母子健康手帳の交付・妊娠届出時の面談・妊娠８か月・産後１か月・乳児家庭全戸訪問事業などを通じた全件状況把握と支援の実施、応援給付金による経済的支援
		No59	入院助産に係る経費の公費負担、こども家庭相談ダイヤルの運用
		No60	国保被保険者への保険給付、出産育児一時金の支給
2	成育医療（２－①－２）		
	●胎児・新生児からはじまる子どもや若者の成育過程における身体的・精神的な健康状態を維持するため、健（検）診の充実や健康増進に関する取り組みを推進します。 ●次代の親づくりの基盤となる思春期保健の充実を図るとともに、パートナーとの関わり方をはじめとした性教育の提供にも取り組みます。		
	該当する 取り組み	No61	国民健康保険者が対象の保健事業と特定健診の実施
		No62	学校教育における年齢に応じた性教育の推進、性感染症や薬物乱用等に関する学習機会の提供
		No63	子宮頸がん検診の実施
		No64	中高校生対象に性暴力やデートＤＶに関する学校出前講座の実施
		No65	定期予防接種の実施
		No66	休日夜間応急診療所の運営

施策テーマ② 子育て期の支援

1	地域子育て支援（２－②－１）		
	●子育てに携わる保護者の身体的・精神的な負担軽減や、緊急時における預かり、情報提供や相談支援など、様々な子育て支援を提供します。		
	該当する 取り組み	No67	「こども広場」「子育て支援センター」における年齢別行事の実施や交流、情報発信・交換の場の提供、就学前の子どもを対象とした一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業における依頼と援助のマッチング、窓口・電話での相談・子育て情報の提供、子育てに関する地域資源の把握と関係機関との連携
		No68	幼稚園・保育所（園）における一時預かり事業
		No69	中高校生対象の男女共同参画に関する出前講座の実施
		No70	最小限構成で読みやすい広報紙づくり・使いやすく、伝えやすいホームページづくり・配信内容に応じた適切なSNSツールでの情報配信の実施
2	経済的支援（２－②－２）		
	●子育て世帯の経済的負担を軽減します。		
	該当する 取り組み	No73	子ども医療費助成、未熟児養育医療の給付
		No74	児童手当の支給（高校生年代までの児童を監護する父母等対象）

施策テーマ③ 要支援者への支援

1	子どもの貧困・ひとり親（２－③－１）	
	●世帯の経済状況など、生まれ育つ環境によって左右されることなく、平等に様々な機会が提供され、希望する未来を実現できるよう、経済的なサポートや学習機会の提供などに取り組みます。 ●ひとり親世帯について、経済的・精神的負担が大きくなる可能性が懸念されることから、医療費等の一部助成など、生活の安定に向けた支援を実施します。	
	該当する 取り組み	No75 中学校夜間学級の運営、夜間学級に就学する生徒への経費支援 No76 就学困難児童生徒に対する支援 No77 生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者への個別相談を通じた自立に向けた包括的な支援 No78 生活保護制度による困窮者支援、生活保護制度に係る相談支援 No79 ひとり親家庭等医療費助成 No80 ひとり親家庭等の母及び父の自立に向けた就労支援、資格取得の支援の実施 No81 児童扶養手当の支給（該当年齢の児童を監護するひとり親家庭等の父母等が対象）、特別児童扶養手当の支給（中程度以上の障がいのある 20 歳未満の児童を監護する父母等が対象）

基本目標 3 子どもや若者を支える地域・社会の構築

施策テーマ① 安全で安心して暮らせる環境づくり

1	都市環境（3－①－1）		
	●市内にある公園について、安全に利用できるとともに、誰にとっても利用しやすい施設・遊具が整備された公園となるよう、必要に応じて整備を進めます。 ●既存住宅ストックの流通促進、空き家の利活用、市営住宅の維持管理などを通じて、子育て世帯や若者にとって住みやすく入手しやすい住宅環境づくりに取り組みます。		
	該当する 取り組み	No82	住宅などの各種相談会の開催、空家等の対策と活用、優良住宅の認定や省エネルギー住宅の補助
2	該当する 取り組み	No83	ニーズを踏まえた公園整備と遊具更新の実施
		No84	遊具点検など公園の維持管理と民間活力を利用したサービスの向上
		No85	市営住宅の整備や管理
		安全対策（3－①－2）	
		●子どもや若者が安心して暮らせる環境を守るため、通学路をはじめとした市内道路や歩道などの安全性確保、自然災害や犯罪、消費者問題に対する意識づくりなどに取り組みます。	
		No86	児童生徒の安全確保のための通学路整備
		No87	災害対策としての防災教育や訓練等の実施、災害に関する情報発信と自主防災会活動の支援
	該当する 取り組み	No88	防犯意識の高揚と自主的な安全活動の推進、防犯環境の整備
		No89	消費者問題の啓発と消費者支援
		No90	子ども対象の「交通安全教室」の実施、放置自転車の撤去などによる安全な交通環境の確保
		No91	市道の整備（歩道の段差解消や区画線の設置）、通学路の整備（防護柵の設置や路面への着色）

施策テーマ② 地域における交流や活動の場の充実

1	交流・活動の促進（３－②－１）	
	●地域で暮らす子どもや保護者、若者の主体的な活動や交流を、情報提供や相談支援のほか、必要に応じて費用を助成するなどの取り組みを通じてサポートします。 ●地域で暮らす子どもや保護者、若者の主体的な学びを支えるため、学習機会の提供に努めます。	
	該当する 取り組み	No92 地区公民館における地域住民の交流活動の推進 No93 中央公民館における学習環境の提供 No94 かしはら万葉ホールにおける自主事業公演の実施、施設の維持管理 No95、96 スポーツを通じた住民の健康増進の向上、スポーツ振興・地域福祉の増進 No97 市民公益活動団体のサポート、申請団体への補助金の交付、ボランティア相談・団体への講座を開催 No98 自治会への連絡調整・補助金交付、自治委員の委嘱

施策テーマ③ 子育てを支えるネットワークや仕組みの強化

1	ネットワーク・連携（３－③－１）	
	●子どもや保護者、若者をまち全体で支えるため、当事者を支援する組織や団体同士のつながりを強化します。	
	該当する 取り組み	No99 教育支援委員会の開催、学校での校務支援システムの活用、教育参与・学校相談員の配置による学校教育行政の推進 No100 学校運営協議会制度の活用、地域と学校での協働の推進
2	推進体制の強化（３－③－２）	
	●まち全体でこどもまんなか社会を実現するために、データに基づいて子どもや若者施策を推進できる環境の充実や行政職員の資質向上、進捗評価の体制構築など、行政における推進体制の強化に取り組みます。 ●子どもや保護者、若者に加え、当事者を支援する立場の方々が行行政サービスを利用しやすくなるよう、ＩＣＴの導入や活用を進めていきます。	
	該当する 取り組み	No101 統計情報の発信
		No102 総合計画・総合戦略の策定・進行管理
		No103 行政改革の推進
		No104 市職員の各種能力を向上させるための研修の実施
		No105 教育委員会議の開催
		No106 こども計画の策定・進捗管理、子育てガイドブックの作成・配布、子育て応援サイトにて子育て情報の発信、「こどもまんなか応援サポーター」への参加検討
		No107 庁内ネットワークの無線化や情報共有ツールの導入による利便性の向上、市役所手続きのオンライン化による手続きのスムーズ化に向けた仕組みづくり
		No108 保育所（園）継続入所申請のデジタル化
		No109 地域、社会福祉協議会、行政が連携し支え合う重層的支援体制の構築、民生児童委員の活動支援、災害時における避難行動要支援者制度の充実により、平時からの地域との関係性の構築

（６）成育医療等基本方針に基づく計画における施策・事業の評価指標について

本計画の基本目標２「家庭を支える取り組みの推進」、施策テーマ①「妊娠期・出産期の支援」に関連する取り組みや地域子ども・子育て支援事業を展開するにあたり連携が必要となる母子保健分野については、昨今の出生から大人になるまでの一連の成長過程などで切れ目ない支援を行う必要性の高まりから、「母子保健計画」の根拠通知が廃止となりました。

一方で、成育基本法に基づく「成育医療等基本方針」で母子保健を含む成育医療等に関する計画の策定を行うよう示されました。これらを踏まえ、「母子保健計画」の後継計画となる「成育医療等基本方針に基づく計画」（７ページ参照）として、母子保健に関連する指標を以下の通り設定し、取り組みの成果について定量的に評価を行っていくこととします。

なお、母子保健計画の評価指標と達成状況については資料編（111、112 ページ）に掲載しています。

★評価指標の一覧

	指標	令和５年度 実績値	令和１１年度 目標値
1	妊娠 11 週以内での妊娠の届出率	97.9%	100.0%
2	妊娠中に喫煙する人の割合	3.0%	0.0%
3	妊娠届出者のうち、妊婦健康診査の未受診者数	0 人	0 人
4	妊婦歯科健診受診率	48.9%	54.0%
5	産後ケア事業利用率	7.0%	24.8%
6	乳児家庭全戸訪問事業の未訪問者のうち、 状況把握ができた人の割合	100.0%	100.0%
7	事故防止対策を実施している家庭の割合	93.0%	100.0%
8	3 か月児健康診査の未受診者のうち、 状況把握ができた人の割合	100.0%	100.0%
9	1 歳 6 か月児健康診査の未受診者のうち、 状況把握ができた人の割合	100.0%	100.0%
10	3 歳 6 か月児健康診査の未受診者のうち、 状況把握ができた人の割合	100.0%	100.0%

	指標	令和 5 年度 実績値	令和 11 年度 目標値
11	かかりつけの小児科医を持つ割合	90.0%	95.0%
12	3歳6か月児健康診査受診児のうち、 かかりつけ歯科医を持つ人の割合	48.6%	60.0%
13	3歳6か月児健康診査で虫歯のない人の割合	89.3%	95.0%
14	保護者が子どもの仕上げみがきをしている割合	98.6%	100.0%
15	体罰や暴言、ネグレクト等によらない子育てを している保護者の割合	81.2%	85.0%
16	育てにくさを感じたときに対処できる保護者の割合	78.3%	90.0%
17	この地域で子育てをしたいと思う保護者の割合	93.2%	96.0%
18	ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある 保護者の割合	84.0%	90.0%

第 5 章

教育・保育と 地域子ども・子育て支援事業の 量の見込みと提供体制

(1) 教育・保育の提供区域

子ども・子育て支援事業計画においては、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況を総合的に勘案して「教育・保育提供区域」を設定することとされています。また、設定した区域ごとに教育・保育サービスや、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」を算出し、それに対する「提供体制の確保内容」と「実施時期」を示さなければならないとされています。

本市においては、以下のように教育・保育の提供区域を設定します。

事 業			提供区域
教育・保育	幼稚園		市立：小学校区（一部例外あり） 私立：全市
	保育所（園）		全市
	認定こども園※		市立（１号・２号(教育)）：小学校区 市立（２号(保育)・３号)：全市 私立：全市
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）			全市
地域子ども・子育て支援事業	利用者支援事業		全市
	時間外保育事業（延長保育事業）		全市
	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）		小学校区等
	子育て短期支援事業		全市
	乳児家庭全戸訪問事業		全市
	養育支援訪問事業		全市
	子育て世帯訪問支援事業		全市
	地域子育て支援拠点事業		全市
	一時預かり事業 ①幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）	幼稚園	市立：小学校区（一部例外あり） 私立：全市
		認定こども園※	市立（１号・２号(教育)）：小学校区 私立：全市
	一時預かり事業 ②その他の一時預かり事業（幼稚園等の預かり保育以外）	保育所（園）・ 認定こども園※等	全市
		こども広場	全市
	病児保育事業		全市
	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）		全市
	妊婦健康診査		全市
	産後ケア事業		全市

※令和7年3月現在、橿原市に市立の認定こども園はありません。今後、認定こども園化を進めていきます。

(2) 推計児童数について

①推計方法

令和7年以降の児童数については、令和6年4月1日時点の住民基本台帳人口を基準として、「コーホート変化率法」という手法を用いて算出しています。

【住民基本台帳人口とコーホート変化率法を用いる理由】

見込み量の算出にあたっては、令和7年から令和11年までの5年間ににおける0～17歳の将来人口を推計によって算出する必要があります。以上の算出に適切なデータは国勢調査では取得できないこと、また、5年程度の短期間では死亡や移動に関する傾向が大きく変化すると想定しにくいことより、上記のデータ及び推計手法を採用しています。

②推計児童数

推計結果より、本市の児童数は以下の通りになると見込まれます。

▼本市の児童数の実績値と推計値（各年4月1日時点）

		実績値					推計値				
		令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11
就学前児童 (人)	0歳	821	802	809	765	701	688	676	668	654	646
	1歳	911	845	780	800	756	688	677	665	657	644
	2歳	865	896	819	763	804	752	686	677	665	657
	3歳	944	875	893	815	769	815	764	697	686	674
	4歳	897	940	865	890	817	771	819	762	699	687
	5歳	961	900	939	865	894	826	779	829	771	707
	合計	5,399	5,258	5,105	4,898	4,741	4,540	4,401	4,298	4,132	4,015
就学児童 (人)	6歳(小1)	997	945	888	948	869	904	838	787	839	781
	7歳(小2)	966	998	946	892	946	868	903	837	790	837
	8歳(小3)	1,095	956	1,003	956	894	952	873	910	845	795
	9歳(小4)	1,035	1,093	957	1,008	952	894	952	871	911	845
	10歳(小5)	1,039	1,041	1,090	960	1,007	952	894	952	870	908
	11歳(小6)	1,073	1,031	1,041	1,090	960	1,010	953	896	954	872
	合計	6,205	6,064	5,925	5,854	5,628	5,580	5,413	5,253	5,209	5,038

(3) 量の見込みの算出について

本市における各事業に対して定める「量の見込み」については、国の手引きの「市町村の実情に応じて適切に対応することが可能」という記載に則り、令和5年度に実施した就学前児童・小学生の子どもを持つ保護者を対象としたニーズ調査の結果と、本市の今後5年間の人口推計、各サービスの利用実績等を踏まえて算出しています。

（４）乳幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制

①教育事業

▼基本情報

提供区域	市立：小学校区（一部例外あり） 私立：全市
対象	３～５歳児（１号認定、２号（教育）認定）

▼量の見込みと確保方策

区分	単位	令和 7年度		令和 8年度		令和 9年度		令和 10 年度		令和 11 年度	
		1 号	2 号	1 号	2 号	1 号	2 号	1 号	2 号	1 号	2 号
①量の見込み											
市立幼稚園・私立認定こども園	人	378	120	371	117	359	113	338	107	324	103
私立幼稚園	人	246	77	240	76	233	74	220	69	211	66
利用人数（合計）	人	624	197	611	193	592	187	558	176	535	169
②確保方策											
市立幼稚園・私立認定こども園	人	1,103		1,048		1,074		1,004		934	
私立幼稚園	人	327		327		327		327		327	
利用人数（合計）	人	1,430		1,375		1,401		1,331		1,261	
過不足（②－①）											
市立幼稚園・私立認定こども園	人	605		560		602		559		507	
私立幼稚園	人	4		11		20		38		50	
利用人数（合計）	人	609		571		622		597		557	

▼確保方策

- 市立幼稚園と私立幼稚園・認定こども園において、令和７年度以降の量の見込みに対応していきます。
- 保護者のニーズや就労状況等を把握するとともに、私立幼稚園や私立保育園・認定こども園との連携を強化し、既存施設の活用を含め、量の見込みに対する提供体制を確保するとともに、市立幼稚園・保育所については適正配置に努めます。
- 全幼稚園・認定こども園で、支援を必要とする子どもの受け入れを目指し、一人ひとりの子どもを大切にす保育の視点に立ち、細やかな保育に努めます。

②保育事業

★橿原市独自の待機児童対策について

本市では、保育所（園）、認定こども園等（以下、保育所（園）等という）利用待機児童数について、国の基準に従い報告しています。国の基準では、保護者が特定の保育所（園）等を希望した場合、他に利用可能な保育所（園）等があれば待機児童に含めないこととなっているため、市全体を通園区域と捉え、市内のすべての保育所（園）等に入園希望をしないと待機児童としてカウントされないという運用を行ってきました。しかし、市全域を通園区域とすることが現実的ではなく、市民の実感と待機児童数に乖離が生じていたことを踏まえ、真に保育が必要な児童が全員保育所（園）等に入所できるよう、以下の通り本市独自の待機児童の定義を設定し、対策を進めていくこととします。

ア．待機児童のカウント方法

従来の待機児童の考え方は残しながら、真に保育を必要としつつも入所できない「実質待機児童」（3園以上※の保育所（園）等を希望し、転園・保留希望を除く児童）という考え方を導入し、解消を目指す待機児童数としてカウントします。

3園未満の保育所（園）等希望の児童については「単純待機児童」とし、実質待機児童としてカウントしないこととなりますが、これまで通り入所申込の際には、適切な説明を行い、マッチングできるように丁寧な対応を行っていきます。

※3園以上とする理由：「橿原市保育所・幼稚園適正配置実施計画」においては、橿原市内を5つのエリアに区分し、市立幼稚園の存置する方向性が示されていることに倣い、5つのエリアを通園範囲ととらえ、5つのそれぞれのエリア内にある保育所・認定こども園数を勘案し、おおむね3か所以上の保育所（園）等が存在することから、3園としました。

イ．実質待機児童発生の見込み

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①保育利用希望者の見込み						
2号認定	人	1,278	1,251	1,209	1,142	1,097
3号認定0歳	人	135	134	132	129	128
3号認定1歳	人	325	314	302	293	274
3号認定2歳	人	402	361	350	343	339
合計	人	2,140	2,060	1,993	1,907	1,838
②実質待機児童発生の見込み						
2号認定	人	5	4	0	0	0
3号認定0歳	人	0	0	0	0	0
3号認定1歳	人	33	26	19	12	0
3号認定2歳	人	14	6	0	0	0
合計	人	52	36	19	12	0

ウ. 受け入れが必要な受け皿の確保方策

以下の取り組みを通じて、実質待機児童の解消を図ります。

○新たな保育施設の誘致

- ➡令和6年度に小規模保育事業所を募集し、選定した3園（0～2歳、50人程度）について令和7年4月に開園予定

○保育士確保の推進による定員拡大

- ➡既存の私立保育施設に対する保育士定着支援補助金の交付
- ➡既存の市立保育施設に対する保育士アンケート実施による実態調査及び課題整理、改善策の推進
- ➡既存の市立保育施設におけるICT推進加速化による保育士の働き方改革の推進

○「檀原市保育所・幼稚園適正配置実施計画」の推進

- ➡真菅北・耳成西幼稚園の再編により、公私連携幼保連携型認定こども園が令和9年4月に開園予定
- ※想定：0歳～2歳（50人）3歳～5歳（130人） 計180人

参考：国基準に基づいた場合の量の見込みと提供体制

▼基本情報

提供区域	全市
対象	3～5歳児（2号（保育）認定）、0～2歳児（3号認定）

▼量の見込みと確保方策（2号（保育）認定）

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み						
保育所（園）・認定こども園	人	1,271	1,245	1,207	1,140	1,095
地域型保育事業所	人	0	0	0	0	0
企業主導型保育施設	人	2	2	2	2	2
利用人数（合計）	人	1,273	1,247	1,209	1,142	1,097
②確保方策						
保育所（園）・認定こども園	人	1,271	1,245	1,207	1,140	1,095
地域型保育事業所	人	0	0	0	0	0
企業主導型保育施設	人	2	2	2	2	2
利用人数（合計）	人	1,273	1,247	1,209	1,142	1,097
過不足（②－①）						
保育所（園）・認定こども園	人	0	0	0	0	0
地域型保育事業所	人	0	0	0	0	0
企業主導型保育施設	人	0	0	0	0	0
利用人数（合計）	人	0	0	0	0	0

▼量の見込みと確保方策（3号認定0歳）

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み						
保育所（園）・認定こども園	人	126	125	124	121	120
地域型保育事業所	人	6	6	5	5	5
企業主導型保育施設	人	3	3	3	3	3
利用人数（合計）	人	135	134	132	129	128
②確保方策						
保育所（園）・認定こども園	人	127	125	132	129	128
地域型保育事業所	人	17	17	16	16	16
企業主導型保育施設	人	2	2	3	3	3
利用人数（合計）	人	146	144	151	148	147
過不足（②－①）						
保育所（園）・認定こども園	人	1	0	8	8	8
地域型保育事業所	人	11	11	11	11	11
企業主導型保育施設	人	▲1	▲1	0	0	0
利用人数（合計）	人	11	10	19	19	19

▼量の見込みと確保方策（3号認定1歳）

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み						
保育所（園）・認定こども園	人	269	265	260	258	252
地域型保育事業所	人	14	14	14	14	13
企業主導型保育施設	人	9	9	9	9	9
利用人数（合計）	人	292	288	283	281	274
②確保方策						
保育所（園）・認定こども園	人	269	265	260	258	252
地域型保育事業所	人	37	37	37	37	37
企業主導型保育施設	人	9	9	9	9	9
利用人数（合計）	人	315	311	306	304	298
過不足（②－①）						
保育所（園）・認定こども園	人	0	0	0	0	0
地域型保育事業所	人	23	23	23	23	24
企業主導型保育施設	人	0	0	0	0	0
利用人数（合計）	人	23	23	23	23	24

▼量の見込みと確保方策（3号認定2歳）

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み						
保育所（園）・認定こども園	人	373	341	337	331	327
地域型保育事業所	人	11	10	10	9	9
企業主導型保育施設	人	4	4	3	3	3
利用人数（合計）	人	388	355	350	343	339
②確保方策						
保育所（園）・認定こども園	人	373	341	337	331	327
地域型保育事業所	人	27	26	26	25	24
企業主導型保育施設	人	4	4	3	3	3
利用人数（合計）	人	404	371	366	359	354
過不足（②－①）						
保育所（園）・認定こども園	人	0	0	0	0	0
地域型保育事業所	人	16	16	16	16	15
企業主導型保育施設	人	0	0	0	0	0
利用人数（合計）	人	16	16	16	16	15

▼確保方策

- 量の見込みに対応するために、市立保育所において受け入れ児童数の調整を図るとともに、私立保育園・認定こども園・地域型保育事業所（小規模保育事業所）との連携を強化し、提供体制の確保に努めます。また、市立幼稚園・保育所については適正配置に努めます。
- 認定こども園への移行についての判断ができるよう、認定こども園に関する情報提供・支援を行うとともに、地域の状況を踏まえた上で、認定こども園への移行に向けた諸課題について各施設と協議を進め、地域の実情に応じて、認定こども園の普及を図ります。
- 前述の「実質待機児童」対策として、保護者のニーズや就労状況等を把握し、受け皿の確保に努めます。
- 全保育所（園）・認定こども園・地域型保育事業所（小規模保育事業所）で、支援を必要とする子どもの受け入れを目指し、一人ひとりの子どもを大切にする保育の視点に立ち、細やかな保育に努めます。

（５）乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の量の見込みと提供体制

▼基本情報

事業概要	0歳6か月から満3歳未満で未就園の乳児又は幼児に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。
提供区域	全市

▼量の見込みと確保方策

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み						
利用時間	のべ時間	－	15,360	15,240	14,880	14,640
②確保方策						
利用時間	のべ時間	－	6,336	6,336	8,256	10,176
過不足（②－①）						
利用時間	のべ時間	－	▲9,024	▲8,904	▲6,624	▲4,464

▼確保方策

- 令和8年度より本格施行が予定されている事業です。アンケート調査結果や、国が公表している利用時間（おおむね10時間）により量の見込みを算出しています。
- 令和8・9年度については、市立保育所及びこども広場の一時預かりの枠を利用して運用を行いますが、令和6年10月現在の想定では、上記の見込み量に対応するための十分な提供体制を確保することが難しいと考えています。そのため、国の動向を注視しつつ、令和10年度までに私立園等と協議しながら、受け入れ体制の充実について検討していきます。

(6) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

①利用者支援事業

▼基本情報

事業概要	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡・調整を実施する事業です。「基本型」「特定型」「こども家庭センター型」のほか、身近な場所で相談ができる「地域子育て相談機関」、支援を必要とする妊産婦を伴走的に支援する「妊婦等包括相談支援事業」があります。
提供区域	全市

▼量の見込みと確保方策

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み						
基本型・特定型	か所	3	3	3	3	3
こども家庭センター型	か所	1	1	1	1	1
地域子育て相談機関	か所	2	2	2	2	2
妊婦等包括相談支援事業	のべ回	2,064	2,028	2,004	1,962	1,938
②確保方策						
基本型・特定型	か所	3	3	3	3	3
こども家庭センター型	か所	1	1	1	1	1
地域子育て相談機関	か所	2	2	2	2	2
妊婦等包括相談支援事業	のべ回	2,064	2,028	2,004	1,962	1,938
過不足(②-①)						
基本型・特定型	か所	0	0	0	0	0
こども家庭センター型	か所	0	0	0	0	0
地域子育て相談機関	か所	0	0	0	0	0
妊婦等包括相談支援事業	のべ回	0	0	0	0	0

▼確保方策

- 令和5年度までは、基本型として3か所、母子保健型として市内に2か所設置していましたが、令和6年4月に母子保健分野と児童福祉分野の機能を統合した新設のこども家庭課内に「こども家庭センター」が設置されたことに伴い、基本型として「子育て総合窓口」が分庁舎こども家庭課内に1か所、地域子育て相談機関が市内に2か所、こども家庭センター型として「こども家庭センター」が分庁舎こども家庭課内に1か所、計4か所を運営しています。
- 地域子育て相談機関は子育て支援センターとこども広場に設置しており、基本型の機能も併せ持った身近な相談機関として引き続き運営していきます。
- 妊婦等包括相談支援についても、出産前の面談2回・出産後の面談1回を基本として、対象となる方へ確実に実施していき、必要に応じて伴走的な支援につなげていきます。

②時間外保育事業（延長保育事業）

▼基本情報

事業概要	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日・利用時間以外の日及び時間に、保育所（園）、認定こども園等において保育を実施する事業です。
提供区域	全市

▼量の見込みと確保方策

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み						
利用人数	人	571	563	560	547	540
②確保方策						
利用人数	人	571	563	560	547	540
過不足（②－①）						
利用人数	人	0	0	0	0	0

▼確保方策

○時間外保育事業は、保育所（園）・認定こども園（2・3号認定）・地域型保育事業所（小規模保育事業所）の利用者を対象とした追加サービスになるため、令和7年度以降の量の見込みに対しては柔軟に対応することが可能です。

③放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

▼基本情報

事業概要	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童について、放課後に適切な遊び及び生活の場を与え、健全育成を図る事業です。
提供区域	小学校区等

▼量の見込みと確保方策（全市）

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み						
小学1年生	人	385	388	393	402	403
小学2年生	人	415	419	424	434	436
小学3年生	人	294	297	300	307	309
小学4年生	人	240	242	244	250	251
小学5年生	人	121	123	124	127	127
小学6年生	人	47	48	48	49	50
利用人数（合計）	人	1,502	1,517	1,533	1,569	1,576
②確保方策						
利用人数（市立）	人	1,656	1,708	1,747	1,747	1,747
利用人数（私立）	人	247	247	202	202	202
利用人数（合計）	人	1,903	1,955	1,949	1,949	1,949
過不足（②－①）						
利用人数（合計）	人	401	438	416	380	373

▼量の見込みと確保方策（小学校区別）

区域	区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
畝傍南小学校区	①量の見込み						
	利用人数	人	55	59	57	63	64
	②確保方策						
	利用人数	人	78	78	78	78	78
	過不足（②－①）						
	利用人数	人	23	19	21	15	14
畝傍北小学校区	①量の見込み						
	利用人数	人	54	58	62	66	71
	②確保方策						
	利用人数	人	83	83	83	83	83
	過不足（②－①）						
	利用人数	人	29	25	21	17	12

区域	区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
畝傍東小学校区	①量の見込み						
	利用人数	人	106	107	113	117	122
	②確保方策						
	利用人数	人	169	169	169	169	169
	過不足(②-①)						
	利用人数	人	63	62	56	52	47
鴨公小学校区	①量の見込み						
	利用人数	人	57	56	62	67	68
	②確保方策						
	利用人数	人	92	92	92	92	92
	過不足(②-①)						
	利用人数	人	35	36	30	25	24
晩成小学校区	①量の見込み						
	利用人数	人	83	83	80	79	77
	②確保方策						
	利用人数	人	106	106	106	106	106
	過不足(②-①)						
	利用人数	人	23	23	26	27	29
耳成小学校区	①量の見込み						
	利用人数	人	119	125	118	124	123
	②確保方策						
	利用人数	人	131	131	131	131	131
	過不足(②-①)						
	利用人数	人	12	6	13	7	8
香久山小学校区	①量の見込み						
	利用人数	人	20	20	21	22	25
	②確保方策						
	利用人数	人	55	55	55	55	55
	過不足(②-①)						
	利用人数	人	35	35	34	33	30
耳成南小学校区	①量の見込み						
	利用人数	人	137	142	139	144	140
	②確保方策						
	利用人数	人	166	166	166	166	166
	過不足(②-①)						
	利用人数	人	29	24	27	22	26

区域	区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
今井小学校区	①量の見込み						
	利用人数	人	130	128	130	128	123
	②確保方策						
	利用人数	人	161	161	161	161	161
	過不足(②-①)						
	利用人数	人	31	33	31	33	38
真菅小学校区	①量の見込み						
	利用人数	人	162	163	166	166	174
	②確保方策						
	利用人数	人	153	153	153	153	153
	過不足(②-①)						
	利用人数	人	▲ 9	▲ 10	▲ 13	▲ 13	▲ 21
金橋小学校区	①量の見込み						
	利用人数	人	103	106	106	109	102
	②確保方策						
	利用人数	人	95	95	95	95	95
	過不足(②-①)						
	利用人数	人	▲ 8	▲ 11	▲ 11	▲ 14	▲ 7
新沢小学校区	①量の見込み						
	利用人数	人	28	28	32	32	35
	②確保方策						
	利用人数	人	57	57	57	57	57
	過不足(②-①)						
	利用人数	人	29	29	25	25	22
白檀小学校区	①量の見込み						
	利用人数	人	44	44	43	43	41
	②確保方策						
	利用人数	人	39	39	78	78	78
	過不足(②-①)						
	利用人数	人	▲ 5	▲ 5	35	35	37
真菅北小学校区	①量の見込み						
	利用人数	人	159	157	161	163	167
	②確保方策						
	利用人数	人	183	235	235	235	235
	過不足(②-①)						
	利用人数	人	24	78	74	72	68

区域	区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
耳成西小学校区	①量の見込み						
	利用人数	人	95	91	93	96	94
	②確保方策						
	利用人数	人	88	88	88	88	88
	過不足（②－①）						
	利用人数	人	▲ 7	▲ 3	▲ 5	▲ 8	▲ 6

▼確保方策

○これまでは、放課後児童対策として、国が示す「新・放課後子ども総合プラン」及び「放課後児童対策パッケージ」（パッケージ 2024）に基づき、放課後児童クラブの受け皿の拡充を進めてきました。令和6年12月に、令和6・7年度に集中的に取り組むべき内容をまとめた「放課後児童対策パッケージ 2025」が発出されたことを受け、長期休業時の利用希望への対応や福祉部局・教育委員会間での連携強化など、新たな課題への対応方法についても検討しながら、学校の余裕教室など放課後児童クラブとして利用可能な場所の確保や放課後児童支援員の確保を引き続き進め、量の見込みに対応していきます。

④子育て短期支援事業

▼基本情報

事業概要	保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）と夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）があります。
提供区域	全市

▼量の見込みと確保方策

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み						
ショートステイ	人	225	218	213	205	199
トワイライトステイ	人	2	2	2	2	2
②確保方策						
ショートステイ	人	225	218	213	205	199
トワイライトステイ	人	2	2	2	2	2
過不足（②－①）						
ショートステイ	人	0	0	0	0	0
トワイライトステイ	人	0	0	0	0	0

▼確保方策

○本市が契約している児童福祉施設等と調整を図ることで、令和7年度以降の量の見込みについて対応していきます。

⑤乳児家庭全戸訪問事業

▼基本情報

事業概要	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。
提供区域	全市

▼量の見込みと確保方策

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み						
実施人数	人	688	676	668	654	646
②確保方策						
実施人数	人	688	676	668	654	646
過不足(②-①)						
実施人数	人	0	0	0	0	0

▼確保方策

○保健師及び助産師、訪問指導員、母子保健推進員による訪問の体制を確保し、令和7年度以降の量の見込みについて対応していきます。(檀原市母子保健推進員協議会に一部委託)

⑥養育支援訪問事業

▼基本情報

事業概要	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。
提供区域	全市

▼量の見込みと確保方策

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み						
実施者数	人	91	88	86	83	80
②確保方策						
実施者数	人	91	88	86	83	80
過不足（②－①）						
実施者数	人	0	0	0	0	0

▼確保方策

○養育支援訪問員による訪問の体制を確保し、令和7年度以降の量の見込みについて対応していきます。

⑦子育て世帯訪問支援事業

▼基本情報

事業概要	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施する事業です。
提供区域	全市

▼量の見込みと確保方策

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み						
利用日数	人日	176	172	168	164	160
②確保方策						
利用日数	人日	176	172	168	164	160
過不足（②－①）						
利用日数	人日	0	0	0	0	0

▼確保方策

○シルバー人材センターへの委託などによる支援の体制を確保し、令和7年度以降の量の見込みについて対応していきます。

⑧地域子育て支援拠点事業

▼基本情報

事業概要	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。
提供区域	全市

▼量の見込みと確保方策

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み						
利用人数	のべ人	10,033	10,320	10,869	11,369	11,877
②確保方策						
利用人数	のべ人	10,033	10,320	10,869	11,369	11,877
過不足（②－①）						
利用人数	のべ人	0	0	0	0	0

▼確保方策

○地域子育て支援拠点事業の提供体制については、子育て支援センターとこども広場の2か所で、令和7年度以降の量の見込みに対応していきます。なお、子育て支援センターとこども広場は3～5歳児も利用できます。

⑨一時預かり事業

▼基本情報

事業概要	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育所（園）、認定こども園、幼稚園等、地域子育て支援拠点、その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。
提供区域	・預かり保育 市立幼稚園：小学校区（一部例外あり） 私立幼稚園：全市 ・預かり保育以外 保育所（園）・認定こども園等：全市 こども広場：全市

▼量の見込みと確保方策

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み						
預かり保育	のべ人	27,043	26,488	25,672	24,204	23,225
預かり保育以外	のべ人	13,297	12,685	12,492	12,217	12,015
②確保方策						
預かり保育	のべ人	27,043	26,488	25,672	24,204	23,225
預かり保育以外	のべ人	5,319	4,422	5,155	5,888	6,621
過不足（②－①）						
預かり保育	のべ人	0	0	0	0	0
預かり保育以外	のべ人	▲7,978	▲8,263	▲7,337	▲6,329	▲5,394

▼確保方策

- 既存の市立・私立幼稚園・私立認定こども園（1号認定）の預かり保育を実施することで、令和7年度以降の量の見込みについて対応していきます。
- 令和6年度の預かり保育において、257人が定員超過したことを受け、令和7年度以降の体制整備に努めます。
- 市立保育所の一時預かりについては、実際には利用実績の約3倍の申し込みがあり、抽選となっています。預かり保育以外の一時預かりについては、本市の最重要課題である実質待機児童を解消することを目標に実施している待機児童対策と併せて取り組む必要があります。働き方改革などによる保育士確保に向けた施策を今後も継続し、保育所（園）や認定こども園、こども広場における提供体制の確保に努めます。

⑩病児保育事業

▼基本情報

事業概要	病児について、病院・保育所（園）等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業です。
提供区域	全市

▼量の見込みと確保方策

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み						
病児・病後児対応型	のべ人	577	567	563	548	540
体調不良児対応型	のべ人	46	45	44	43	43
②確保方策						
病児・病後児対応型	のべ人	577	567	563	548	540
体調不良児対応型	のべ人	46	45	44	43	43
過不足（②－①）						
病児・病後児対応型	のべ人	0	0	0	0	0
体調不良児対応型	のべ人	0	0	0	0	0

▼確保方策

○現在市内では吉川医院キッズケアルームにおいて病児対応型、ぽこあぼこ神宮前保育園において体調不良児対応型を実施しています。令和6年10月現在、令和7年度中に開設予定の新規施設もあるため、さらなる体制確保に向けて検討していきます。

⑪子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

▼基本情報

事業概要	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。
提供区域	全市

▼量の見込みと確保方策

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み						
就学前児童利用人数	のべ人	405	420	435	451	467
就学児童利用人数	のべ人	584	605	627	650	674
②確保方策						
就学前児童利用人数	のべ人	405	420	435	451	467
就学児童利用人数	のべ人	584	605	627	650	674
過不足（②－①）						
就学前児童利用人数	のべ人	0	0	0	0	0
就学児童利用人数	のべ人	0	0	0	0	0

▼確保方策

○ファミリー・サポート・センター事業の周知啓発とともに、会員養成のための定期的な講習会を開催し、援助会員の確保を図ることにより、令和7年度以降の量の見込みについて対応していきます。

⑫妊婦健康診査

▼基本情報

事業概要	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に応じた医学的検査を実施する事業です。
提供区域	全市

▼量の見込みと確保方策

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み						
受診人数	人	1,115	1,099	1,081	1,063	1,048
受診回数	のべ回	8,920	8,792	8,648	8,504	8,384
②確保方策						
受診人数	人	1,115	1,099	1,081	1,063	1,048
受診回数	のべ回	8,920	8,792	8,648	8,504	8,384
過不足（②－①）						
受診人数	人	0	0	0	0	0
受診回数	のべ回	0	0	0	0	0

▼確保方策

○医師会等との契約のもと、主に県内の医療機関において実施する体制を確保することにより、令和7年度以降の量の見込みについて対応していきます。

⑬産後ケア事業

▼基本情報

事業概要	出産後1年以内の母子に対して、助産師等の専門職が心身のケアや育児サポート等の支援を行う事業です。病院・助産所・診療所等へ数日宿泊する宿泊型、病院・助産所・診療所等へ通うデイサービス型（通所型）、助産師等が家庭訪問するアウトリーチ型（居宅訪問型）があります。
提供区域	全市

▼量の見込みと確保方策

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み						
宿泊型	人	200	200	200	200	200
デイサービス型	人	300	300	300	300	300
アウトリーチ型	人	300	300	300	300	300
②確保方策						
宿泊型	人	200	200	200	200	200
デイサービス型	人	300	300	300	300	300
アウトリーチ型	人	300	300	300	300	300
過不足（②－①）						
宿泊型	人	0	0	0	0	0
デイサービス型	人	0	0	0	0	0
アウトリーチ型	人	0	0	0	0	0

▼確保方策

○令和6年10月現在、訪問型（助産師）を2か所、訪問型（管理栄養士）を1か所、通所型（デイサービス型）を3か所で開催しています。今後、訪問型と通所型の体制確保に加え、宿泊型の体制整備に取り組み、令和7年度以降の量の見込みに対応していきます。

⑭その他の事業

事業名	事業概要	確保方策
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の調整機関職員や関係機関等の専門性強化、地域ネットワークと関係機関及び訪問事業等との連携を強化し、児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応に資することを目的とする事業です。	「こども家庭センター」において支援を実施します。また、「檀原市要保護児童対策地域協議会」を活用して、関係機関等のさらなる連携強化を進め、児童虐待の防止、早期発見・早期対応・早期支援に取り組めます。加えて、児童虐待に対する意識啓発を進めます。
児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、多様な支援を行うほか、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へつなぐ等の個々の児童の状況に応じた包括的な支援の提供を図る事業です。	今後、養育環境に関して課題のある主に学齢期の児童及びその家庭などに対し、必要に応じて児童の居場所となる場の開設、生活習慣の形成、学習支援、食事の提供など、支援サービスを提供できる体制について民間活用も含めて検討していきます。
親子関係形成支援事業	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等、その他の必要な支援を行う事業です。	今後、適切な親子関係の構築やこどもとの関わり方に特に支援が必要と認められる世帯に対し、必要に応じて親子関係形成支援プログラム等に基づいた支援サービスを提供できる体制について民間活用も含めて検討していきます。
実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき給食費、日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。	実費徴収に係る補足給付の利用者数は、必ずしも在籍児童者数の増減と連動しているわけではないため、対象者数の見通しを立てることが困難ではありますが、景気動向や制度改正に注視し、引き続き適切な補助ができるよう努めていきます。
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	多様な事業者の新規参入を支援するほか、特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園の設置者に対して、必要な費用の一部を補助する事業です。	新たな保育ニーズへの対応や新規事業の実施に向け、多様な事業者の能力を生かした提案を受け入れつつ、必要性を精査し、より質の高い支援体制の構築を目指します。

第 6 章

計画の推進に向けて

（１）推進体制の充実

①市民や地域、関係団体・機関、企業等との推進体制の充実

本計画を通じて子どもや若者への支援を着実に推進していくためには、市と市民、地域、関係団体・機関、企業等が本計画の基本理念を共有するとともに、適切な役割分担や協働により、それぞれが主体的に子どもや若者への支援に取り組むことが必須条件となります。

そのためにも、本計画の周知・普及を図りながら、子どもや若者への支援に関する様々な情報提供・情報発信を積極的に進めます。また、地域における子どもや若者への支援に関する課題などの把握・共有にも努めるとともに、市民や地域、関係団体・機関、企業等の主体的な取り組みとの連携・支援を図ります。

②庁内における推進体制の充実

本計画を全庁的な取り組みとして、総合的かつ効果的に推進するため、「橿原市第１期こども計画策定にかかる庁内検討委員会」の委員及び委員が所管する関係課が中心となり、庁内の横断的な連携を図ります。

③国・県との連携

総合的かつ効果的に子どもや若者への支援を進めていくため、こども大綱や奈良県こどもまんなか未来戦略を踏まえ国や県との連携を図るとともに、国の子ども・子育て支援や若者支援に関する動向を十分に注視し、国や県に対して必要な要望を行います。

（２）計画の点検・評価

計画の点検・評価については、計画の対象となる子どもや若者当事者をはじめ、子どもの保護者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する方、労働者を代表する方、事業主を代表する方、こどもの権利や貧困状況等に関する有識者、こどもの権利や貧困状況等に関する知見を有する外部団体などから構成する「橿原市こども・子育て会議」において、計画に基づく施策・事業の実施状況及び達成状況等についての点検・評価を毎年度実施します。

また、急激な時代の変化を的確にとらえながら、計画の柔軟な運用を図るとともに、必要に応じて計画の見直しを行います。特に、教育・保育サービスの見込み量については、計画期間の中間年となる令和９年度を目安として見直しを検討します。

なお、施策・事業の実施状況等の評価結果については、毎年度ホームページ等を通じて市民に公表します。

資料編

(1) 統計データ

①総人口は減少傾向で、少子高齢化が進んでいます。

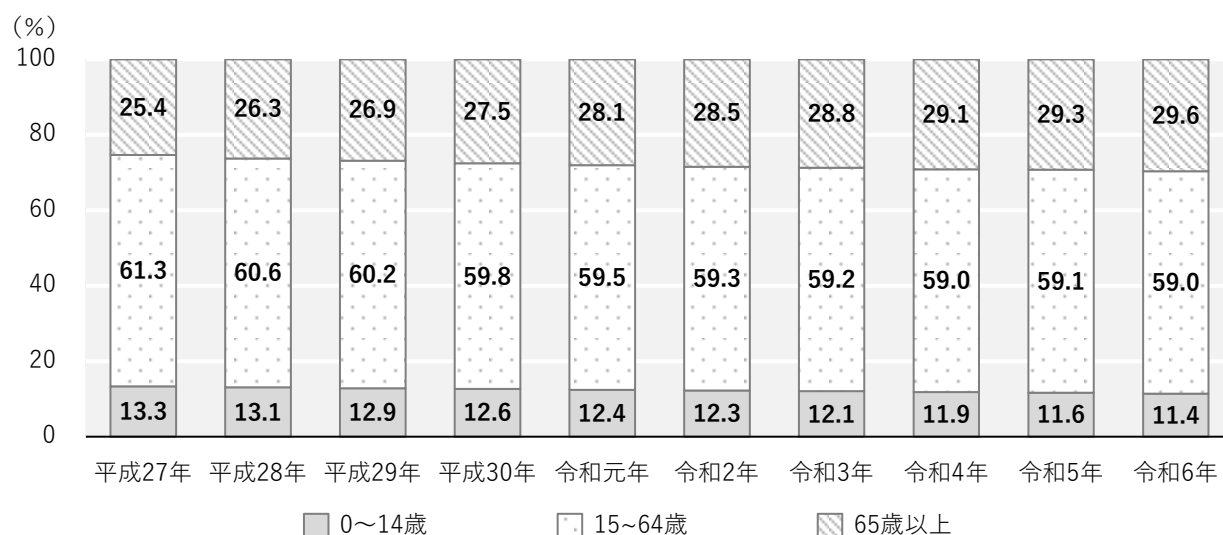
本市の総人口は減少傾向が続いており、令和6年4月1日時点で総人口118,750人となっています。年齢別の内訳をみると、15～64歳人口が全体の約6割を占めていますが、近年は65歳以上人口の増加が進行しており、令和6年時点で29.6%となっています。

[表13] 年齢3区分別人口の推移



資料：橿原市「住民基本台帳人口」（各年4/1時点）

[表14] 年齢3区分別人口割合の推移



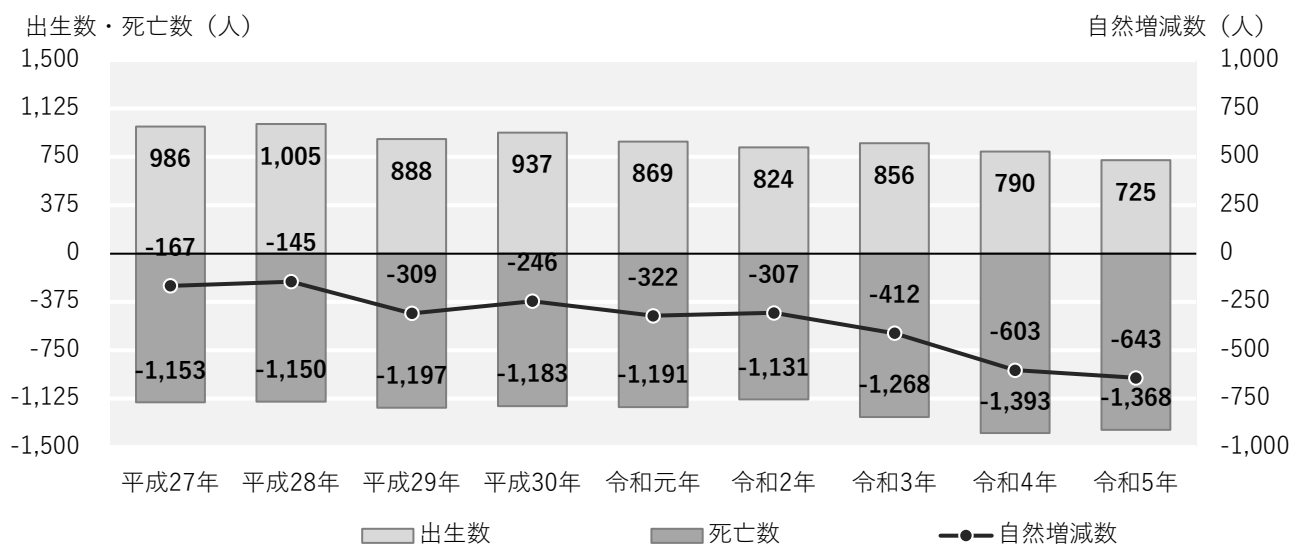
資料：橿原市「住民基本台帳人口」（各年4/1時点）

②死亡数が出生数を上回り、進学や就職を機とした市外流出が増えています。

本市では、出生数の減少と死亡数の増加が進行しており、自然増減数は年々減少の度合いを強めています。

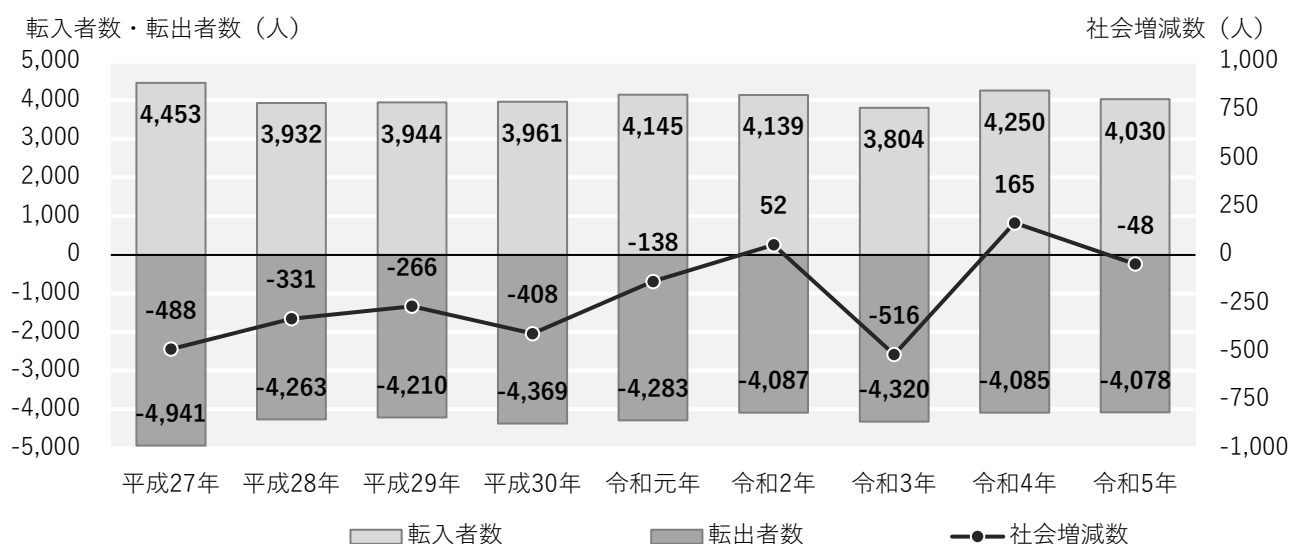
転入者数と転出者数については、年によって違いがあるものの、全体としては転出者数が転入者数を超え、市外への人口流出が多くなっています。

[表15] 出生数・死亡数・自然増減数の推移



資料：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」

[表16] 転入者数・転出者数・社会増減数の推移

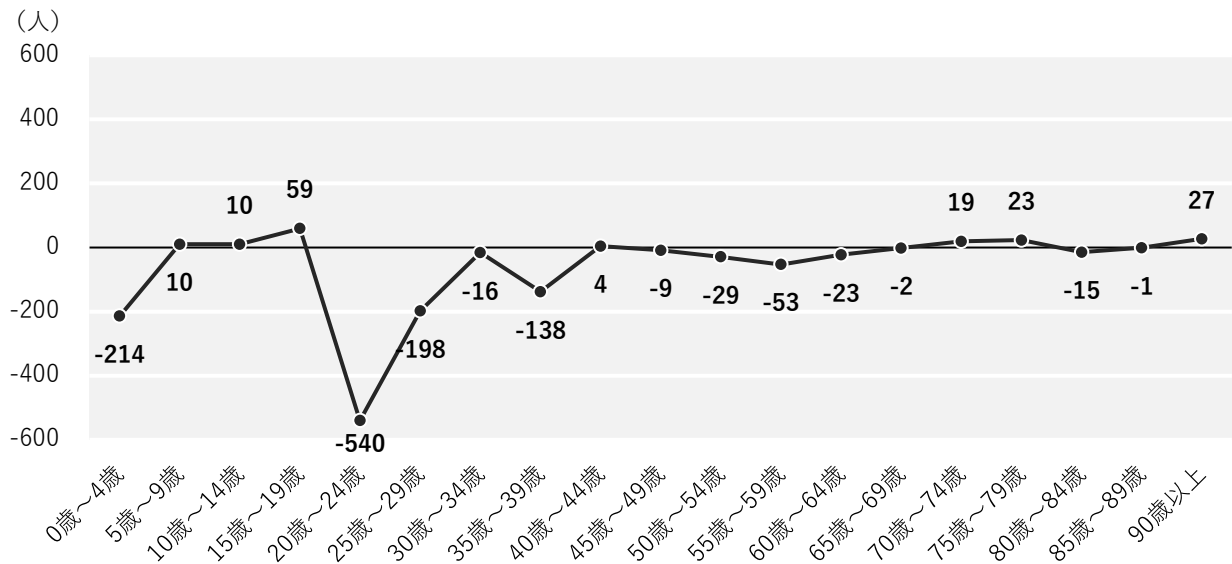


資料：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」

年齢別の転入出超過状況をみると、近年は0～4歳及び20～24歳の転出超過が顕著となっており、出産後の転出や、就職を機とした転出が多くなっていることがうかがえます。

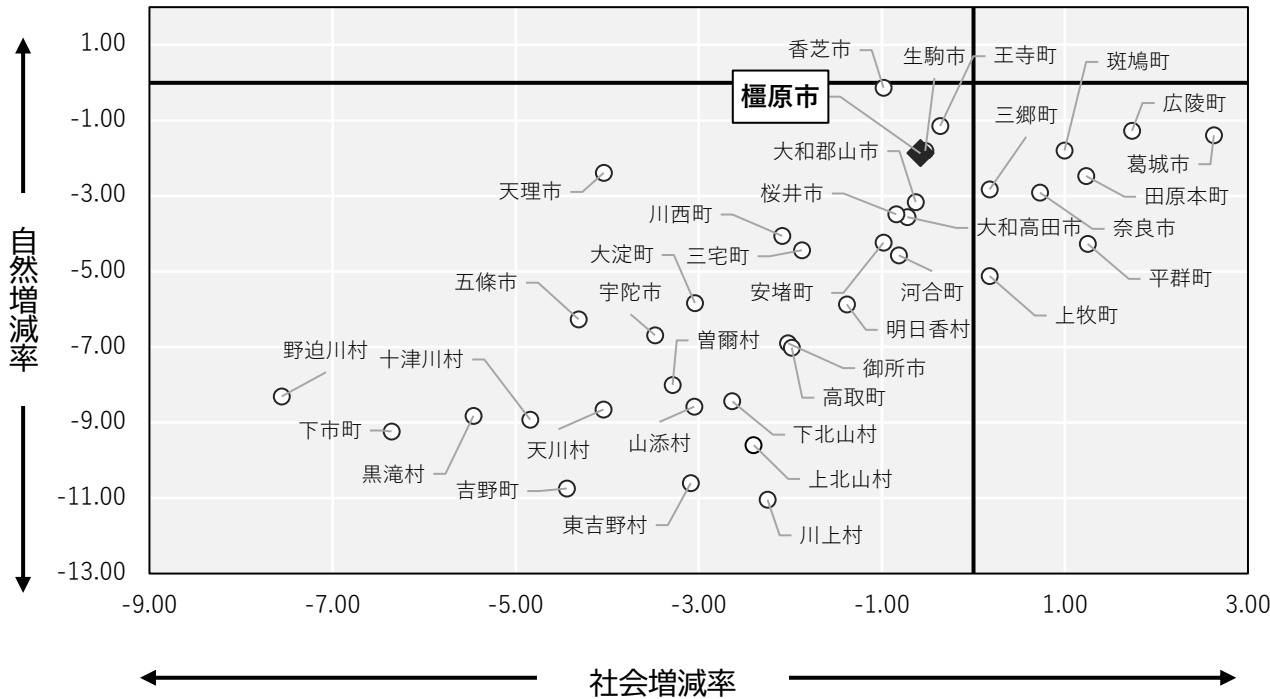
なお、本市の自然増減や社会増減の傾向を奈良県全市町村と比較すると、奈良県内では自然減・社会減ともに比較的割合が低くなっていることがうかがえます。

[表17] 年齢別の転入出超過状況（令和元～令和5年）



資料：総務省「住民基本台帳人口報告」 掲載値は期間中の転入出超過数の合算です。

[表18] 自然増減率と社会増減率の関係性（令和元～令和5年）



資料：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」

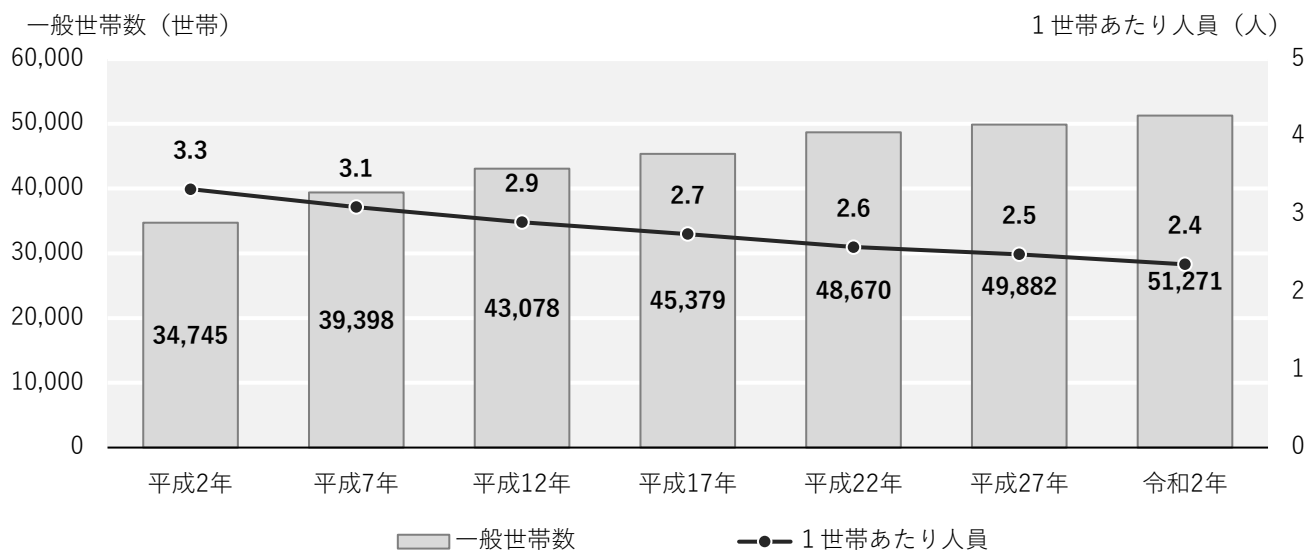
自然増減率・社会増減率は期間中の自然増減数の合計、社会増減数の合計を基準人口（H31.1.1）で割った値です。

③単独世帯数が増えており、世帯の規模は小さくなっています。

総人口は減少している一方、一般世帯数は増加傾向にあり、1世帯あたり人員も減少傾向で推移しています。世帯構成でみると、単独世帯数が増加傾向にあります。

なお、ひとり親世帯数については、平成27年の1,040世帯をピークとして減少に転じています。

[表19] 一般世帯数と1世帯あたり人員の推移



資料：総務省「国勢調査」(各年10/1時点)

[表20] 単独世帯数・核家族世帯数・ひとり親世帯数の推移



資料：総務省「国勢調査」(各年10/1時点)

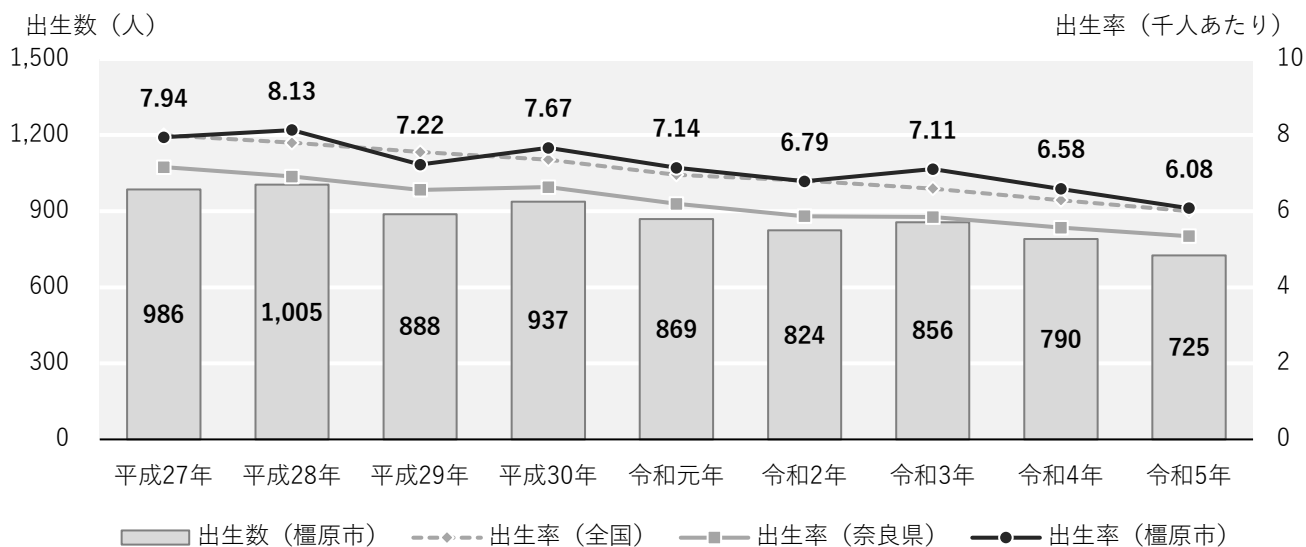
※ひとり親世帯数の平成7年以前のデータはありません。

④婚姻件数は微減傾向で、出生数は減少傾向にあります。

本市の出生数は減少傾向で推移しており、出生率も低下しています。特に、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大した令和元年以降、出生率が7を下回る年がみられるようになっていています。なお、出生率については奈良県平均よりも高く、全国平均と同程度となっています。

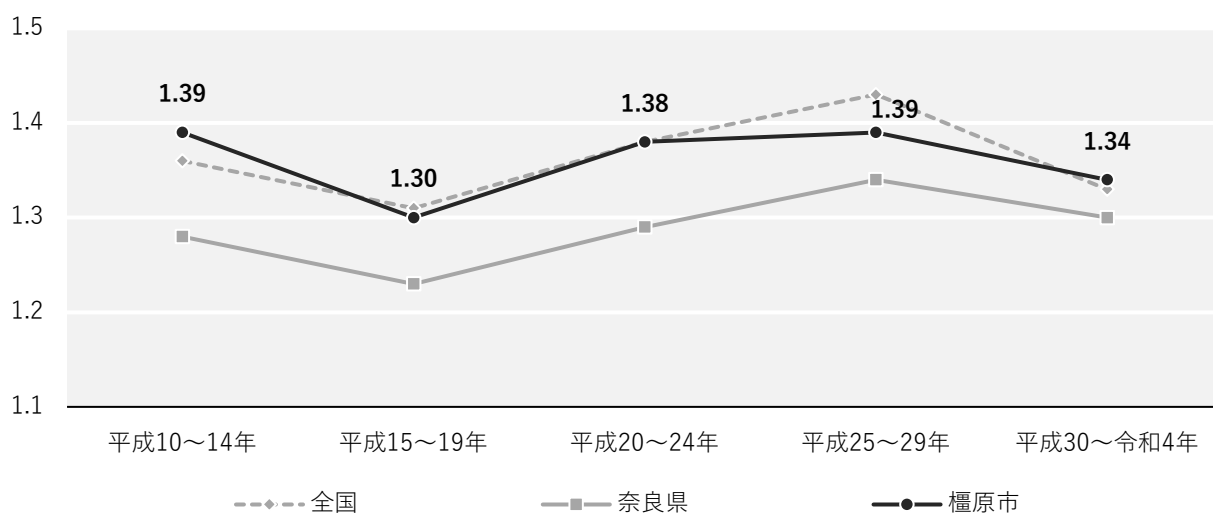
合計特殊出生率は1.3～1.4の間で推移しており、こちらも奈良県平均よりも高く、全国平均と同程度となっています。

[表21] 出生数・出生率の推移と比較



資料：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」

[表22] 合計特殊出生率の推移と比較

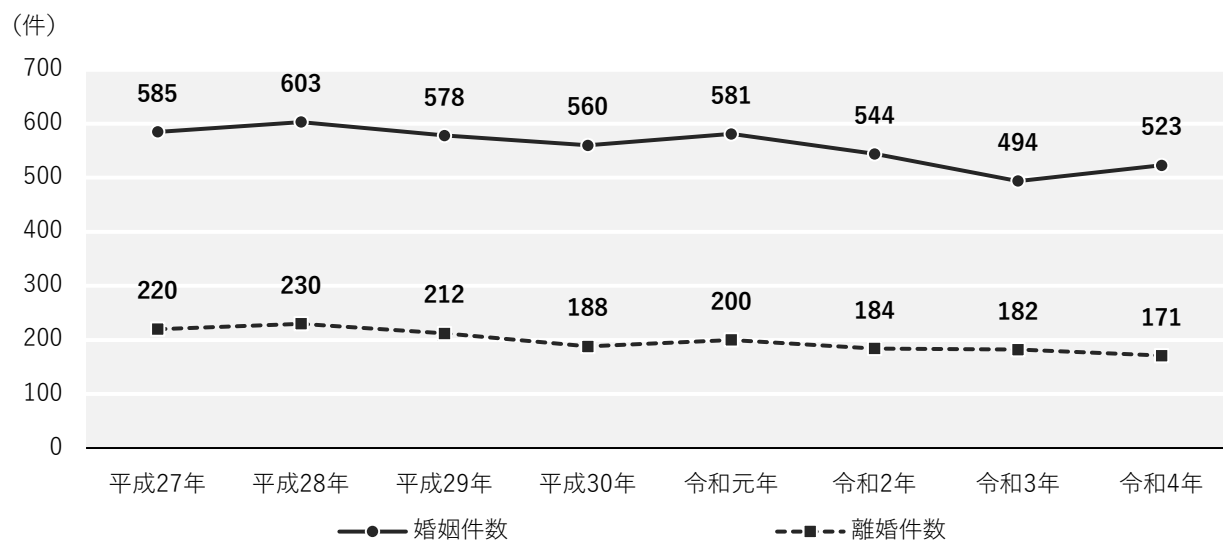


資料：厚生労働省「人口動態保健所・市区町村別統計」

本市の婚姻件数はおよそ 500～600 件の間で推移しています。特に、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大した令和元年以降、婚姻件数も減少傾向が続いていましたが、令和4年には増加傾向に転じています。

離婚件数については、令和元年までは 200 件以上の年が多くなっていましたが、近年は 200 件を下回る件数で推移しています。

〔表23〕 婚姻件数・離婚件数の推移



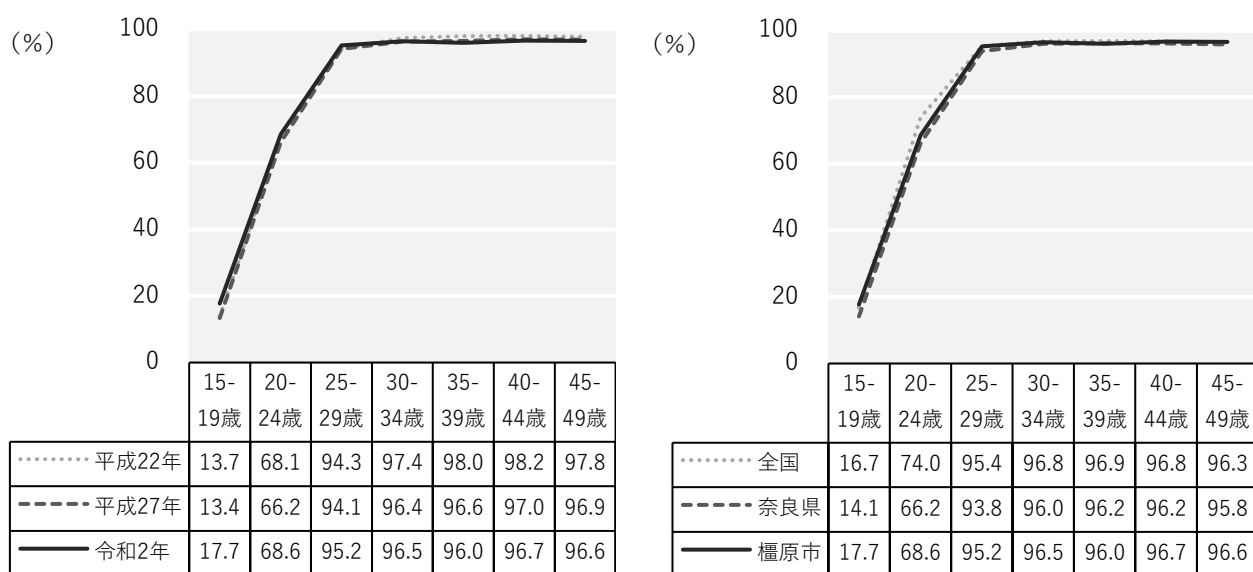
資料：奈良県「人口動態統計」

⑤女性の労働力率が高まっており、M字カーブが是正されつつあります。

男性の労働力率（総人口に占める労働力人口の割合）の推移をみると、15～29 歳では上昇している一方、30 歳代以上では横ばい又は若干の低下傾向となっていますが、全体的に大きな変化はみられません。

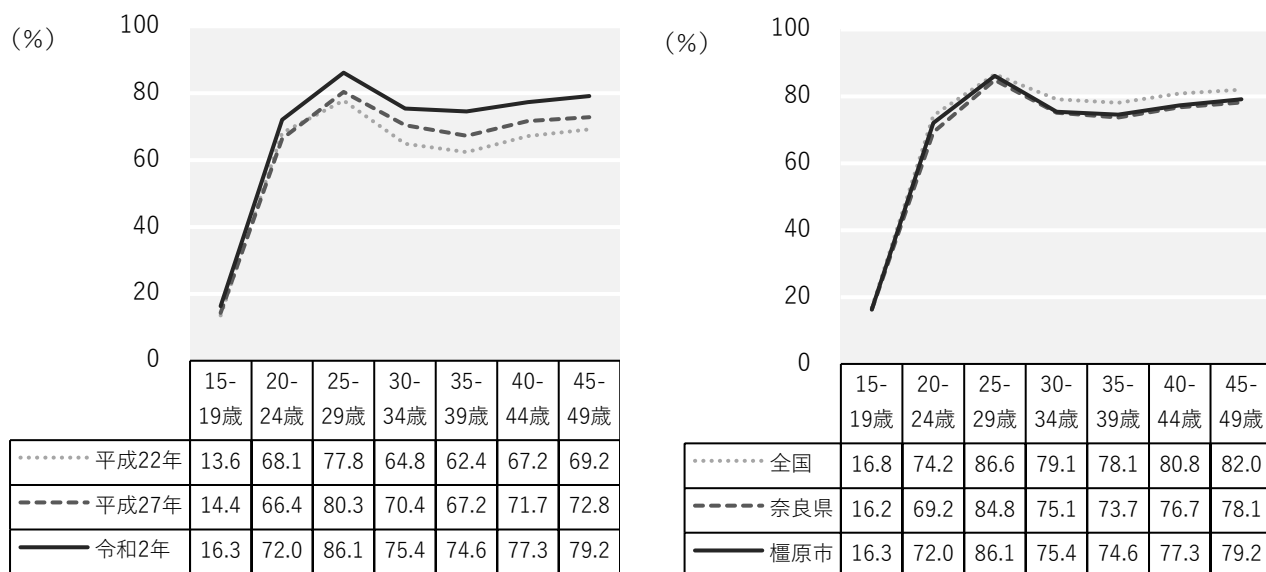
女性の労働力率はすべての年齢層において上昇傾向にあり、平成 22 年と令和 2 年を比較すると、特に 30 歳代において上昇が顕著になっています。こちらも、全国や奈良県と比較すると、全体として奈良県平均より若干高く、全国平均より若干低い状況となっています。

〔表24〕 男性の労働力率の推移と令和 2 年実績の比較



資料：総務省「国勢調査」

〔表25〕 女性の労働力率の推移と令和 2 年実績の比較

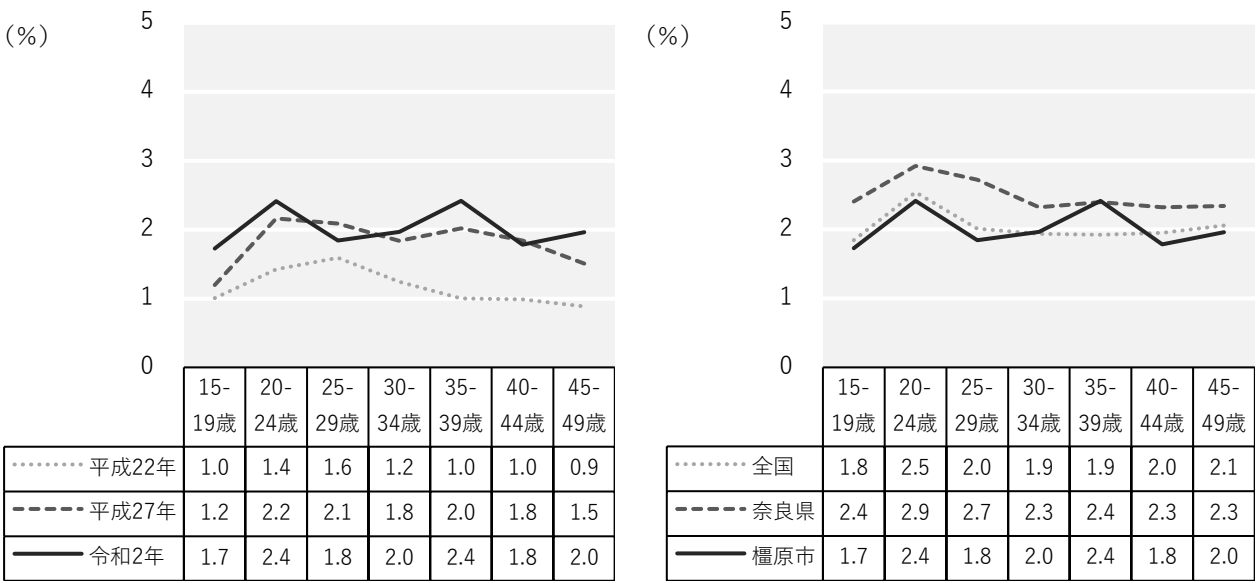


資料：総務省「国勢調査」

⑥働いていない未婚の方も増えつつあります。

未婚の非労働力人口（総人口から労働力人口を除外した人口）のうち、「家事」「通学」を除いた「その他」（ケガや病気で働けない人や定年退職後の高齢者など、何らかの理由で働かない人口）が総人口に占める割合をみると、男性・女性ともに該当する人口の割合は全体的に上昇傾向にあります。一方で、全国や奈良県と比較すると、男女ともに全体として奈良県平均より若干低く、全国平均と同程度となっています。

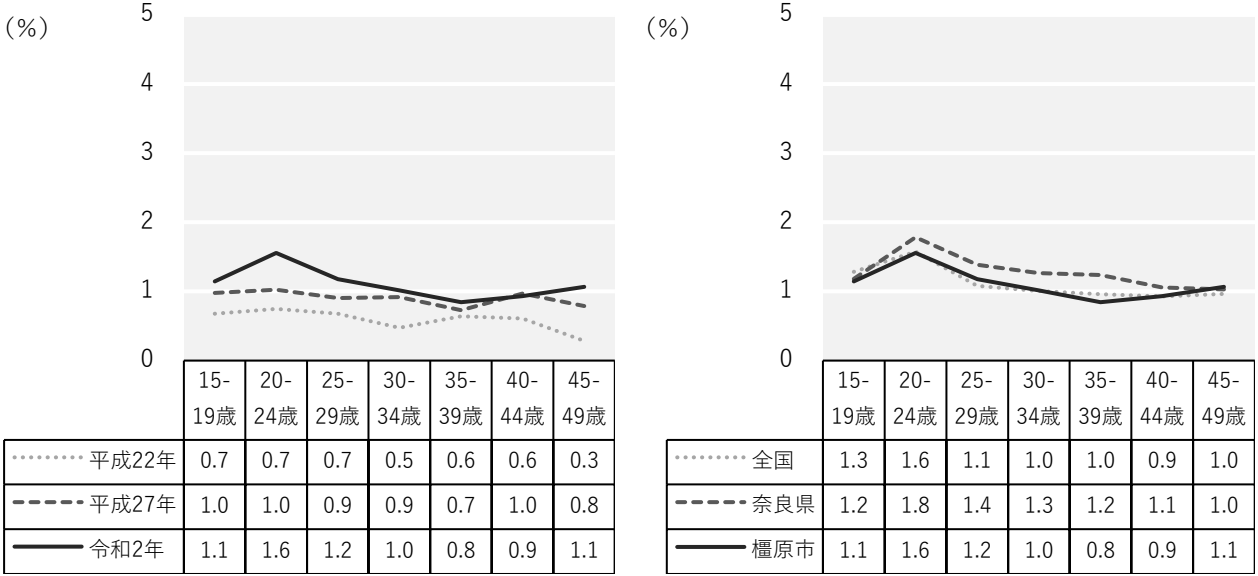
[表26] 未婚男性の非労働力（その他）率の推移と比較



資料：総務省「国勢調査」

※非労働力率は「未婚の非労働力率÷（総人口－労働力状態「不詳」の人口）」で算出しています。

[表27] 未婚女性の非労働力（その他）率の推移と比較



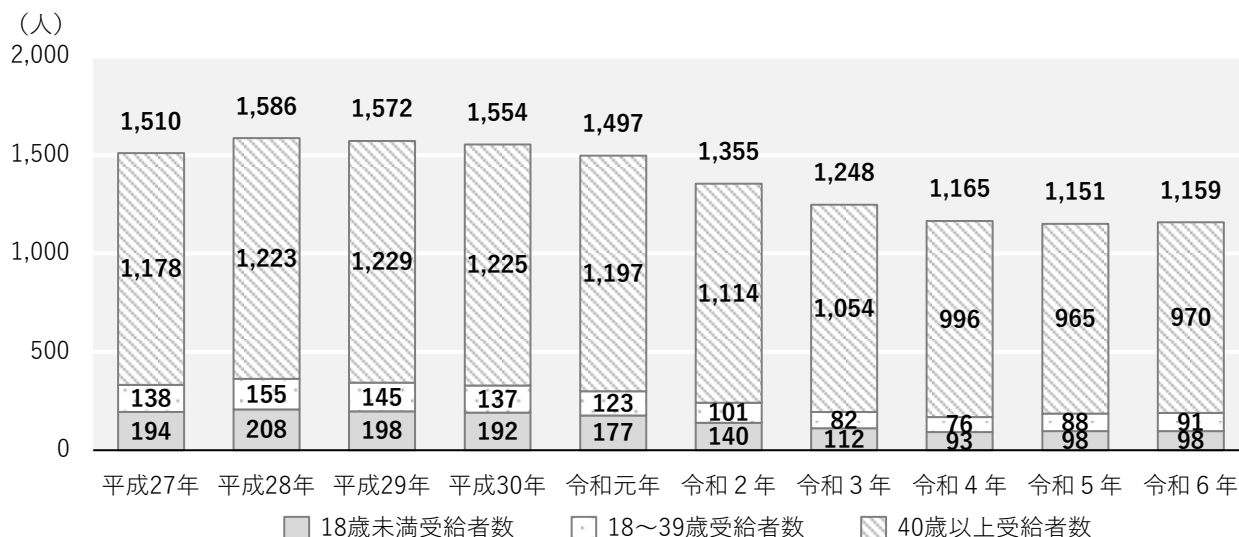
資料：総務省「国勢調査」

※非労働力率は「未婚の非労働力率÷（総人口－労働力状態「不詳」の人口）」で算出しています。

⑦経済的な支援を必要とする子どもや若者の数が再度増加傾向に転じています。

生活保護受給者数は減少傾向で推移していますが、令和6年には若干増加しています。受給者数の大部分は40歳以上の方が占めていますが、39歳以下の方も一定数みられます。

〔表28〕生活保護受給者数の推移

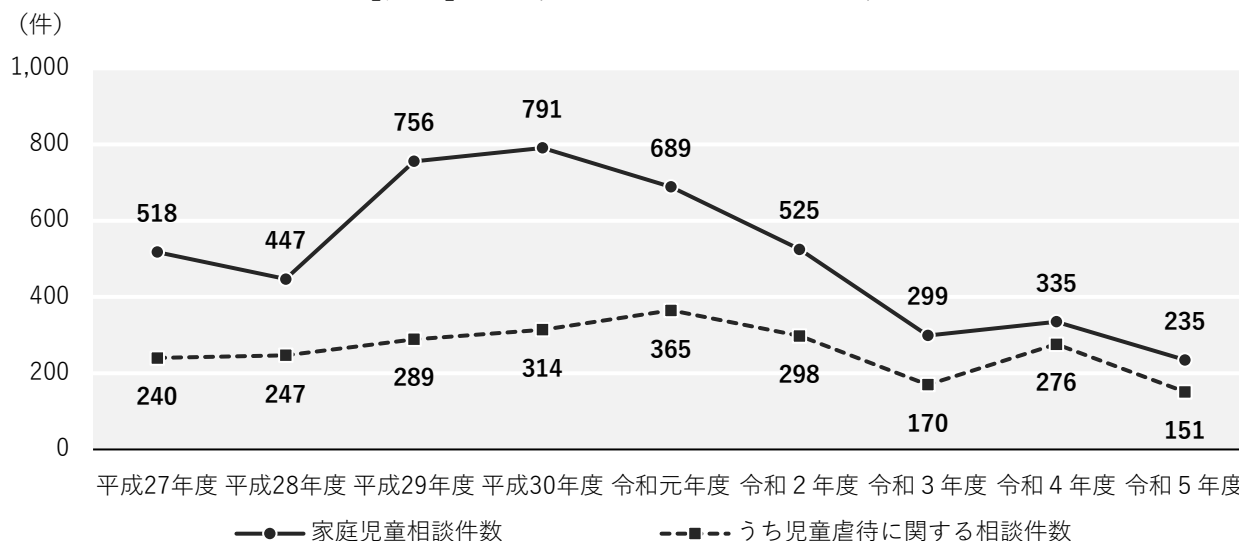


資料：橿原市生活福祉課（各年4/1時点）

⑧児童虐待に関する相談件数が再度増加傾向に転じています。

家庭児童相談件数については、平成30年度をピークとして減少傾向にあります。そのうち児童虐待に関する相談件数は令和元年度をピークとしていったん減少しましたが、令和4年度に再度増加しています。直近の令和5年度には再度減少しています。

〔表29〕児童虐待に関する相談件数の推移



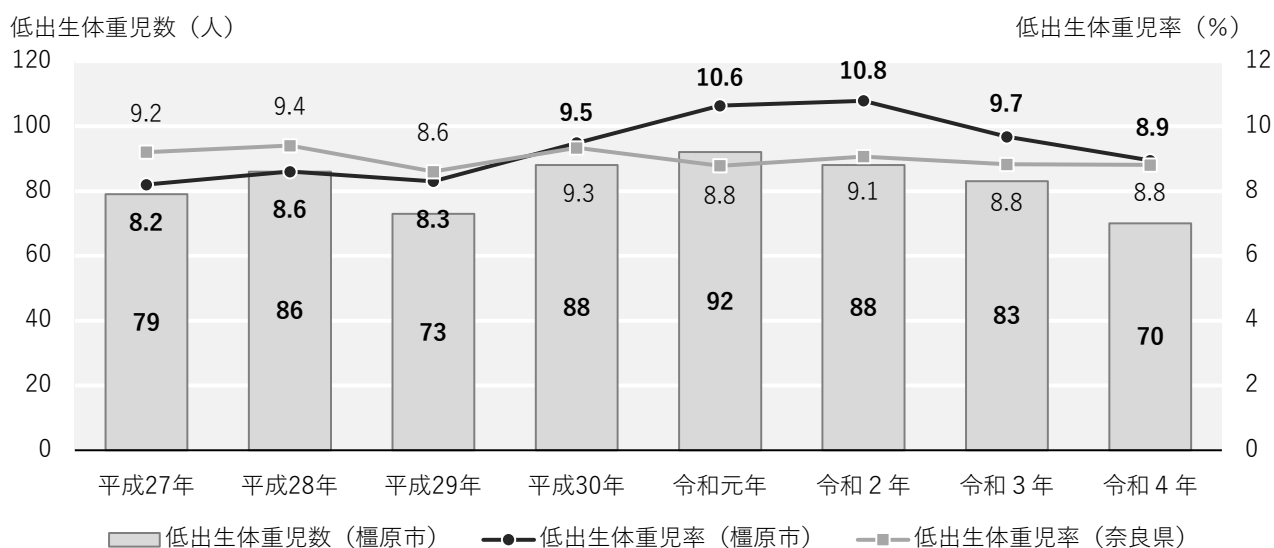
資料：橿原市こども家庭課（各年度末時点）

⑨低出生体重児・死産の水準は奈良県平均と同程度です。

本市の低出生体重児（出生時に体重が2,500g未満の新生児）数についてみると、令和元年以降は減少傾向で推移しています。一方で、低出生体重児率については、平成30年までは奈良県と同程度でしたが、令和元年以降は奈良県より高い水準で推移しています。

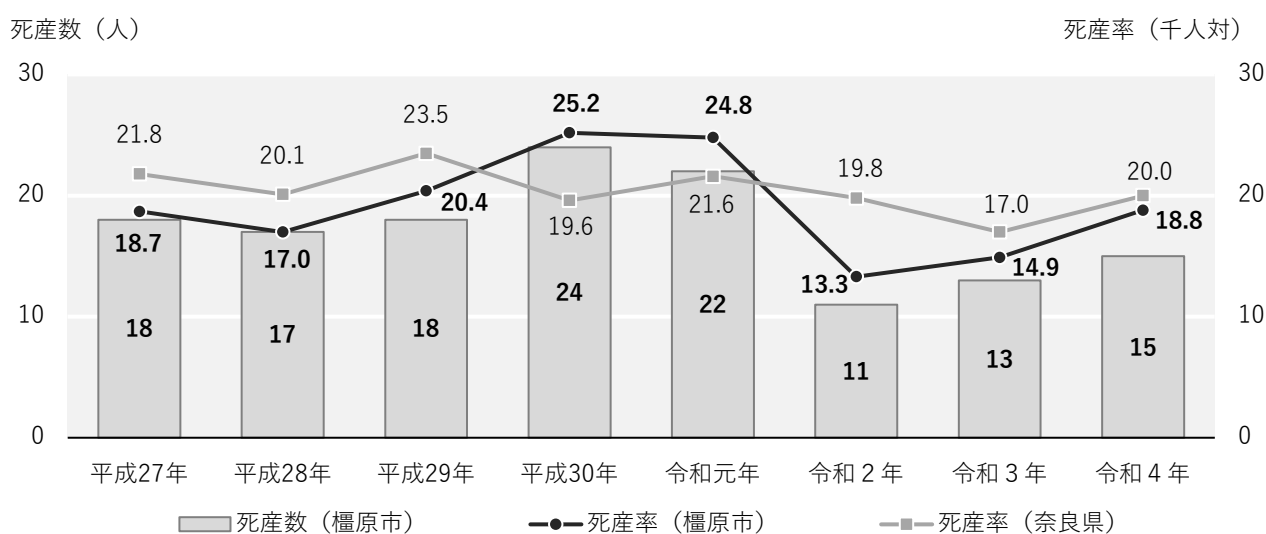
死産数については、平成29年までは20人以下で推移してきましたが、平成30年及び令和元年は20人を超え、死産率も奈良県より高い水準となっています。令和2年以降の死産数は20人を下回る数値となっており、死産率も奈良県より低い水準になっています。

[表30] 低出生体重児数・低出生体重児率の推移



資料：奈良県「保健統計データ」

[表31] 死産数・死産率の推移



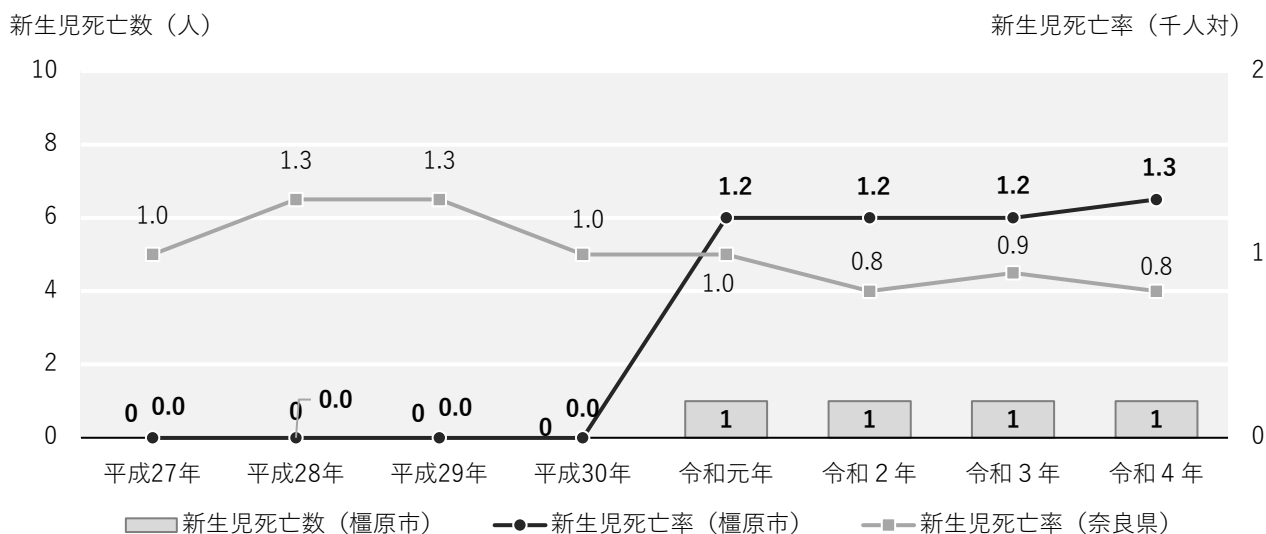
資料：奈良県「保健統計データ」

⑩新生児や乳児が亡くなってしまうケースが近年みられます。

本市の新生児死亡数は、平成 30 年までは0人が続いていたましたが、令和元年以降は毎年1人が続いています。

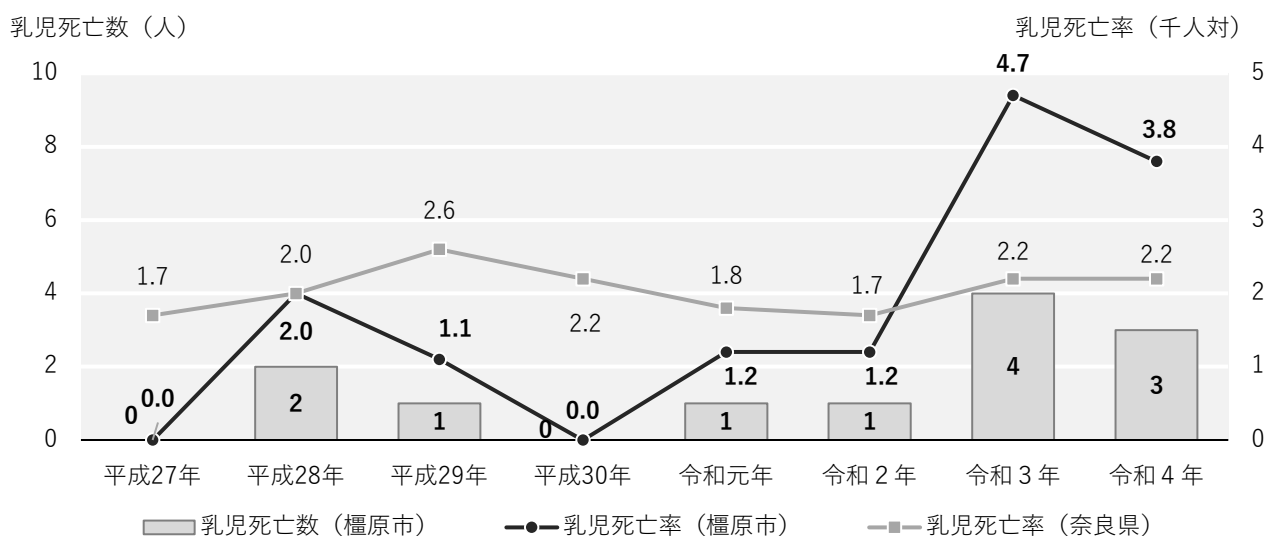
乳児死亡数については、令和2年までは0～2人で推移していましたが、令和3年に4人、令和4年に3人と、過去と比べて増加していることがわかります。乳児死亡率についても、令和3年以降は奈良県より高い水準となっています。

[表32] 新生児死亡数・新生児死亡率の推移



資料：奈良県「保健統計データ」

[表33] 乳児死亡数・乳児死亡率の推移



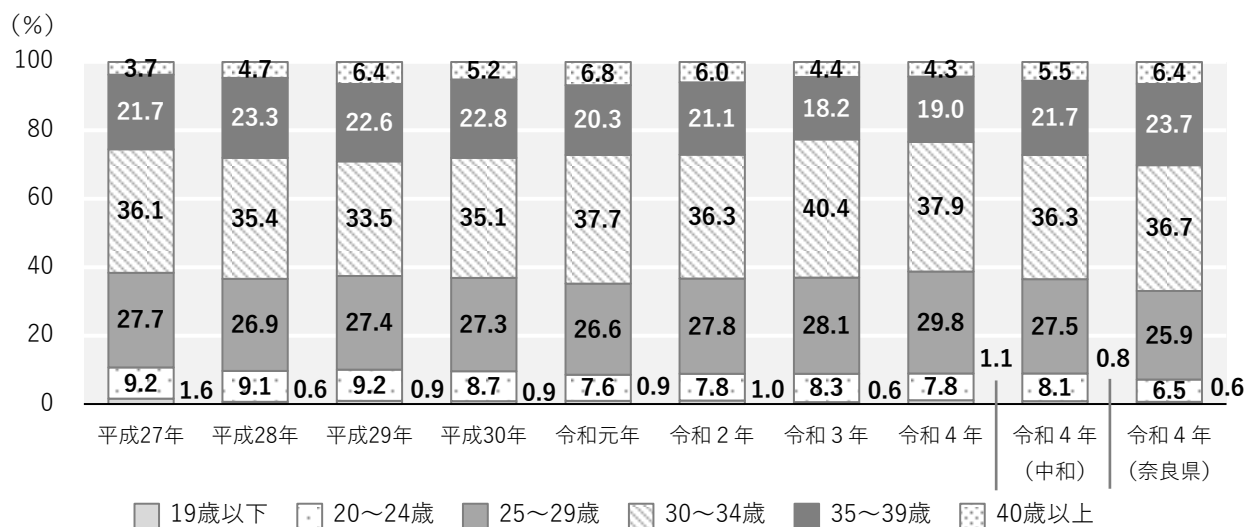
資料：奈良県「保健統計データ」

⑪近隣や県内自治体と比べると、晩産化はゆるやかに進んでいます。

母親の年齢別出生数の構成比についてみると、20 歳代の構成比が微減傾向となっている一方、30 歳代、40 歳以上の構成比は増加傾向で推移しています。

なお、令和 4 年の構成比を中和保健所管内及び奈良県と比較すると、本市は 29 歳以下の構成比が高く、35 歳以上の構成比が低くなっていることがわかります。

〔表34〕 母親の年齢別出生数構成比の推移



資料：奈良県「保健統計データ」

※中和保健所管内自治体は、橿原市、大和高田市、桜井市、御所市、香芝市、葛城市、宇陀市、川西町、三宅町、田原本町、曽爾村、御杖村、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町が含まれます。

(2) アンケート調査結果

① 檀原市の子ども・子育てに関するアンケート調査

ア. 教育・保育施設への満足度

幼稚園や保育所（園）等に対する満足度は、全体としては一定の満足度を感じてもらえていることがうかがえる一方、転園を検討したことがある方の場合、全体と比べて、教育方針や保育者の信頼度などについて満足度が低くなっています。

[表35] 現在利用している施設やサービスに対する満足度

	全体 (N=941)	転園したことがある (N=98)	転園を検討したことがある (N=90)	検討したことはない (N=753)
①施設の教育・保育方針や保育・教育内容	59.9	59.2	33.3	63.2
②保育時間・預かり時間	58.7	48.0	48.9	61.2
③アクセス	64.7	56.1	40.0	68.8
④施設・設備（園庭等の有無・充実具合、広さ等）	57.3	51.0	31.1	61.2
⑤保育者（幼稚園教諭・保育士等）の信頼度	61.0	58.2	31.1	64.9
⑥安全への配慮（事故を未然に防ぐ仕組みや職員の意識等）	57.1	54.1	40.0	59.5
⑦体を動かすこと、外遊び等の心身面の発達促進への配慮	65.9	64.3	46.7	68.4
⑧施設運営等への親の参画度	45.1	43.9	28.9	47.1
⑨自主性を重視した教育環境	52.8	51.0	30.0	55.8
⑩社会性・規律を身に着けることを重視した教育環境	53.7	46.9	34.4	56.8
⑪配慮を必要とする子どもへの対応（発達の課題など）	46.5	44.9	27.8	49.0
全体平均	56.6	52.5	35.7	59.6

※選択肢「満足」のみ掲載

イ. 保育施設の利用意向

現在教育・保育施設を利用していない方の保育施設利用意向をみると、特に低年齢の子どものための保育所（園）や認定こども園に対するニーズが高くなっていることがわかります。

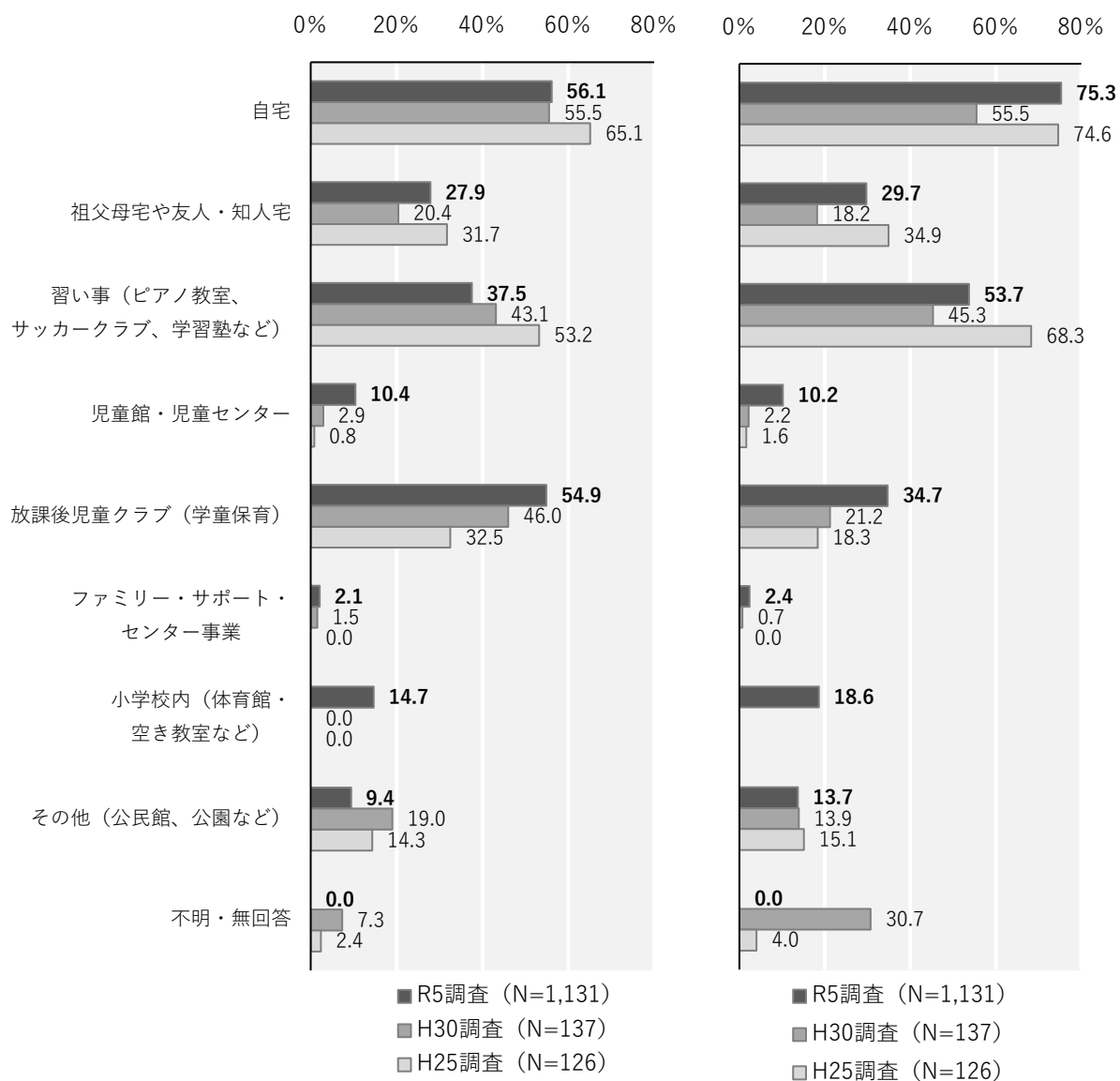
[表36] 今後、定期的に利用したい施設やサービス（保育施設のみ）

		A. 回答者数	B. うち未利用者	私立保育園・認定こども園			市立保育所		
				C1. 未利用かつ利用希望者	未利用者に占める利用希望者の割合	回答者数に占める未利用かつ利用希望者の割合	C2. 未利用かつ利用希望者	未利用者に占める利用希望者の割合	回答者数に占める未利用かつ利用希望者の割合
					C1/B	C1/A		C2/B	C2/A
全体		1,131	552	114	20.7	10.1	117	21.2	10.3
学年齢	R5.4.2～	18	18	12	66.7	66.7	7	38.9	38.9
	0歳児	96	85	49	57.6	51.0	48	56.5	50.0
	1歳児	108	58	22	37.9	20.4	30	51.7	27.8
	2歳児	110	47	10	21.3	9.1	8	17.0	7.3
	3歳児	97	43	3	7.0	3.1	3	7.0	3.1
	4歳児	334	141	6	4.3	1.8	10	7.1	3.0
	5歳児	368	160	12	7.5	3.3	11	6.9	3.0
家族構成	二世世代世帯	970	467	106	22.7	10.9	109	23.3	11.2
	三世世代世帯	79	47	5	10.6	6.3	3	6.4	3.8
	ひとり親世帯	51	24	2	8.3	3.9	4	16.7	7.8
	その他	31	14	1	7.1	3.2	1	7.1	3.2
家庭類型	ひとり親	61	24	2	8.3	3.3	3	12.5	4.9
	フルタイム×フルタイム	361	63	28	44.4	7.8	25	39.7	6.9
	フルタイム×パートタイム(長時間)	225	62	9	14.5	4.0	10	16.1	4.4
	フルタイム×パートタイム(短時間)	87	60	6	10.0	6.9	3	5.0	3.4
	専業主婦(夫)	389	338	69	20.4	17.7	75	22.2	19.3
	パートタイム×パートタイム(長時間)	0	—	0	—	—	0	—	—
	パートタイム×パートタイム(短時間)	0	—	0	—	—	0	—	—
	無業×無業	8	5	0	0.0	0.0	1	20.0	12.5

ウ. 放課後の過ごし方

放課後の過ごし方の希望については、低学年時・高学年時ともに「自宅」が最も高くなっていますが、過去調査と比べて「放課後児童クラブ（学童保育）」の利用希望が高まっています。

[表37] 小学校就学後の放課後の過ごし方（左：低学年時 右：高学年時）



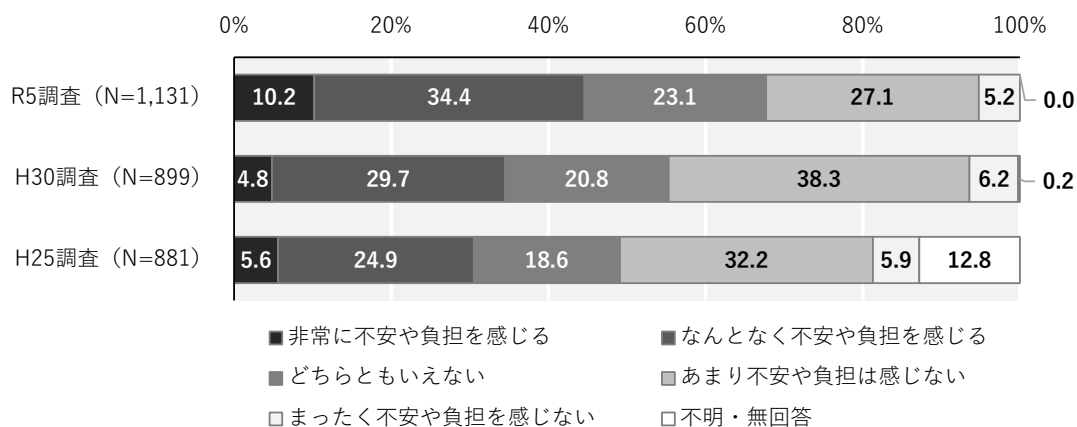
※選択肢「小学校内（小学校内（体育館・空き教室など）」は R 5 調査のみ

※H25 調査、H30 調査は次年度に小学校へ入学する子どものいる回答者のみ回答

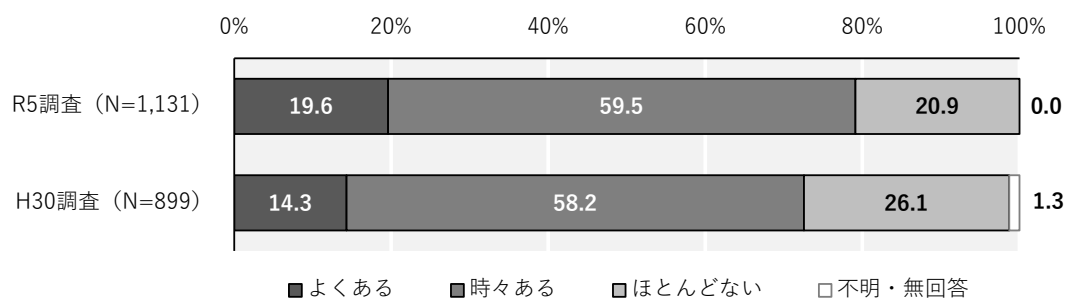
工. 子育てへの不安感

子育てに対する不安・負担感、子育てに困難を感じる割合、妊娠への不安のそれぞれについて、過去調査と比べて不安や困難を感じているという回答の割合が高くなっています。

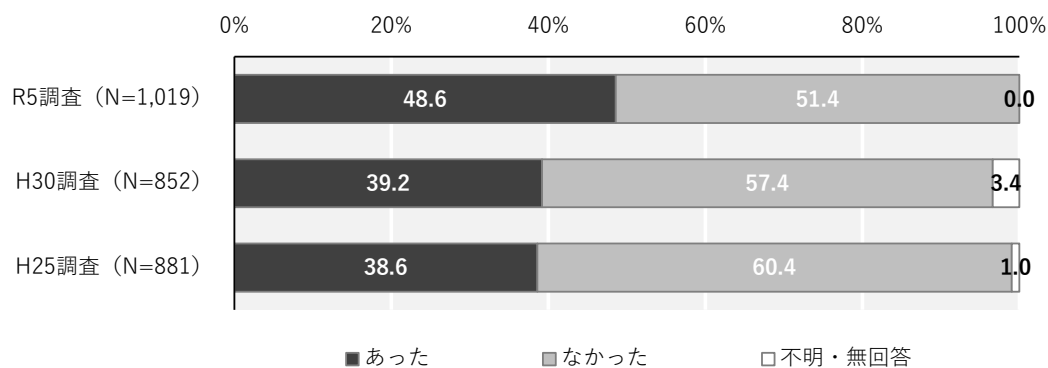
[表38] 子育てに関する不安・負担感



[表39] 子育てに困難を感じているか



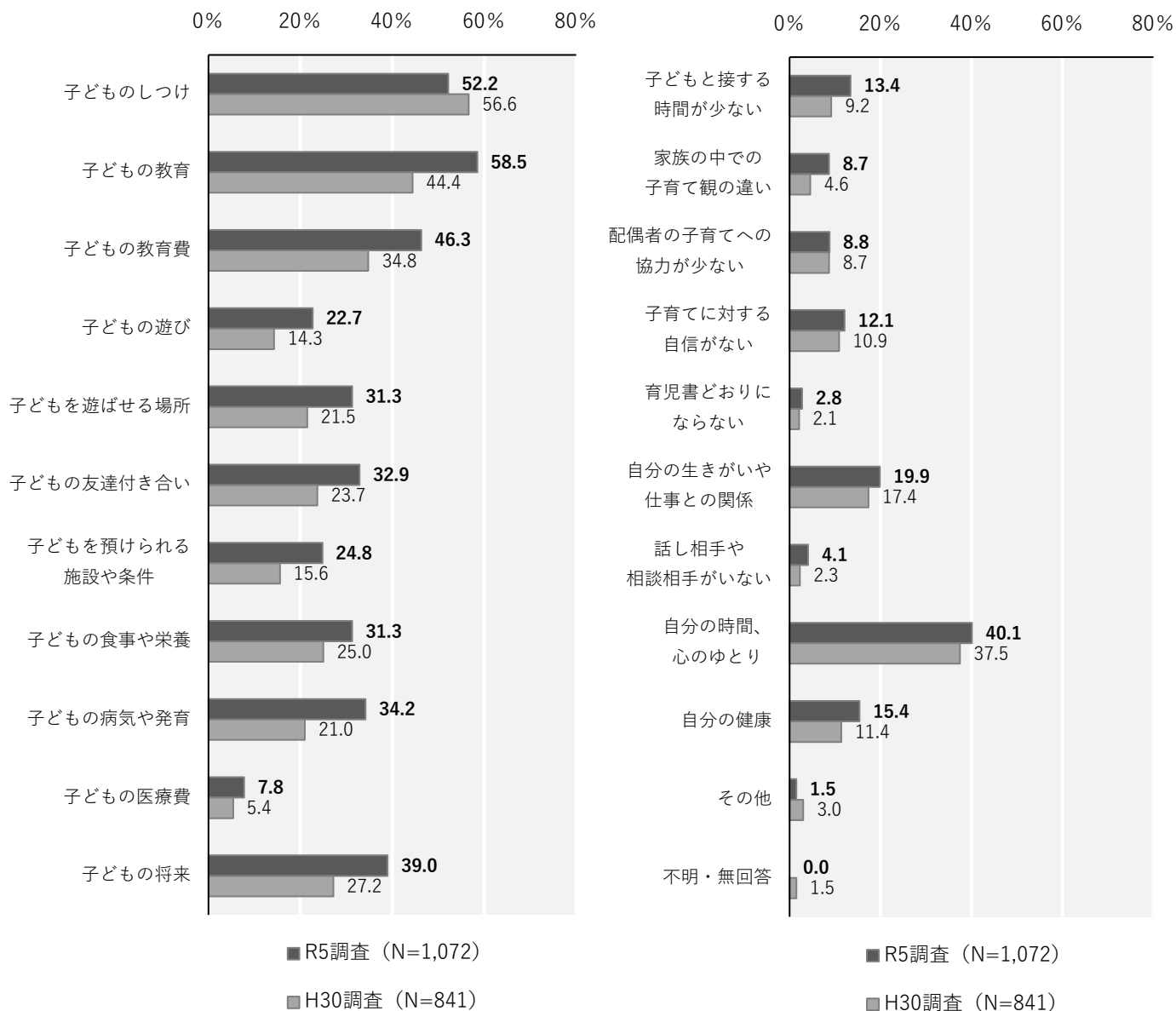
[表40] 妊娠への不安



オ. 不安の内容

不安や負担の主な内容については、「子どもの教育」が最も高く、次いで「子どものしつけ」や「子どもの教育費」が高くなっています。過去調査と比べて、子どもへの教育や子どもの発育、子どもの将来に対する関心が高くなっていることがわかります。

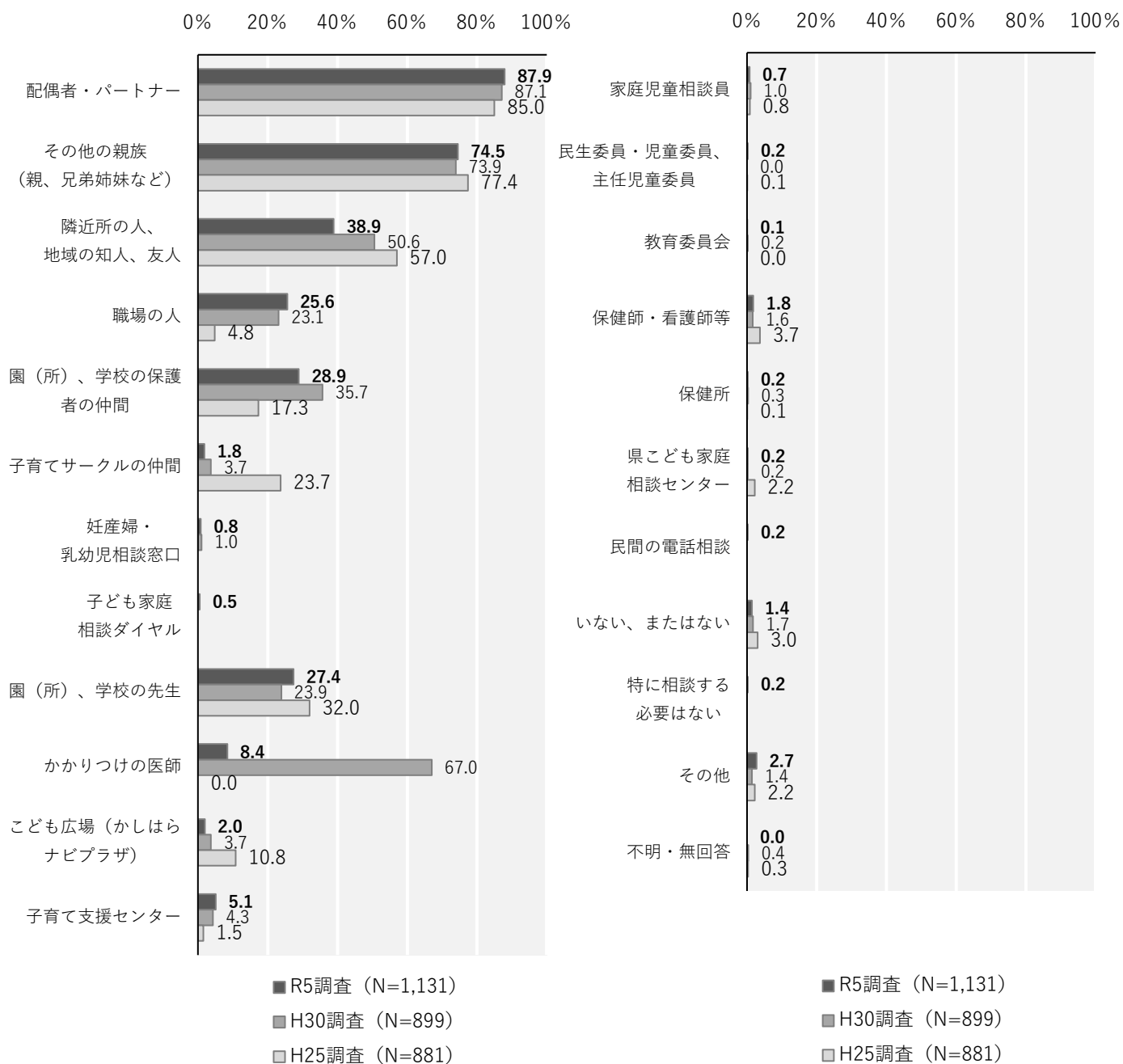
〔表41〕 子育てに関する不安・負担感の内容



カ. 不安や悩みの相談先

気軽に相談できる人や場所などについては、「配偶者・パートナー」が最も高く、次いで「その他の親族（親、兄弟姉妹など）」や「隣近所の人、地域の知人、友人」が高くなっています。過去調査と比べて、「配偶者・パートナー」が若干高くなっている一方、「隣近所の人、地域の知人、友人」が低くなっています。

[表42] 子育てに関する悩みの相談先



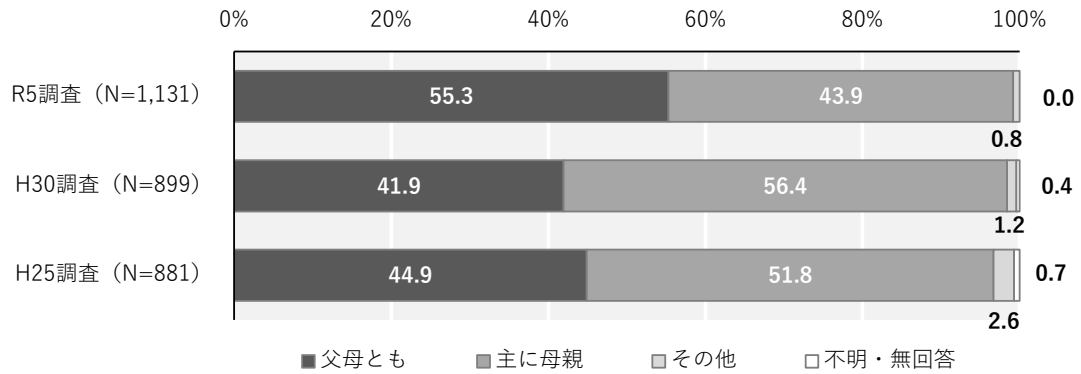
※選択肢「子ども家庭相談ダイヤル」「特に相談する必要はない」はR5調査のみ

※選択肢「妊産婦・乳幼児相談窓口」はR5・H30調査のみ

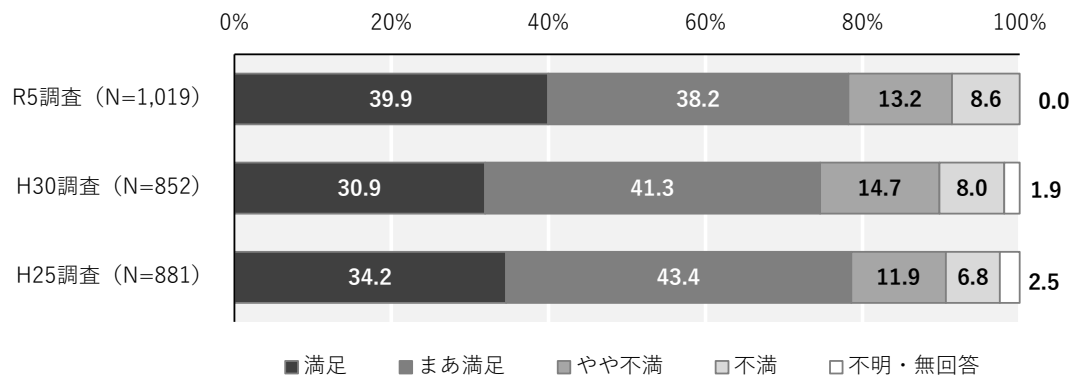
キ. パートナーとの子育て

子育てを中心的に行っている方については、「父母とも」が最も高くなっており、過去調査と比べて割合が高くなっています。また、妊娠・出産期におけるパートナーからの援助などへの満足度についても、「満足」が過去調査と比べて高くなっています。

〔表43〕 お子さんの子育て（教育を含む）を中心的に行っている方



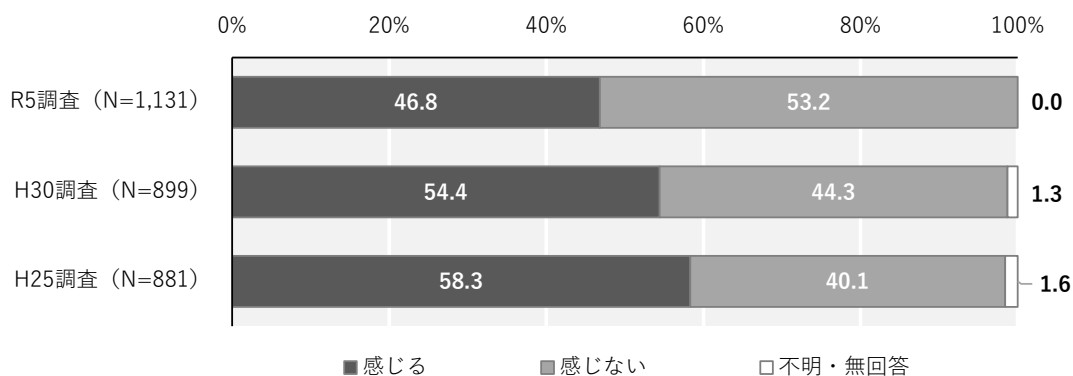
〔表44〕 妊娠・出産期における夫・パートナーの援助などへの満足度



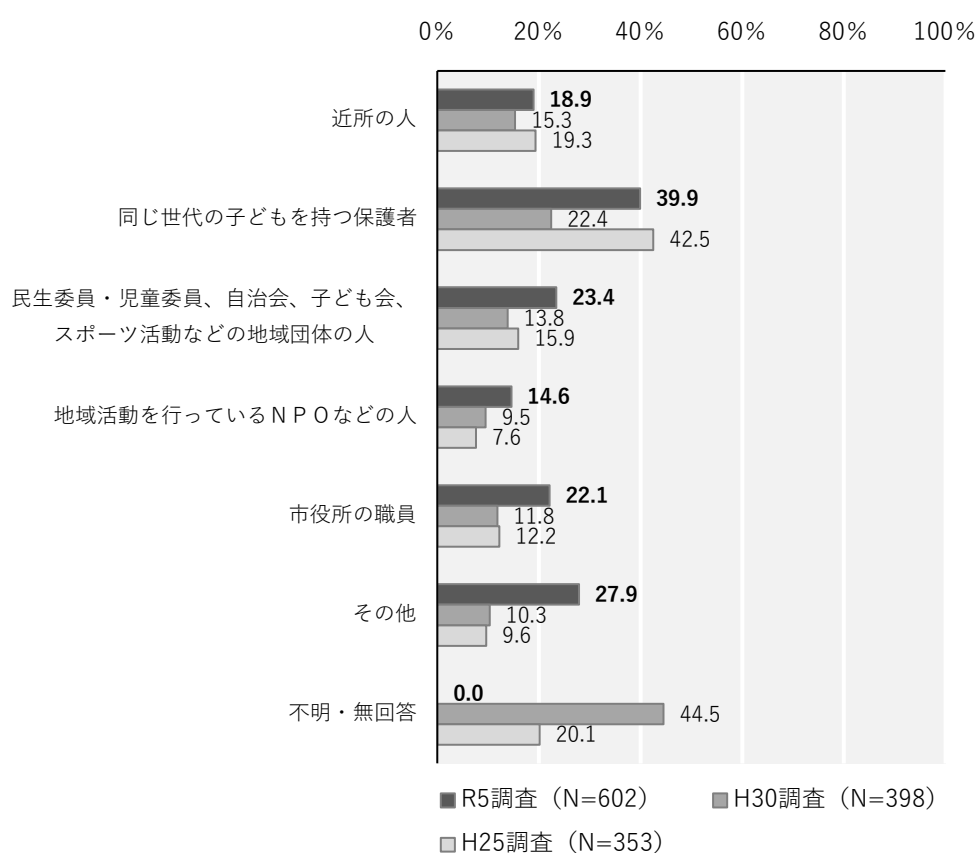
ク. 地域との関わり

子育てが、地域の人に支えられていると感じるかについては、「感じない」が半数以上となっており、過去調査と比べて「感じる」が低くなっています。なお、地域の人として、誰に子育てを支えてほしいかについては、過去調査と比べて「民生委員・児童委員、自治会、子ども会、スポーツ活動などの地域団体の人」や「地域活動を行っているNPOなどの人」、「市役所の職員」が高くなっています。

[表45] 自身の子育てが、地域の人に支えられていると感じるか



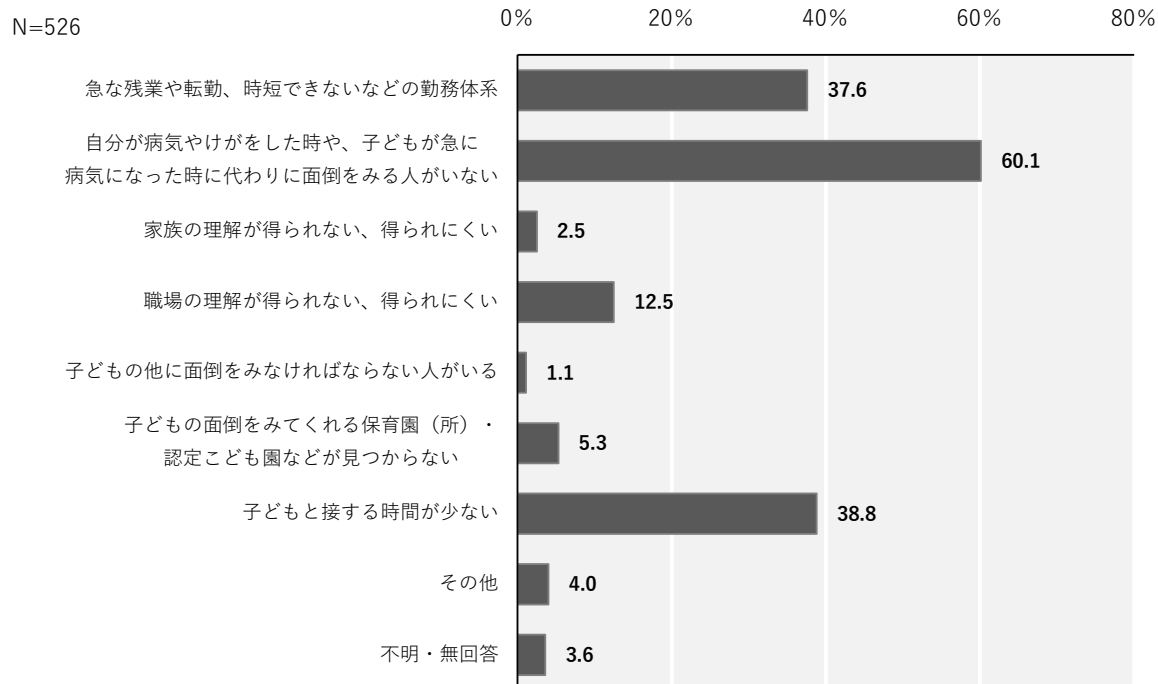
[表46] 子育てを誰に支えてほしいか



ケ. 仕事と子育ての両立

仕事と子育てを両立させる上で、大変だと感じることについては、「自分が病気やけがをした時や、子どもが急に病気になった時に代わりに面倒をみる人がいない」が最も高く、次いで「子どもと接する時間が少ない」や「急な残業や転勤、時短できないなどの勤務体系」が高くなっています。

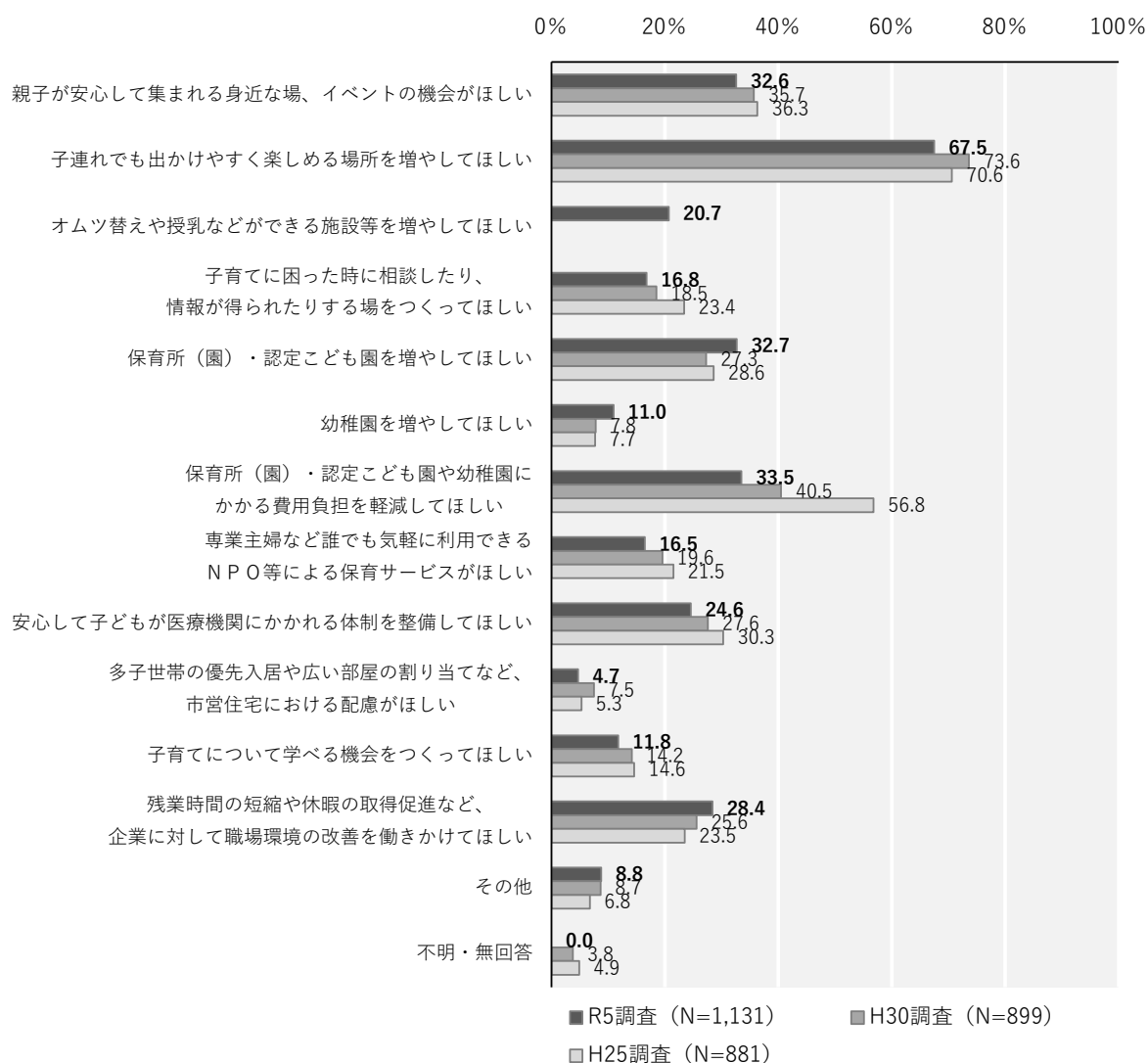
〔表47〕 仕事と子育てを両立させる上で、大変だと感じること



コ. 求める子育て支援

充実を図ってほしい子育て支援については、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が最も高く、次いで「保育所（園）・認定こども園や幼稚園にかかる費用負担を軽減してほしい」や「保育所（園）・認定こども園を増やしてほしい」が高くなっています。また、過去調査と比べて「残業時間の短縮や休暇の取得促進など、企業に対して職場環境の改善を働きかけてほしい」が高くなっています。

〔表48〕市に求める、充実してほしい子育て支援の内容

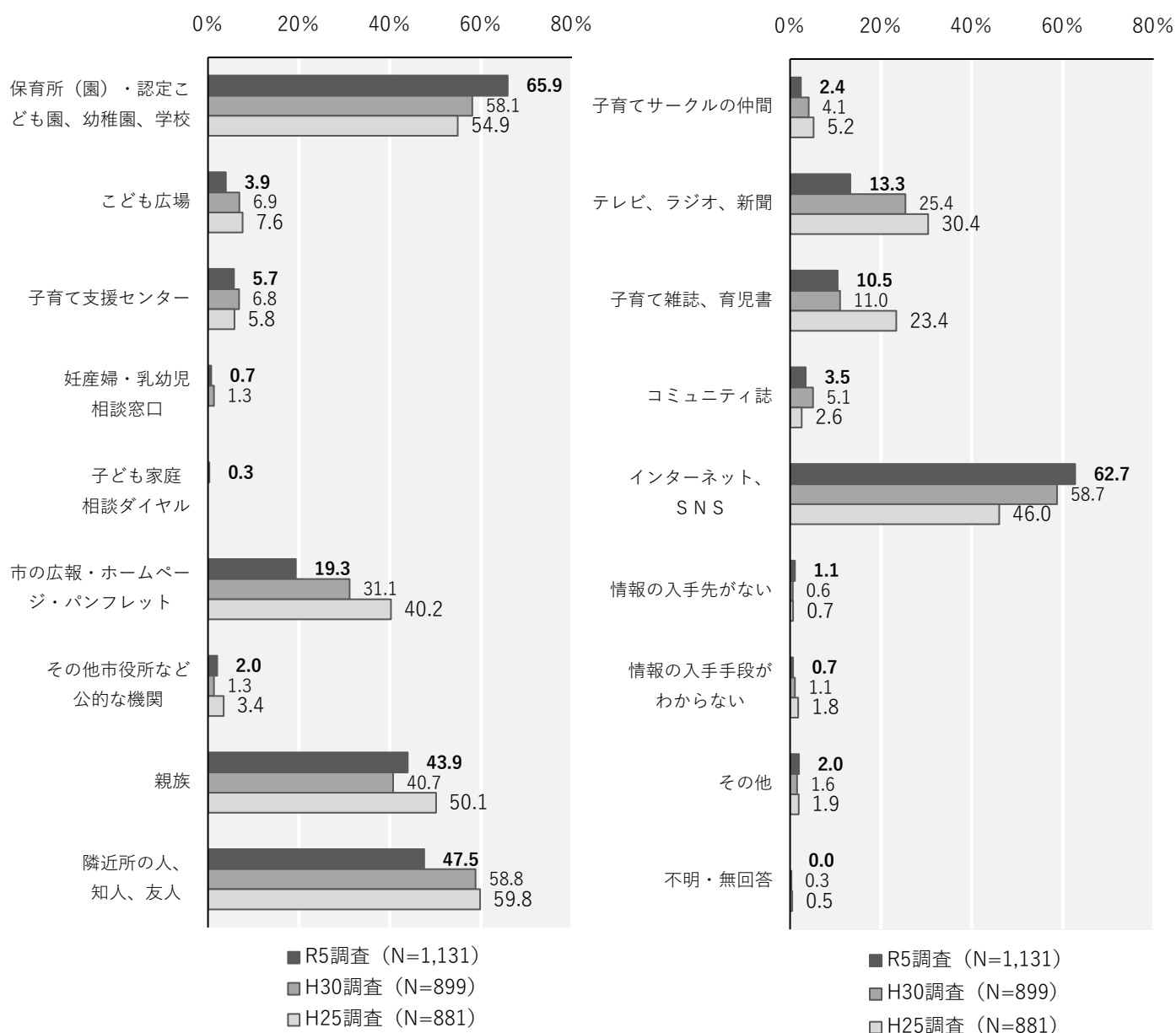


※選択肢「オムツ替えや授乳などができる施設等を増やしてほしい」はR5調査のみ

サ. 情報入手の手段

情報の入手先については、「保育所（園）・認定こども園、幼稚園、学校」が最も高く、次いで「インターネット、SNS」や「隣近所の人、知人、友人」が高くなっています。過去調査と比べて「保育所（園）・認定こども園、幼稚園、学校」や「インターネット、SNS」が高くなっています。

〔表49〕子育て（教育を含む）に関する情報の入手先



※選択肢「子ども家庭相談ダイヤル」はR5調査のみ

※選択肢「妊産婦・乳幼児相談窓口」はR5・H30調査のみ

②小学5・6年生対象アンケート調査

ア. 自尊感情と関連する要素

学校生活への期待感を自尊感情の視点から分析すると、自尊感情が低くなるにつれ「楽しみ」が低く、「あまり楽しみではない」「楽しみではない」が高くなる傾向がみられます。また、将来になりたい人間像を自尊感情の視点から分析すると、自尊感情が低くなるにつれ全体的な回答が低くなる一方、「わからない」の回答が高くなる傾向がみられます。

[表50] 自尊感情と学校生活への期待感

		楽しみ	やや楽しみ	あまり楽しみではない	楽しみではない	不明・無回答
自尊感情	自尊感情:高 (N=591)	55.8	32.3	8.5	2.7	0.7
	自尊感情:中 (N=556)	29.9	48.7	15.8	5.2	0.4
	自尊感情:低 (N=251)	13.1	33.9	25.9	24.7	2.4

[表51] 自尊感情と将来になりたい人間像

		たくさんの 友だちや仲 間がいる人	自分らしく 生きている 人	他人を思い やる行動が できる人	むずかしい ことを乗り 越えられる 人	努力をおし まない人	体力に自 信がもてる 人	社会の ルールやマ ナーを守る 人	専門的なこ とをくわしく 知っている 人
自尊感情	自尊感情:高 (N=591)	71.1	54.8	36.9	19.5	12.0	11.2	17.3	5.9
	自尊感情:中 (N=556)	62.4	50.4	39.7	16.5	14.0	9.9	25.2	7.2
	自尊感情:低 (N=251)	49.4	47.4	28.3	13.5	11.6	9.2	17.1	5.2

		正しいこと や決められ たことを最 後までやり とげる人	社会の役 に立てる人	海外で活 躍できる人	新しいこと に取り組ん でいる人	リーダー シップを発 揮できる人	わからない	その他	不明・無回 答
自尊感情	自尊感情:高 (N=591)	10.3	15.9	11.8	5.2	9.3	0.2	3.6	0.2
	自尊感情:中 (N=556)	11.5	16.7	9.0	6.1	5.8	1.3	2.7	0.2
	自尊感情:低 (N=251)	13.9	15.1	3.6	4.8	6.4	13.1	4.4	0.4

イ. 大人への期待

大人に心がけてほしいことについては、全体としては「子どもの命を守ること」や「病気やけが、虐待などから子どもを守ること」が高くなっています。自尊感情の視点から分析すると、自尊感情が低くなるにつれ「他の子どもとくらべたりしないこと」や「子どものことに口出ししすぎずに見守ること」が高くなる傾向がみられます。

[表52] 子どものために、大人に心がけてほしいこと

		子どもの命を守ること	病気やけが、虐待などから子どもを守ること	いじめや、まわりから心や体を傷つけられるようなことから子どもを守ること	子どもとの約束を守ること	他の子どもとくらべたりしないこと	家族がなかなかいっしょに過ごす時間をふやすこと	決まりや約束事を決めるときは子どもの意見を聞き、なるべく子どもといっしょに決めること	子どものことに口出ししすぎずに見守ること
自尊感情	自尊感情:高(N=591)	81.6	64.8	64.1	37.2	45.5	51.3	18.4	23.5
	自尊感情:中(N=556)	73.0	61.3	62.4	33.3	50.0	45.0	20.5	33.6
	自尊感情:低(N=251)	57.4	53.4	53.0	31.5	55.0	30.3	19.5	41.0
		子どもの話を真剣に聞くこと	子ども自身のかことは、子どもが自分で考えて決められるよう手助けすること	その他	不明・無回答				
自尊感情	自尊感情:高(N=591)	31.0	18.6	2.2	0.8				
	自尊感情:中(N=556)	27.0	17.6	1.3	0.5				
	自尊感情:低(N=251)	27.9	21.1	2.8	2.4				

③子どもの生活実態調査

ア. 学力保障に関連する要素

授業理解の程度を所得段階の視点から分析すると、所得段階が低くなるにつれ「わかる」が低く、「教科によってはわからないことがある」「わからない」が高くなる傾向がみられます。また、所得段階以外の要素から授業理解の程度を分析した場合、塾など学習支援サービスの利用、文化的活動の経験、学業に対する態度、自尊感情が影響していることがわかります。

[表53] 所得段階と授業理解の程度

		n	わかる	教科によってはわからないことがある	わからない
全体		673	58.6	32.8	6.3
所得段階	所得段階Ⅰ	314	64.4	29.6	3.5
	所得段階Ⅱ	201	55.2	34.8	8.5
	所得段階Ⅲ	81	40.8	43.2	12.4

[表54] 所得段階以外の要素と授業理解の程度

		n	わかる	教科によってはわからないことがある	わからない
全体		673	58.6	32.8	6.3
塾等の利用	利用している	430	64.7	29.5	3.7
	利用していない	231	47.6	39.8	10.4
文化的活動	文化的活動:高	336	64.3	28.3	5.4
	文化的活動:中	199	58.3	35.2	5.5
	文化的活動:低	125	44.0	43.2	10.4
学業態度	学業態度:高	241	75.5	22.8	1.2
	学業態度:中	252	59.2	35.3	5.2
	学業態度:低	155	38.0	47.1	14.9
自尊感情	自尊感情:高	326	69.9	24.8	3.9
	自尊感情:中	213	54.4	39.9	4.7
	自尊感情:低	113	34.5	47.8	15.9

イ. 親子の健康状態

経済的に厳しい世帯の場合、医療機関の受診をためらった理由として、医療費の負担を不安視する傾向がみられます。また、経済的に厳しい世帯の場合に子どもの虫歯が多くなっているほか、保護者の健康状態があまりよくない傾向がみられます。

[表55] 医療機関への受診が必要であるにもかかわらず受診をしなかった経験の有無

	n	あった	なかった
全体	673	11.0	88.6
所得段階			
所得段階Ⅰ	314	10.2	89.8
所得段階Ⅱ	201	11.9	88.1
所得段階Ⅲ	81	13.6	86.4

[表56] 受診をしなかった理由（一部抜粋）

	n	市販薬で対応したから	医療費の支払いが不安であったから	自分の健康状態が悪かったから
全体	74	54.1	13.5	8.1
所得段階				
所得段階Ⅰ	32	71.9	6.3	3.1
所得段階Ⅱ	24	41.7	16.7	8.3
所得段階Ⅲ	11	54.5	27.3	18.2

[表57] 子どもの虫歯の有無

	n	ある(未治療)	ある(治療中)	あった(治療済み)	ない
全体	673	3.1	8.0	35.2	52.9
所得段階					
所得段階Ⅰ	314	1.6	6.7	39.8	51.9
所得段階Ⅱ	201	3.0	4.5	36.8	54.7
所得段階Ⅲ	81	11.1	13.6	24.7	50.6

[表58] 保護者の主観的健康状態（身体）

	n	よいと思う	ふつう	よくないと思う
全体	673	65.4	25.3	8.9
所得段階				
所得段階Ⅰ	314	72.9	22.3	4.8
所得段階Ⅱ	201	62.2	27.4	10.5
所得段階Ⅲ	81	46.9	33.3	19.8

[表59] 保護者の主観的健康状態（精神）

	n	よいと思う	ふつう	よくないと思う
全体	673	61.8	24.7	12.6
所得段階				
所得段階Ⅰ	314	69.1	22.3	8.3
所得段階Ⅱ	201	57.2	27.9	13.9
所得段階Ⅲ	81	46.9	30.9	22.2

④子ども・若者の生活や意識に関するアンケート調査

ア. 将来に対するビジョン

将来に対する明るい希望を自尊感情の視点から分析すると、自尊感情が高くなるにつれ「希望がある」が高くなる傾向がみられます。また、将来に対する不安についても、自尊感情が高くなるにつれ「ない」が高くなる傾向がみられます。

将来どのような大人になりたいかについては、自尊感情が高くなるにつれ、豊かな人間関係や困難へ挑戦できる能力を重要視する意見が多くなっています。

[表60] 将来に対して明るい希望を持っているか（中高生相当）

	n	希望がある	どちらかといえば希望がある	どちらかといえば希望がない	希望がない
全体	671	37.6	43.8	13.6	3.3
自尊感情					
自尊感情: 高	267	69.7	27.7	2.6	0.0
自尊感情: 中	250	23.6	62.4	13.2	0.4
自尊感情: 低	137	4.4	44.5	35.8	15.3

[表61] 将来に対して不安を感じることはあるか（中高生相当）

	n	ある	ない	わからない
全体	671	65.7	25.2	7.5
自尊感情				
自尊感情: 高	267	52.8	40.8	6.4
自尊感情: 中	250	74.0	19.2	6.8
自尊感情: 低	137	80.3	8.7	10.2

[表62] 将来どのような大人になりたいか（中高生相当、一部抜粋）

	n	たくさんの友だちや仲間がいる人	難しいことを乗り越えられる人	正しいことや決められたことを最後までやりとげる人	新しいことに取り組んでいる人
全体	671	65.7	47.4	52.8	31.0
自尊感情					
自尊感情: 高	267	79.0	60.3	67.8	43.1
自尊感情: 中	250	65.6	42.4	46.4	26.8
自尊感情: 低	137	44.5	35.0	38.0	18.2

イ. 結婚に対する考え方

結婚したいかどうかについては、全体の7割近くが「結婚したいと思う」と回答していますが、自尊感情の視点から分析すると、自尊感情が低くなるにつれ、「結婚したくないと思う」が高くなる傾向がみられます。

また、現在結婚していない理由については、自尊感情が低くなるにつれ、「よい相手にまだめぐり会わない」や「人とうまく付き合えない」が高くなる傾向がみられます。

[表63] 将来結婚したいか（18～39 歳）

		n	結婚したいと思う	結婚したくないと思う	わからない	考えたことがない
全体		232	67.2	13.8	11.2	4.3
自尊感情	自尊感情: 高	66	84.9	3.0	6.1	1.5
	自尊感情: 中	96	65.7	10.4	11.5	7.3
	自尊感情: 低	67	52.2	28.3	16.4	3.0

[表64] 現在結婚していない理由（18～39 歳、一部抜粋）

		n	今は仕事(学業)に打ち込みたい	趣味や娯楽を楽しみたい	よい相手にまだめぐり会わない	人とうまく付き合えない
全体		156	30.8	19.2	46.8	14.1
自尊感情	自尊感情: 高	56	42.9	14.3	32.1	1.8
	自尊感情: 中	63	27.0	17.5	49.2	14.3
	自尊感情: 低	35	20.0	31.4	65.7	34.3

ウ. 引きこもりについて

引きこもりと思われる状態になった年齢は「13 歳」という回答が最も高く、その背景としては「学校に行けなくなった」という回答が高くなっています。なお、引きこもりに該当すると思われる方が学校で経験したこととして、「不登校を経験した」や「我慢をすることが多かった」という回答が高くなっています。

[表65] 回答者が現在の外出状況になった年齢（中高生相当）

	n	12歳以下	13歳	14歳以上
全体	34	29.4	44.1	8.8
引きこもり 該当	22	36.4	50.0	4.5
非該当	12	16.7	33.3	16.7

[表66] 回答者が現在の外出状況になった背景（中高生相当、一部抜粋）

	n	学校に行けなくなった	友人との関係がうまくいかなかった	親との関係がうまくいかなかった
全体	34	47.1	26.5	11.8
引きこもり 該当	22	54.5	27.3	4.5
非該当	12	33.3	25.0	25.0

[表67] 学校での経験の有無（中高生相当、一部抜粋）

	n	友だちとよく話した	学校の先生がおもしろかった・話をしやすかった	不登校を経験した	我慢をすることが多かった
全体	662	92.6	74.5	8.2	26.3
引きこもり 該当	22	72.7	54.5	54.5	63.6
非該当	640	93.3	75.2	6.6	25.0

(3) 檀原市第2期子ども・子育て支援事業計画の進捗状況

①教育・保育

		単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度 ※見込み値
1号認定・ 2号認定（教育）	見込み	人	1,040	1,022	1,003	985	966
	実績		852	898	1,055	864	863
2号認定（保育）	見込み	人	1,552	1,565	1,567	1,562	1,560
	実績		1,445	1,407	1,513	1,358	1,316
3号認定 （0歳）	見込み	人	178	178	178	181	181
	実績		158	134	174	145	136
3号認定 （1・2歳）	見込み	人	810	814	813	816	816
	実績		785	780	794	751	754

②地域子ども・子育て支援事業

		単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度 ※見込み値
利用者支援事業	見込み	か所	3	3	3	3	3
	実績		3	3	3	5	4
時間外保育事業	見込み	人	565	567	568	568	569
	実績		409	438	599	594	546
放課後児童 健全育成事業	見込み	人	1,648	1,653	1,668	1,682	1,682
	実績		1,537	1,550	1,571	1,667	1,676
子育て短期 支援事業	見込み	人	228	224	220	215	211
	実績		42	71	51	116	22
乳児家庭 全戸訪問事業	見込み	人	927	908	889	870	851
	実績		775	795	756	720	700
養育支援訪問事業	見込み	人	107	105	103	101	99
	実績		174	141	168	231	50
地域子育て 支援拠点事業	見込み	のべ人	17,305	16,952	16,599	16,246	15,893
	実績		7,068	6,089	7,079	9,364	9,970
一時預かり事業 （幼稚園）	見込み	のべ人	23,752	23,320	22,887	22,455	22,022
	実績		13,753	20,332	26,519	28,196	26,532
一時預かり事業 （その他）	見込み	のべ人	6,995	6,861	6,728	6,594	6,461
	実績		4,211	3,967	4,213	5,728	5,572
病児保育事業	見込み	のべ人	448	441	434	427	420
	実績		138	394	349	652	600

		単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度 ※見込み値
子育て援助 活動支援事業	見込み	のべ人	893	879	864	851	836
	実績		731	772	825	921	870
妊婦健康診査	見込み	人	1,516	1,485	1,453	1,421	1,389
	実績		1,374	1,346	1,246	1,169	1,100
	見込み	のべ回	21,224	20,790	20,342	19,894	19,446
	実績		9,844	9,738	9,220	8,771	9,312

③母子保健事業（母子保健計画の進捗に関する指標）

ア．妊娠・出産の安全性の確保

指標	前回計画策定時点 の実績値 (平成30年度)	前回計画の目標 (令和6年度)	現状の実績値 (令和5年度)
妊婦健康診査の未受診者数	0人	0人	0人
妊娠中に喫煙する人の割合	5.1%	2.2%	3.0%
早期（満11週以下）の 妊娠届出率	95.6%	100.0%	97.9%
母子手帳交付時の 専門職面接率	100.0%	100.0%	100.0%

イ．子どもが健やかに育つための環境づくり

指標	前回計画策定時点 の実績値 (平成30年度)	前回計画の目標 (令和6年度)	現状の実績値 (令和5年度)
乳児家庭全戸訪問事業の未訪問者のうち、状況確認ができた人の割合（状況確認率）	100.0%	100.0%	100.0%
3か月児健康診査の受診率	98.6%	99.0%	97.4%
幼児健康診査（1歳6か月児健康診査）の未受診者のうち、状況確認ができた人の割合（状況確認率）	100.0%	100.0%	100.0%
3歳6か月児健康診査で虫歯のない人の割合	83.0%	86.7%	89.3%

指標		前回計画策定時点 の実績値 (平成 30 年度)	前回計画の目標 (令和 6 年度)	現状の実績値 (令和 5 年度)
かかりつけ医を 持つ割合	小児科医	就学前児童保護者 91.9%	95.0%	90.0%
	歯科医	3歳6か月児健診受診児 52.8%	55.0%	48.6%
休日夜間応急診療所を知って いる人の割合		就学前児童保護者 95.4%	100.0%	94.9%
事故防止対応をしている家庭 の割合		就学前児童保護者 54.9%	100.0%	93.0%
B C G接種率		98.5%	99.0%	99.1%
MR（麻しん風しん混合） ワクチン接種率		97.3%	98.0%	95.7%

ウ. 楽しく子育てができる環境づくり

指標	前回計画策定時点 の実績値 (平成 30 年度)	前回計画の目標 (令和 6 年度)	現状の実績値 (令和 5 年度)
子育てが楽しい人の割合	就学前児童保護者 74.4%	増加	88.8%
子育てに困難を感じる人の 割合※1	就学前児童保護者 72.5%	減少	31.7%
子育てに自信が持てない人の 割合※2	就学前児童保護者 80.5%	減少	33.7%
育児に参加する父親の割合※3	就学前児童保護者 85.2%	増加	94.2%
母子の健康づくりに関わるボ ランティアの人数（母子保健推 進員）	126 人 (45 人)	130 人 (50 人)	77 人 (17 人)

※1 「困難を感じるがよくある」「困難を感じるがときどきある」の合算

※2 「自信を持てないがよくある」「自信を持てないがときどきある」の合算

※3 「よくやっている」「ときどきやっている」の合算

(4) 子ども・子育て支援法の改正概要

1. ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化

●児童手当の抜本的拡充:

全てのこどもの育ちを支える基礎的な経済支援としての位置付けを明確化。

・所得制限を撤廃 ・高校生年代まで延長 ・第3子以降は月3万円 ・支給回数は年6回

●妊婦のための支援給付の創設:

10万円相当の経済的支援と後述の「妊婦等包括相談支援事業」を効果的に組合せ、実施。

2. 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充

●妊婦等包括相談支援事業の創設:

妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等(伴走型相談支援)を行う「妊婦等包括相談支援事業」を新設。様々な不安、悩みに応え、ニーズに応じた支援につなげる。

●産後ケア事業の提供体制の整備:

令和3年度から努力義務化した産後ケア事業を子ども・子育て支援法の地域子ども・子育て支援事業として位置付け、国・都道府県・市町村の役割分担を明確化し、計画的な提供体制の整備を推進。

・市町村は子ども・子育て支援事業計画で量の見込みと提供体制の確保の内容等を定めることが必要。

●乳児等のための支援給付(こども誰でも通園制度)の創設:

0歳6か月から満3歳未満の保育園等に通っていない子どもを対象に、月一定時間までの枠の中で時間単位等で柔軟に通園が可能な仕組み。令和8年4月給付化・本格実施。

●ヤングケアラーに対する支援の強化:

国・地方公共団体等が支援に努めるべき対象として子ども・若者育成支援推進法に明記。

●教育・保育施設経営情報の継続的な見える化の実現:

幼稚園・保育所・認定こども園等の設置者は、教育・保育施設の経営情報を毎年度都道府県知事に報告。都道府県知事は、設置者から報告された経営情報を公表することが求められる。

●児童扶養手当の第3子以降の加算額の引き上げ:

生活の安定のため特に支援を必要とする多子家庭に対し、第3子以降の児童に係る加算額を第2子に係る加算額と同額に引き上げる。

3. 共働き・共育ての推進

●出生後休業支援給付:

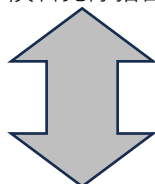
子の出生後の一定期間に被保険者と配偶者の両方が14日以上の子育休を取得した場合、28日間を限度に支給。

●育児時短就業給付(時短勤務時の新たな給付):

2歳未満の子を養育するために時短勤務をしている場合、時短勤務中に支払われた賃金額の10%を支給。

●育児期間中の国民年金保険料免除措置の創設:

自営業・フリーランス等の国民年金第1号被保険者について、その子が1歳になるまでの期間の国民年金保険料免除措置を創設。



給付拡充と財政基盤の確保を一体的に整備

給付等を支える財政基盤の確保と見える化の推進(子ども・子育て支援金制度の創設等)

資料: 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案の概要(こども家庭庁 令和6年2月時点)より抜粋

(5) 関連事業の詳細（令和6年度総合計画実施計画掲載事業）

基本目標1 子どもや若者を支える取り組みの推進

①乳幼児期の支援

ア. 教育・保育施設の充実

No.	事業名	事業内容	所管課
1	教育・保育総務事務事業	●児童福祉法第24条に基づき、就学前の児童を養育する保護者が安心して子育てができる環境を整備するため、保育所入退所決定等の事務を行うとともに、保育所情報の提供を行う。	こども未来課
2	私立幼稚園・保育所等補助事業	●多様な保育ニーズへの対応や保育環境の改善、待機児童解消のための施設改修等を行う既存民間保育所等に対して、補助金の交付を行うとともに、新規で保育所等を開設する事業者へも補助金の交付を行う。 ●安定した施設運営を図るための経費である施設型給付費（委託費）の支給や地域子ども・子育て支援事業の利用者に対し、施設等利用給付費の支給を行う。 ●民間保育所等における保育士確保・離職防止のための補助金の交付を行う。 ●市内私立幼稚園の運営に要する費用の一部補助、新制度私立幼稚園に対する施設型給付費の支給、私立幼稚園に在園する園児の保護者に対する無償化分の保育料支給、預かり保育料や副食費助成金の支給等の事業の実施により、私立幼稚園の継続的な運営、在園児の確保の支援を行う。 ●病気または病気の回復期に至るまでの間、集団保育が困難であり、かつ保護者の勤務等の都合により家庭で保育が困難な小学校6年生までの児童を、病院に併設された病児保育室等で預かりを実施する。 ●市内に居住する0～2歳児の第2子以降の児童について、市独自の施策として保育料を完全無償化し、子育て世帯の負担軽減を図る。	こども未来課

No.	事業名	事業内容	所管課
3	保育所・幼稚園運営 事業事務	●安心して子育てができる環境を整備し、保護者のニーズに応じた多様な保育サービス、充実した保育・教育を実施する。 ●ＩＣＴの導入等により保育士の働き方改革を実施し、安定した園運営を行うとともに、保育・教育の質向上を図る。 ●きめ細かな保育・教育の実施を目的として、産休及び育児休暇職員等の補充講師を任用し、適切な人員配置を行う。	こども未来課
4	保育所・幼稚園施設 管理事務	●園児の心身の発達や特性を踏まえ、幼児期にふさわしい生活が展開できるような施設環境を提供できるように、施設の修繕、工事等を行い、施設の維持管理を行う。 ●こども園（分園・本園）及び幼稚園の建物、設備等の経年劣化による施設機能低下による環境を改善し機能向上の為、空調、防犯対策設備、防災対策設備、調理室、手洗い場、スプリンクラー、遊具、園庭、駐車場の設置、バリアフリー化、トイレの洋式化等の修繕、工事及び更新により施設の環境改善を図る。 ●こども園（分園・本園）及び幼稚園のトイレを、明るく楽しいトイレに改修することで園児たちのトイレに対する抵抗感を軽減し、床面を湿式から乾式化することで、菌の増殖、悪臭の改善を図る。また、早急な対応が必要な下水道接続工事を行う。 ●こども園（分園・本園）及び幼稚園の園児たちの安全を考慮し、防犯対策を強化するため門扉の改修を行う。	こども未来課
5	子ども・子育て支援 事務事業	●橿原市保育所・幼稚園適正配置実施計画に則り、公私連携幼保連携型認定こども園を新設する。また、待機児童の解消に向け、多様な保育ニーズに柔軟に対応できるよう、新たな民間保育所等の誘致の検討を行っていく。	こども政策課
6	教育施設再配置事業	●「橿原市教育施設再配置実施計画（第２期）」の策定検討を行う。 ●橿原市保育所・幼稚園適正配置実施計画に基づき、公立幼稚園の再編を進める。	教育総務課

②学童・思春期の支援

ア. 学校環境の充実

No.	事業名	事業内容	所管課
7	学校給食事業	●学校給食法に基づき、児童生徒一人ひとりが正しい食事のあり方や、望ましい食習慣の形成、食に関する理解の促進のために、日々の学校給食を「生きた教材」として、活用するよう取り組む。 ●食料の生産等に対する関心と理解を深めるため、地場産物の活用推進を図るとともに安全で安心な給食を提供する。	教育総務課
8	小学校管理事務事業	●児童の健全育成、教職員の資質向上など学校の教育活動の活性化や教育環境の充実に必要な予算を配当し、適正な予算執行管理を行う。 ●教育財産、設備、備品等の整備を行い、機器や建物の修繕・営繕工事を入札等により業者発注し実施する。	教育総務課
9	中学校管理事務事業	●生徒の健全育成、教職員の資質向上など学校の教育活動の活性化や教育環境の充実に必要な予算を配当し、適正な予算執行管理を行う。 ●教育財産、設備、備品等の整備を行い、機器や建物の修繕・営繕工事を入札等により業者発注し実施する。	教育総務課
10	中学校夜間学級管理事務事業	●生徒が、安全で良好な環境で学習し、生活できるように建物・設備等の維持管理を行う。	教育総務課
11	教育施設再配置事業	●「橿原市教育施設再配置実施計画（第2期）」の策定検討を行う。 ●統合校の校舎として使用する白檀北小学校校舎の長寿命化改良工事を行う。また、白檀南小学校校舎の解体設計を行う。	教育総務課
12	小中学校教育課程充実事業	●それぞれ学校ごとに特色のある学校づくりを行うための事業実施を支援する。 ●市指定研究会を該当校で実施する。 ●小中学生へ副読本を無償給与する。（小学生：わたしたちの橿原市、奈良県のくらし、みんなのうた、中学生：すらすら国文法、美術資料、体育実技、愛唱歌集） ●水泳授業指導者を派遣する。 ●ICT支援員を各校に派遣する。	学校教育課

No.	事業名	事業内容	所管課
13	学校運営事務事業	●事務職員、用務員を配置し、円滑な学校運営を図る。 ●各中学校の実情に応じた科目に対応する非常勤講師、部活動の指導員を配置し、授業や部活動の充実を図る。	学校教育課
14	学校保健管理事務事業	●市内小中学校において、定期健康診断を法定通り実施し、感染症・疾病等を早期に発見し、児童生徒及び教職員の健康と身体の安全を確保する。 ●就学前健康診断を実施し、義務教育開始前に心身の健康の確認と必要な治療を終了できるようにつなげる。	学校教育課

イ. 体験機会の提供

No.	事業名	事業内容	所管課
15	小中学校教育課程充実事業	●森林体験学習を推進するため、野外活動のバス代を負担する。 ●木育教育の推進のため、小・中学校モデル校及び実践継続校における活動費を負担する。	学校教育課
16	図書館管理活用事業	●「中南和の知の拠点」として、豊かな知性と心を育むため、図書、記録その他必要な資料を収集・整理・保存する。	図書館
17	スポーツ活動支援事業	●各種スポーツ団体、市スポーツ協会及びスポーツ推進委員等の多様な主体との協働を図り、各種競技やスポーツレクリエーション活動の支援を通して、多世代の市民がスポーツを「する」「支える」活動の推進を目指す。 ●オリンピック・パラリンピック競技大会などの国際大会や全国大会等で活躍する本市出身アスリートについて情報発信し、多世代の市民がスポーツを「応援する」環境を提供する。	スポーツ推進課
18	スポーツ大会等開催事業	●かしはらスポーツフェスティバル（市民体育大会総合開会式、競技別スポーツ大会、スポーツ・レクリエーション祭）等の各種スポーツ大会を開催し、多年代の市民の生涯スポーツの場を創出する。 ●トップアスリートの学校訪問やスポーツ教室など、幅広い世代が参加できる教室等を開催することで、市民が各自のライフスタイルや年齢に応じてスポーツを「する」「支える」「応援する」機会の提供に取り組む。	スポーツ推進課

No.	事業名	事業内容	所管課
19	昆虫館管理活用事業	●奈良県唯一の自然史系博物館として、昆虫を中心とした生物や自然、環境に関する情報を提供する。	昆虫館
20	飛騨コミュニティセンター管理活用事業	●児童館では、遊びを通して基本的な生活習慣及び目標に向かって物事に取り組む姿勢を養い、児童の健全育成を図る。	飛騨コミュニティセンター
21	大久保コミュニティセンター管理活用事業	●児童館では、遊びを通じての規律や言葉づかい等日常の基本的な生活習慣の指導をはじめ、創作活動を実施する。	大久保コミュニティセンター

ウ. 社会で活躍できるひとづくり

No.	事業名	事業内容	所管課
22	小中学校教育課程充実事業	●A L Tを各校に派遣する。 ●働くことの意義や喜び、望ましい勤労観、職業観を育む体験ができる学習の機会を提供する。	学校教育課
23	市美術展覧会開催事業	●美術展覧会を開催し、優れた美術作品にふれることで、多年代の市民の芸術文化への関心を深めるとともに、芸術活動のより一層の振興を図る。	生涯学習課
24	こども科学館管理活用事業	●科学館では生涯学習施設として、科学の原理や原則を楽しく体験しながら学ぶとともに、ものづくりや科学を身近にふれるためのイベントを行い、こどもが探求する心を養う機会を提供する。	生涯学習課
25	文化財保存活用事業	●本市の魅力ある文化財の価値をより高め次世代につなぐために、多年代の方に対し、W E Bでの情報発信や講演会等、本市の歴史や文化財のファンを増やす取り組みを実施し、文化財の活用を推進する。	文化財保存活用課
26	歴史に憩う橿原市博物館管理活用事業	●資料の展示・活用や啓発事業等を通じた歴史教育を行い、橿原市の歴史の魅力と、歴史の楽しさを感じてもらうとともに、郷土の歴史に対する理解の促進と郷土愛の育成を行う。 ●本市の歴史に関係するテーマや素材を活用した体験学習を企画・実施する。	文化財保存活用課
27	今井町並保存整備事業	●今井地区の歴史的価値や魅力を発信し、文化財に興味や愛着を持ってもらい次世代へとつなげるため、出前講座や社会科見学の受け入れを実施する。	今井町並保存整備事務所

No.	事業名	事業内容	所管課
28	社会教育推進事業	●人生のあらゆる時期に自己に適した手段及び方法で、自ら学び学習することのできる機会を提供する。 ●生涯学習活動の普及及び推進を目的とし、地域の教育力を向上させることにより、地域社会全体での教育支援活動及びコミュニティ活性化を目指す。 ●子どもの「安心・安全」な居場所づくり及び地域の大人との「体験・交流」の機会を提供する。	生涯学習課
29	二十歳のつどい開催事業	●二十歳という人生の節目を迎えた方を祝福するとともに、社会人としての自覚をより一層高めていただくことを目的に開催する。 ●民法改正による成人年齢の18歳への引き下げ後も、20歳を対象として実施。祝賀式典は、20歳到達者の代表からなる実行委員会による企画運営。	生涯学習課

エ. 子どもが自分らしく過ごせる居場所の提供

No.	事業名	事業内容	所管課
30	子ども・子育て支援事務事業	●市内のこども食堂やフードバンクと連携を図り、こどもを中心とした地域の居場所づくりを支援していく。	こども政策課
31	放課後児童健全育成事業	●就労等により保護者が放課後や週末等家庭にいない児童に対し、安心・安全な生活の場を提供し、児童の福祉の増進に寄与することを目的とする。 ●運営や施設整備に必要な経費を補助することで、安全な環境を整備する等、サービスの質の向上が期待できる。	人権・地域教育課
32	飛騨コミュニティセンター管理活用事業	●児童館では、遊びを通して基本的な生活習慣及び目標に向かって物事に取り組む姿勢を養い、児童の健全育成を図る。	飛騨コミュニティセンター
33	大久保コミュニティセンター管理活用事業	●児童館では、自己効力感や自己肯定感が醸成できるような環境づくりに努め、子どもが安全に安心して過ごせる居場所を提供する。	大久保コミュニティセンター

オ. 青少年の健全な育成を支える環境の整備

No.	事業名	事業内容	所管課
34	小中学校教育課程充実事業	●ICT支援員を各学校に派遣し、情報リテラシーに関する授業を行う。 ●教職員に対して「橿原市スクール・セクハラ防止ガイドライン」の周知徹底を図る。 ●子どもたちが、自分が受けている行為がスクール・セクハラだと気づき、適切な相談ができるよう、スクール・セクハラについての啓発活動並びに相談体制の充実・広報を行う。	学校教育課
35	青少年健全育成事業	●青少年センターでは、家庭や学校生活全般（不登校・いじめ・家庭のしつけ・非行・心の悩みなど）についての相談を行う。 ●青少年の健全育成を図ることを目的として、巡回・巡視活動、青少年を取り巻く有害環境の浄化活動を行う。また、広報啓発活動を実施する。	青少年センター (人権・地域教育課内)
36	社会福祉事務事業	●犯罪や非行に陥った子どもの立ち直りのための支援及び犯罪や非行防止活動を行っている保護司会、更生保護女性会に対して活動を支援する。 ●“社会を明るくする運動” 橿原市推進委員会を組織し、保護司会と協働で実施する。 ●地域での見守り活動を通じて、地域や社会からの孤立を防ぎ、つながりのある地域づくりを支援する。	福祉総務課

③青年期の支援

ア. 若者の未来を支える支援の充実

No.	事業名	事業内容	所管課
37	労働対策事業	●働く意欲のあるすべての人が能力を発揮し、安心して働き、安定した生活を送れるよう、奈良労働局やハローワーク大和高田、奈良県、その他就労支援関係機関と連携し、就労に関する情報提供を行う。 ●求職者や勤労者の福祉や生活条件の向上を図るため、就労に際しての不安や悩みごとを相談できる環境を整える。 ●就労への機会づくりとして、人材確保が必要な市内企業と求職者のマッチングを支援する。 ●事業者に対して関係法令等の周知、啓発を図る。	地域振興課

No.	事業名	事業内容	所管課
38	結婚活動支援事業	●育成した「かしはら婚活サポーター」と協働し、「婚活ルーム」を拠点として、結婚に関する本人及び親への相談支援を行う。 ●出会いの場を広げるために、婚活イベントや「縁結び制度」を実施する。	市民協働課

④特別な支援を必要とする子どもや若者への支援

ア. 子どもの発達に関する支援の充実

No.	事業名	事業内容	所管課
39	子ども総合支援センター管理事務事業	●利用者（発達に支援の必要な児童生徒とその保護者、支援者）が安全・安心に子ども総合支援センターを利用できるようセンターの維持管理及び環境整備を行う。	こども発達支援課
40	特別支援推進事業	●乳幼児期から小中学校までの子どもの成長段階に応じた教育、福祉、医療による総合的な支援を行う。 ●就学前の発達相談や保育所（園）・幼稚園への訪問支援を実施し、幼児療育教室や外部の支援機関等につなぐ。 ●小中学校への訪問支援により支援者に助言や相談の支援を行う。 ●子どもの課題について一緒に向き合い、子どもが自分の力を最大限に発揮し、生活できる適切な支援と、その家族へのきめ細かな支援を行う。	こども発達支援課
41	児童発達支援事業	●橿原市、高取町、明日香村の区域内に住所を有する通所受給者証を取得した保護者同伴で通園できる就学前の発達障がいや発達遅滞の子ども、運動発達の遅れのある子ども、ことばや行動、社会性の発達が気になる子どもに対して児童発達支援事業所「かしの木園」として、専門職による個々の課題や障がいの程度、発達状況に合わせた療育を行い、子どもの健やかな発達を保障していく。 ●子どもへの療育支援に合わせて専門職による発達評価や保護者への個別相談や研修会の開催、遠足などの各種行事などによる支援を通じて、子どもの健やかな発達及び自律性、社会性を高め、将来の自立に向けた援助を行う。	こども発達支援課

No.	事業名	事業内容	所管課
42	障がい者医療費助成事業	●心身障がい者及び後期高齢者医療制度の加入者で心身障害者医療費助成事業の対象となる方に対し、医療費の一部を助成することによって心身障がい者の健康の保持及び福祉の増進を図り、障がい者の自立支援体制の充実を目指すとともに、医療費の負担軽減を図る。	保険年金課
43	障がい者自立支援事業	●「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づき、障がい者及び障がい児が基本的人権を享有する個人として尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう自立支援給付（介護給付費、訓練等給付費、自立支援医療、補装具費等）の支給決定及び障害支援区分認定等を実施する。 ●精神障がい者の社会復帰及び自立と社会参加の促進等を図るため医療費（一部）の助成を行う。 ●児童福祉法に基づき、児童が心身ともに健やかに育成されるよう障がい児に係る障害児通所給付等のための認定調査、支給決定等を行う。	障がい福祉課
44	障がい者地域生活支援事業	●「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」4条第1項及び同条第2項に規定する障がい者及び障がい児が、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態による事業を実施する。 ●障がい者等の福祉の増進を図り、障がいの有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指す。	障がい福祉課

⑤子どもの権利を守る取り組みの実施

ア. 人権意識の普及啓発

No.	事業名	事業内容	所管課
45	人権啓発事業	●すべての市民が人権の尊重された社会で暮らすことができるように「豊かな人権文化に満ちた社会」を目指し、全庁的な推進体制である檀原市人権問題啓発推進本部において関係機関と連携を図りながら各種の人権政策を進める。 ●檀原市人権審議会での審議内容を踏まえ、檀原市人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画の策定により事業の見直しを行い、人権施策の充実を図る。	人権政策課
46	飛騨コミュニティセンター管理活用事業	●飛騨コミュニティセンターは、多年代の住民交流を促進する活動の拠点として活用し、人権啓発や各種相談を通じて人権意識の高揚を図る。また、地域住民や高齢者等の健康増進、生活環境改善、生きがいづくりの施設としても活用する。	飛騨コミュニティセンター
47	大久保コミュニティセンター管理活用事業	●ふれあいセンターでは、7月の人権啓発強調月間には館内で啓発パネルや人権作品を展示し、地域住民はもとより、多年代のふれあいセンター利用者に向けて人権啓発を行っている。 ●毎月広報誌を発行し、情報を地域住民に発信する。	大久保コミュニティセンター
48	人権教育推進事業	●学校・園・所における児童生徒の人権、とりわけ教育を受ける権利を保障し、教育・保育活動を通じて子どもたちに人権尊重の意識を育み・高めていく取り組みを推進し、すべての子どもたちが楽しく登校・登園できる学校・園・所づくりをする。 ●教職員、保育職員の人権意識・感覚を向上させる。	人権・地域教育課

イ. 多様な性のあり方についての意識啓発

No.	事業名	事業内容	所管課
49	人権啓発事業	●多様な性のあり方や性的マイノリティへの理解を深めるための啓発・教育を推進する。	人権政策課
50	小中学校教育課程充実事業	●生活指導、進路指導、教育相談等において、男女平等の視点に立った相談ができるよう、研修を充実する。 ●多様な性のあり方や性的マイノリティへの理解を深めるための啓発・教育を推進する。	学校教育課

ウ. いじめ・不登校対策の強化

No.	事業名	事業内容	所管課
51	小中学校教育課程充実事業	●市内小・中学校での「いのちの授業」など、様々な教育の機会を通して、いのちの大切さや、自分のいのちは自分で守るといった認識の啓発と、自己肯定感の向上を図る取り組みを行う。	学校教育課
52	いじめ・不登校対策等生徒指導事業	●いじめ・不登校対策にあたる指導員の配置やスクールカウンセラーの配置、適応指導教室の設置・運営を通して、相談の敷居を下げ、早期の問題発見・対応を図るとともに、問題を抱える子どもが周囲に助けを求められるよう、SOSの出し方についての子どもへの啓発を行う。 ●子どもたちのいじめ等トラブルの早期発見、問題発生後のきめ細かい対応を行う。 ●子どもたちがすぐに悩みを相談できる環境整備を行う。 ●不登校の状態が続き、すぐに登校できないケース等の学校代替機関として、適応指導教室を設置・運営する。 ●不登校となった子どもたちが学校に登校できるようカウンセリング等の支援を行う。 ●家庭訪問や校外補導活動、関係機関・団体及び地域との連携によるきめ細やかな指導を行うため、一部経費を負担する。 ●元校長・園長の集まりである檀原市退職校園長会が、豊富な教育経験を活かし、毎週土曜日の午前中に、市内在住の小学生・中学生・高校生を対象に学習支援を行い、教育に関する何でも相談を行う。令和5年度より市内2か所（市中央公民館・シルクの杜）で実施している。	学校教育課
53	保健センター管理事務事業	●様々な相談先を掲載した相談窓口一覧を作成し、相談先の周知を図るとともに、各部署の連携促進を図る。 ●檀原市自殺対策計画に基づき、各課が生きることの包括的支援に取り組む。	健康増進課

工. 児童虐待への対応の強化

No.	事業名	事業内容	所管課
54	子ども家庭総合支援拠点事業	●医療や地域、警察、行政等の関係機関で構成する要保護児童対策地域協議会を設置し、多機関によるサポートネットワークにより、支援が必要な子ども等の早期発見や早期援助を図る。 ●経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦の助産を支援する。 ●保護者が家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合等に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行う。 ●養育支援が特に必要な家庭に対し、家庭訪問し、助言指導を行う。 ●子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターの機能を維持した上ですべての子育て世帯や子どもへ一体的に相談支援を行うこども家庭センターを運営する。こども家庭センターに「ヤングケアラーに関する相談窓口」を設置し、対応等を行う。 ●子どもとその家庭等に関する実情の把握、情報の提供、相談への対応等を行う。	こども家庭課
55	子ども・子育て支援事業	●市内公立中学校生徒に対し、各中学校の協力のもと「家庭で行っている本来大人が担うべき家事や家族の世話の状況」について質問し、その分析を実施、分析結果を各中学校へフィードバックし、見守りや支援に役立ててもらっている。 ●ヤングケアラーの早期発見につなげることを目的として、ヤングケアラーに関する認知度を高めるための周知啓発を行う。	こども政策課

オ. 子どもや若者自身が意見を表明する機会の提供

No.	事業名	事業内容	所管課
56	選挙管理委員会運営事務事業	●「明るい選挙推進協議会」と協働して、政治や選挙に関する啓発活動の実施と児童・生徒を対象とした出前講座を実施する。	選挙管理委員会事務局
57	子ども・子育て支援事業	●こども基本法第 11 条に基づき、会議の構成委員に市民公募委員である「こども・若者委員」を 2 名追加し、子どもや若者の意見が施策に反映される体制を整え、子どもや若者の意見聴取の一つの手段としていく。 ●こども基本法第 11 条に基づき、様々な手法で子どもや若者などの意見聴取に取り組むための仕組みを今後構築していく。	こども政策課

基本目標２ 家庭を支える取り組みの推進

①妊娠・出産期の支援

ア. 妊娠・出産支援

No.	事業名	事業内容	所管課
58	母子包括支援事業	●子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の機能を維持した上ですべての子育て世帯や子どもへ一体的に相談支援を行うこども家庭センターを運営する。 ●妊娠届出時よりすべての妊婦を対象に、個別に十分な関わりを実施し、妊娠中から就学前まで切れ目のない支援を実施するために、各種母子保健事業を実施する。 ●すべての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊娠届出や出生の届出を行った妊婦・子育て世帯に対し、経済的支援を一体的に実施する。	こども家庭課
59	子ども家庭総合支援拠点事業	●経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦の助産を支援する。 ●子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターの機能を維持した上ですべての子育て世帯や子どもへ一体的に相談支援を行うこども家庭センターを運営する。 ●子どもとその家庭等に関する実情の把握、情報の提供、相談への対応等を行う。	こども家庭課
60	国民健康保険事務事業	●被保険者に対する療養給付、療養費・高額療養費等の支給を行う。 ●妊娠４か月以上で出産した被保険者（妊娠４か月以上での流産や死産も対象）に対し、出産育児一時金の支給を行う。	保険年金課

イ. 成育医療

No.	事業名	事業内容	所管課
61	保健衛生普及事業	●国民健康保険被保険者の健康の維持増進、病気の予防や早期発見など生活の質の維持・向上を目的とした事業を実施する。 ●生活習慣病のリスクを高めるとされるメタボリックシンドロームやその予備軍を早期に発見し、生活習慣病の予防や改善するための特定健康診査を実施する。	保険年金課

No.	事業名	事業内容	所管課
62	小中学校教育課程充実事業	●子どもの成長の段階を踏まえ、思春期の人工妊娠中絶やH I V感染症を含む性感染症、薬物乱用、喫煙、飲酒等について正しい知識を身につけ、適切な行動がとれるよう、学習機会の提供や指導に努める。 ●学校教育の中で、年齢に応じた性教育を推進する。 ●サポート事業を活用し、助産師さんや妊婦さん等の外部講師を招き、「命の大切さを学ぶ」「命の誕生を知り、その尊さを学ぶ」「性感染症の予防について学ぶ」などの講話を聴く取り組みを推進する。	学校教育課
63	健康増進事業	●子宮頸がん検診受診の必要性を啓発するとともに、子宮頸がん無料クーポン券を対象者に配布し、受けやすい環境整備を行う。	健康増進課
64	男女共同参画推進事業	●子どもたちが性暴力やデートDVについて正しい知識を持ち、暴力の連鎖を防ぎ、あらゆる暴力を許さない社会とするため、性犯罪・性暴力・デートDV防止の学校出前講座を実施する。 ●緊急に被害者の保護が必要となった場合、安全で安心して保護を受けられるよう、奈良県中央こども家庭相談センターや警察等の関係機関と連携しながら、一時保護につなぐ。	人権政策課
65	予防接種事業	●定期予防接種（委託医療機関で実施する個別予防接種）の勧奨（個別通知、ポスター掲示、チラシの配布）を行う。 ●子どもの予防接種について、未接種者への接種勧奨（電話、郵送、訪問）を行う。	健康増進課
66	救急医療事業	●市内及び近隣市の病院と連携して二次救急病院群輪番制の体制を確保する。 ●本市の救急医療体制、かかりつけ医を持つ必要性や医療の適正利用などについて、市民に対し啓発を図る。 ●夜間（365日）及び休日やお盆、年末年始の昼間において、一次医療として橿原市休日夜間応急診療所を運営し、市民に安心・安全な医療を提供する体制を維持している。特に小児科については、深夜帯にも運営を行っている。	健康増進課

②子育て期の支援

ア. 地域子育て支援

No.	事業名	事業内容	所管課
67	育児支援事業	●地域子育て支援拠点事業として、「こども広場」と「子育て支援センター」で、子どもや保護者のための交流や情報の発信・交換の場としての充実を図る。 ●こども広場で一時預かり事業を実施するとともに、ファミリー・サポート・センター事業を実施し、子育てを地域で相互援助できる支援を行う。 ●利用者支援事業（基本型）として、「こども広場」と「子育て支援センター」で、子育て支援の情報提供及び必要に応じて相談・助言を行い、関係機関との連絡調整等を実施する。 ●地域資源の把握を行うとともに、関係機関との連携を強化し、地域の子育て支援家庭へ必要な支援をマッチングさせる体制を強化する。 ●子育て支援センターのトイレは老朽化による経年劣化で機能が低下しているため、親子が利用しやすいよう、改修により施設の環境改善を図る。	こども家庭課
68	私立幼稚園・保育所等補助事業	●保護者の仕事、疾病、入院、看護、出産、リフレッシュなど家庭で保育が困難な時、一時的に児童を預かる。また、国の施策に準じて、低所得世帯等の一定要件を満たした場合、利用料の一部を補助し、経済的な負担の軽減を図る。	こども未来課
69	男女共同参画推進事業	●様々な年代の男女がともに、あらゆる分野で、それぞれの個性と能力を発揮することができ、誰もがいきいきと暮らしていける男女共同参画社会の実現を目指し、講座、交流、相談等の様々な学習機会をとらえて男女共同参画を推進する。	人権政策課
70	広報事業	●広報かしはら：必要最小限のページ構成で必要な情報を的確に伝えられるよう、読みやすい広報紙づくりを目指す。 ●市ホームページ：誰でも、どんな環境でも、使いやすく、伝えたい情報がしっかり伝えられるユーザビリティとアクセシビリティ両面に配慮した情報発信に努める。 ●情報発信：情報発信する内容やニーズ等を踏まえて、伝える側、受け取る側、双方に適切なツール（広報かしはら、市ホームページ、SNS等）により情報配信を行えるよう努め	秘書広報課

No.	事業名	事業内容	所管課
		る。	
71	母子包括支援事業	●令和6年4月1日より「こども家庭センター」を設置。母子保健機能と児童福祉機能を一体化し、妊産婦及び子どもに対する切れ目のない支援を提供できる体制を充実させた。また、各種相談をこども家庭センター内のこども家庭相談ダイヤルで受け付け、相談窓口を一本化している。	こども家庭課
72	子ども家庭総合支援拠点事業	●令和6年4月1日より「こども家庭センター」を設置。母子保健機能と児童福祉機能を一体化し、妊産婦及び子どもに対する切れ目のない支援を提供できる体制を充実させた。また、各種相談をこども家庭センター内のこども家庭相談ダイヤルで受け付け、相談窓口を一本化している。	こども家庭課

イ. 経済的支援

No.	事業名	事業内容	所管課
73	子ども等医療費助成事業	●18歳到達以後の最初の3月31日までの子どもに係る医療費の窓口負担金を無償化することにより、子育て世帯の医療費の負担を軽減し、子どもの健康の保持及び福祉の増進を図る。 ●機能が未熟で疾病にかかりやすい未熟児に対し、医療に要する費用を公費負担することにより未熟児の健康の保持と医療費に係る負担の軽減を図る。	保険年金課
74	児童手当等支給事務	●児童手当として、高校生年代までの児童を支給対象とし、年6回の支給を行い、経済的負担の軽減を図る。	こども未来課

③要支援者への支援

ア. 子どもの貧困・ひとり親

No.	事業名	事業内容	所管課
75	中学校夜間学級運営事業	●夜間学級は、中学校を卒業することができなかった方、実質的に十分な教育を受けられないまま学校の配慮等により中学校を卒業したものの改めて中学校で学び直すことを希望する方を受け入れ、学校教育法の中学校の目標に準じ教育課程を実施することを目的とするものである。 ●夜間学級の運営にあたっては、生徒が経済的負担を理由に就学を諦めることのないように補助金を支給する。	学校教育課

No.	事業名	事業内容	所管課
76	学校就学援助事業	●家計が苦しくて教育費を出すことができない、子どもが働いて家計を助けなければならないなど、経済的な理由で児童生徒の教育を受ける権利が損なわれることがないように支援する。	学校教育課
77	生活困窮者自立支援事業	●生活困窮者自立支援法に基づき、生活保護に至る前の段階の生活困窮者に対し、日常生活及び社会生活における経済的な自立の促進を図る。 ●経済的に困っている人、仕事がなかなか見つからない人、家族のひきこもりなど、生活に何らかの問題を抱えた人の相談を自立相談支援員が個別に受ける。相談の中で課題を整理し、本人の意欲や想いに寄り添って自立に向けた支援を行う。また、就労支援の一環として、住居を喪失した人、又は喪失するおそれのある人の就労機会の確保に向けて、住居確保給付金を支給する。	福祉総務課
78	生活保護事務事業	●生活保護制度は、生活が困窮状態にある者に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的としている。 ●生活が困窮状態にある者等からの相談に応じ、必要な保護を実施するとともに、助言や指導を行い自立助長を支援する。	生活福祉課
79	子ども等医療費助成事業	●ひとり親家庭の親及び児童（18歳になって最初の3月31日までの児童）に対し、医療費の一部を助成する。	保険年金課
80	母子・父子自立支援給付金等事務事業	●自立支援プログラム策定事業として、ハローワークと連携し、各家庭の実情に応じた自立支援プログラムを策定し、就労支援を行う。 ●自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金として、就職に有利な講座等の受講料の補助や、市指定の対象資格を取得するために修業する場合の生活費を給付する。	こども未来課
81	児童手当等支給事務事業	●児童扶養手当として、父又は母と生計を同じくしていない18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障がい児の場合は20歳未満）を監護する父母等に手当を支給する。 ●特別児童扶養手当として、中程度以上の障がいのある20歳未満の児童の養育者に手当を支給する。	こども未来課

基本目標3 子どもや若者を支える地域・社会の構築

①安全で安心して暮らせる環境づくり

ア. 都市環境

No.	事業名	事業内容	所管課
82	すまい・空家等対策事業	●住宅や建築に関する不安の解消を図り、建築物の安全を確保し、良好な住環境の維持、保全を図ることを目的とする。 ●長期にわたり適正な維持管理がなされていない空き家の存在は、周辺住民に大きな不安を与えることから所有者が適正に管理するよう促す必要がある。また、利活用可能な空家等は、流動を促し、子育て世代の転入を促進する。 ●持続性のある住みよい住環境を提供することを推進する。	住宅政策課
83	公園整備事業	●市内の公園（檀原市公園施設長寿命化対策事業対象公園）においては、施設改修を多世代の公園利用者や地域のニーズに合わせ計画的に行う。 ●老朽化し危険と判断された遊具の更新を優先的に行う。	公園緑地景観課
84	公園管理事務事業	●自治会と管理協定を結び、市民とともに公園緑地を快適に利用できるよう管理を行う。 ●公園の管理については、遊具や公園施設の定期的な点検を実施し、必要に応じ迅速で適切な修理を行い、市民が安全・快適に公園を利用できるように取り組む。 ●新沢千塚古墳群公園において指定管理者制度及びP－P F Iにより、民間事業者の自主性や創意工夫を活かした弾力的かつ効率的な運営を行い、利用者に対するサービスの効果及び効率の向上を図る。 ●公園利用者や地域のニーズを取り入れ、公園施設の活用方法の見直しを行い、民間事業者と連携する公募設置管理制度（P－P F I）等の活用により、新たな公園のブランディングにつながる再整備計画を策定する。	公園緑地景観課
85	市営住宅等整備事業	●住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸するため、檀原市公営住宅等長寿命化計画（檀原市営住宅整備・管理計画を含む）に基づき、老朽化したストックの更新や長寿命化に取り組み、安全で快適な市営住宅を長きにわたって確保する。	住宅政策課

イ. 安全対策

No.	事業名	事業内容	所管課
86	通学路整備事業	●自治会等や学校からの要望、樫原市通学路交通安全プログラムによる定期的な合同点検に基づき、児童生徒の安全を確保するための通学路整備の各種工事を実施し、通学路上の危険要因の除去、軽減を行う。	学校教育課
87	災害対策事業	●市民・行政・防災関係機関・災害協定先が連携する効果的な災害対応体制を構築し、防災教育や訓練を通じて職員の防災力の向上を図るとともに、災害時に必要となる機器や物資の確保に努める。 ●多世代の市民に対する情報発信や自主防災会活動を支援することにより、自助・共助を中心とした地域防災力を向上させる。	危機管理課
88	防犯推進事業	●「樫原市安全で住みよいまちづくりに関する条例」に基づき、市民の安全意識の高揚と自主的な安全活動の推進を図る。 ●自治組織が防犯灯を設置する費用の一部を補助することにより、防犯環境の整備を行い、安全で住みよいまちづくりの実現を目指す。	市民協働課
89	消費者問題対策事業	●安全で豊かな消費生活を安定的に送れる社会、消費者一人ひとりが社会全体の発展と改善につながるよう積極的に行動できる「消費者市民社会」を目指し、多年代に対する消費者問題の啓発を充実させる。 ●被害の未然防止・拡大防止を目的とし、多年代の市民を消費者被害から救済するために消費生活相談で助言・苦情処理のためのあっせん等を行う。消費者問題啓発活動を行う団体とともに、消費者自らが消費者として意識を向上させ「賢い消費者」として自立できるよう支援する。	市民協働課
90	交通安全推進事業	●安全で快適な交通環境実現のため、「子どもの交通安全教室」などの各種交通安全対策を講じることにより交通安全意識を向上させ、さらなる安心・安全な地域社会の実現に寄与することを目的とする。 ●駅周辺の駐輪に関する交通安全や都市景観など様々な問題解決のため、自転車利用のマナー向上、放置自転車等の撤去に取り組む。	都市計画課

No.	事業名	事業内容	所管課
91	交通安全施設整備事業	●交通安全施設の整備工事を行い、安全性を高めることにより、多世代を対象とした快適な市民生活を目指す。 ●児童が安全に利用できるよう通学路を整備する。	建設管理課

②地域における交流や活動の場の充実

ア. 交流・活動の促進

No.	事業名	事業内容	所管課
92	地区公民館管理活用事業	●市内 11 地区において、地元自治会に指定管理者制度を利用して運営してもらうことで、各世代の地域住民が文化活動やレクリエーション活動等を活発に行い、地域住民相互の交流活動を推進し、教養の向上及び地域福祉の増進に貢献する。	中央公民館
93	中央公民館管理活用事業	●中央公民館は各世代の住民の生涯学習や日常生活に最も身近な交流の場として、生涯学習グループ・サークル等の活動を支援し、快適な学習環境を提供する。 ●各世代に対応した生涯学習講座を開催することにより、市民が充実した生きがいのある人生を過ごすためのきっかけづくりの機会を提供する。	中央公民館
94	文化ホール管理活用事業	●芸術的、文化的に優れた公演事業を各世代に好まれる様々なジャンルに渡り行い、身近な環境ですばらしい芸術を鑑賞する機会を提供する。 ●文化芸術活動を実践しようとしている市民や団体等に、活動機会を提供できるように文化発信の拠点として整備し、市民の文化力の向上に寄与する。	生涯学習課
95	体育館管理活用事業	●各世代の住民等に対する健康増進サービスの効果及び効率を向上させ、市民のスポーツ振興並びに地域福祉の一層の増進を図る。対象施設は、香久山体育館・香久山公園・万葉の丘スポーツ広場、曾我川緑地体育館・曾我川緑地、ひがしたけだドーム・東竹田近隣公園・中央体育館とする。	スポーツ推進課
96	檀原運動公園管理活用事業	●各世代の住民等に対する健康増進サービスの効果及び効率を向上させ、市民のスポーツ振興並びに地域福祉の一層の増進を図る。	スポーツ推進課

No.	事業名	事業内容	所管課
97	地域活動支援事業	● 橿原市観光交流センターの市民活動交流広場において、市民活動相談員によるボランティア相談、ボランティア保険や出前講座の受付、コピー機やパソコン、交流コーナーの貸出等を行い、市民公益活動のサポートを行う。また、広報誌、ホームページやSNSを通じて、登録団体・個人の活動内容や市民活動交流広場のイベント等のボランティア活動に有益な情報発信を行い、市民活動を活発にして行政と市民との協働を進める。 ● 市民公益活動団体の自立や活性化の促進のため、市民活動公募事業支援補助金を交付し、資金面からの支援を行う。 ● 橿原市観光交流センターの市民活動交流広場において、市民活動相談員によるボランティア相談を行う。 ● 市民公益活動に役立つ講座を開催し、市民との協働によるまちづくりを推進する。	市民協働課
98	自治委員活動支援事業	● 多年代の市民の地域活動への関心や参加意識の高揚と多年代の市民相互の連帯意識を培うために、各自治組織へ有益な情報提供や補助金を交付し、地域コミュニティの形成を図る。 ● 行政運営を円滑に進めるため、行政と多年代の市民との橋渡し役に地域代表者を「橿原市自治委員」として委嘱する。自治委員が市政の連絡調整や広報の配布、また市民要望の取次ぎなどの任務を効率的に遂行できるよう支援し、協働のまちづくりを推進する。	市民協働課

③子育てを支えるネットワークや仕組みの強化

ア. ネットワーク・連携

No.	事業名	事業内容	所管課
99	学校教育事務事業	● 障がいの状態、本人の教育的ニーズ等を十分に踏まえ、総合的な観点から適正な就学先を決定していけるよう教育支援委員会を実施する。 ● 校務支援システムの活用を推進し、教職員の働き方改革を図る。 ● 教育参与、学校相談員を配置し、柔軟かつ迅速な学校教育行政を推進する。	学校教育課

No.	事業名	事業内容	所管課
100	学校地域連携推進事業	●各校に設置したコミュニティ・スクールの学校運営協議会制度を活用して熟議を重ね、「地域と共にある学校づくり」を推進し、地域の教育力向上を図る。 ●文部科学省が推進する「地域学校協働活動」に基づき、地域と学校が協働し、登下校の見守り活動や環境整備活動等の事業について、地域学校協働本部に事業委託を行う。	人権・地域教育課

イ. 推進体制の強化

No.	事業名	事業内容	所管課
101	統計調査事務事業	●樺原市統計書等の統計情報を市民等に発信する。	総務課
102	企画調整事務事業	●本市の指針となる総合計画及び総合戦略の策定及び進行管理を行い、計画的かつ着実な業務の遂行を図る。	企画政策課
103	行政改革事務事業	●行政評価の導入により、行政情報の公開による住民参加の促進や、職員の意識改革と説明力の向上、成果重視の行政へとつなげる。	企画政策課
104	職員能力向上事業	●各階層別に求められる教養に合わせた基本研修を行い、公務員としての自覚や職務遂行能力向上を行う。一方、各部署において求められる専門性を養うため、市町村国際文化研修所等への派遣研修を実施している。職員自身が能動的に子育て支援等についての専門性を養える環境を整えている。	人事課
105	教育総務管理事務事業	●学校教育の充実や生涯学習の推進など幅広い分野にわたる教育行政を一体的に推進するため、また教育の機会均等、教育水準の維持向上及び地域の実情に応じた教育の振興が図れるよう、国、県との適切な役割分担及び相互協力の下、公正かつ適正に教育委員会議の運営を行い、教育に関する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行う。	教育総務課

No.	事業名	事業内容	所管課
106	子ども・子育て支援事務事業	●こども・子育て会議を開催し、子ども・子育て支援事業計画、こども・若者計画及びこどもの貧困対策推進計画を一体とし、こども大綱を勘案したこども計画の策定を行い、今後のこども施策について総合的に検討を行っていく。 ●こども政策の指針となるこども計画の策定及び進行管理を行い、計画的かつ着実な業務の遂行を図る。 ●育児不安の軽減等を図るために、子育てに関する様々な情報を一つにまとめた冊子を作成、配布している。また、外出時も気軽に見ることができるように、電子書籍版の配信も行っている。 ●子育て世帯が欲しい情報を見つけやすくし、子育てに関連する情報をピックアップしたサイトを作成し、管理運営を行っている。 ●意識改革につなげるために、今後「こどもまんなか応援サポーター」への参加を検討していく。	こども政策課
107	I C T推進事業	●I C T技術を活用し、内部事務のペーパーレス化、オンライン化等を推進し、効率的で生産性の高い業務方式を全庁に展開することにより、市民の利便性の向上とコスト削減を行う。 ●行政手続きのオンライン化等を検討し、市民にとってわかりやすく、スムーズな手続きを行える市役所の実現に向けて仕組みづくりを推進する。	デジタル戦略課
108	教育・保育総務事務事業	●保護者の利便性向上を図るため、令和7年度保育所継続入所申請分から、電子申請受付を導入するなど、子育て関連手続きのデジタル化の推進を検討する。	こども未来課
109	地域福祉活動推進事業	●複雑化・多様化する地域課題に取り組むべく、地域をはじめ、関係団体、社会福祉協議会、行政等が協働し、支え合えるための重層的な地域福祉による支援体制を目指す。 ●地域住民の相談役であり、行政とのパイプ役である民生児童委員の活動を支援する。 ●災害発生時に備えて、個別避難計画書の作成等、避難行動要支援者制度の充実を図り、また、平常時からの地域における見守り活動を通じた、地域での関係性の構築に努める。	福祉総務課

(6) 檀原市こども・子育て会議条例

平成 25 年 9 月 30 日条例第 18 号

改正

令和 5 年 3 月 31 日条例第 6 号

令和 6 年 3 月 29 日条例第 10 号

檀原市こども・子育て会議条例

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 72 条第 1 項の規定及びこども基本法（令和 4 年法律第 77 号。以下「基本法」という。）第 13 条第 3 項の規定に基づき、檀原市こども・子育て会議（以下「こども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 こども・子育て会議は、次の各号に掲げる事務を処理する。

- (1) 法第 72 条第 1 項各号に掲げる事務
- (2) 基本法第 10 条第 2 項に規定する市町村こども計画の作成、進捗管理等に関わる事務

(組織)

第 3 条 こども・子育て会議は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援に関して知識及び経験を有する者
- (2) 基本法第 13 条第 2 項の関係機関に属する者
- (3) 前 2 号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第 5 条 こども・子育て会議に、会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、こども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 こども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 こども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(専門委員)

第 7 条 こども・子育て会議に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関して知識又は経験を有する者のうちから市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、こども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長がこども・子育て会議に諮って定める。

附 則 (抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月31日条例第6号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月29日条例第10号)

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(檀原市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 檀原市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和32年檀原市条例第9号)の一部を次の表のように改正する。

(次のよう略)

(7) 檀原市こども・子育て会議委員名簿

(敬称略 五十音順)

区分	役職	氏名	備考
子ども・子育て支援に関する有識者	元奈良芸術短期大学 参事	天根 俊治	会長
子ども・子育て支援に関する 事業に従事する者	私立保育園 代表 (檀原こども園 園長)	伊瀬 哲也	
労働者を代表する者	連合奈良南和地域協議会 代表	北尾 亮	
子どもの保護者	檀原市PTA連合会 代表	木村 千晶	
子ども・子育て支援に 関する有識者	元檀原市教育委員	桐山 吉子	
子ども・子育て支援に 関する有識者	畿央大学 教授	椎名 美穂子	
事業主を代表する者	公益社団法人 檀原経済倶楽部 会長	高瀬 泰嗣	
子どもの保護者	檀原市放課後児童クラブ 保護者連絡協議会 代表	高西 裕希	
子ども・子育て支援に 関する有識者	檀原市歯科医師会 会長	田中 雅彦	
こども・若者委員 (市民公募委員)	こども・若者 代表(社会人)	中川 舜介	
子どもの保護者	檀原市 PTA 連合会幼稚園・ こども園 委員会 代表	野呂 華世	
こどもの権利や貧困状況等に 関する知見を有する外部団体	若者サポートステーションやまと 統括コーディネーター	原田 秀聡	
子ども・子育て支援に 関する有識者	檀原市自治委員連合会 会長	榊谷 佐千代	
子ども・子育て支援に関する 事業に従事する者	私立保育園 代表 (愛育保育園 園長)	松井 大典	
子ども・子育て支援に 関する有識者	檀原地区医師会 代表	三浦 修治	
こども・若者委員 (市民公募委員)	こども・若者 代表(高校生)	森岡 海帆	
子どもの保護者	檀原市育児サークル代表	柳本 美予	
子ども・子育て支援に 関する有識者	檀原市民生児童委員協議会 会長	山本 邦彦	会長職務 代理者
子ども・子育て支援に関する 事業に従事する者	私立幼稚園 代表 (常盤幼稚園 園長)	吉川 隆博	
こどもの権利や貧困状況等に 関する有識者	奈良弁護士会 会員	米澤 弘朗	

(8) 策定経過

時期	内容
令和5年9月28日	令和5年度第1回檀原市子ども・子育て会議の開催 ・施策の実施状況について ・教育・保育と地域子ども・子育て支援事業の進捗状況について ・檀原市第3期子ども・子育て支援事業計画作成にかかるスケジュール ・アンケート調査について ・委員委嘱の更新について
令和5年11月8日 ～令和5年11月30日	檀原市の子ども・子育てに関するアンケート調査及び 小学5・6年生対象アンケート調査の実施
令和6年2月29日	令和5年度第2回檀原市子ども・子育て会議の開催 ・子ども・子育て支援事業計画進捗報告 ・計画策定における調査結果報告等
令和6年5月23日	令和6年度第1回檀原市こども・子育て会議の開催 ・計画の趣旨説明について ・檀原市第1期こども計画策定にかかるスケジュール ・ニーズ調査票案について
令和6年7月1日 ～令和6年7月19日	子どもの生活実態調査及び 子ども・若者の生活や意識に関するアンケート調査の実施
令和6年10月3日	令和6年度第2回檀原市こども・子育て会議の開催 ・檀原市第2期子ども・子育て支援事業計画進捗報告 ・アンケート調査結果概要について ・こども・子育て会議における審議内容について ・檀原市第1期こども計画たたき案について
令和6年11月21日	令和6年度第3回檀原市こども・子育て会議の開催 ・こども計画素案について ・パブリックコメント及び子どもの意見聴取について
令和6年12月9日 ～令和7年1月10日	パブリックコメント及び子どもの意見聴取の実施
令和7年2月13日	令和6年度第4回檀原市こども・子育て会議の開催 ・パブリックコメント及び子どもの意見聴取結果について ・パブリックコメント及び子どもの意見聴取結果を受けたこども計画最終案について ・檀原市第2期子ども・子育て支援事業計画進捗報告について

橿原市第1期こども計画

発行：令和7年3月

編集：橿原市 こども部 こども政策課

〒634-8509 奈良県橿原市内膳町1-1-60

橿原市役所分庁舎（ミグランス）2階

電話番号：0744-47-2786 FAX：0744-25-2221

市ホームページ：<https://www.city.kashihara.nara.jp>



檜原市
第1期こども計画